

令和8年度

富 山 県 水 防 計 画



この計画は、水防法第7条第1項の規定に基づき、
富山県における水防事務の調整及びその円滑な実施の
ために、必要な事項を定めるものである。

令和8年度

富 山 県 水 防 計 画

水 防 計 画	・ ・ ・ ・ ・	4
附 属 資 料		
附 表	・ ・ ・ ・ ・	40
附 図	・ ・ ・ ・ ・	177
参 考	・ ・ ・ ・ ・	190

目 次

第1章 総 則	
第1節 目 的	4
第2節 用語の定義	5
第3節 水防の責任等	8
第4節 津波における留意事項	10
第5節 安全配慮	11
第2章 水 防 組 織	
第1節 富山県の水防組織	12
第2節 水防管理団体の水防組織	14
第3節 富山県大規模減災対策協議会	14
第3章 重 要 水 防 箇 所	
第1節 重要水防箇所	14
第4章 水 防 施 設	
第1節 水防設備・資器材の整備	14
第2節 輸送の確保	15
第5章 通 信 連 絡	
第1節 水防通信連絡系統	15
第2節 水防信号	16
第6章 水 防 活 動	
第1節 気象情報等の通知及び雨量、水位・流量、波高等の観測・通報・公表	16
第2節 巡視及び警戒	19
第3節 非常配備と出動	20
第4節 水防警報の発表と解除	22
第5節 洪水予報の発表	23
第6節 高潮予報海岸における高潮予報	23
第7節 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の発表	24
第8節 ダム及び水門等の操作	24
第9節 水防標識及び身分証票	25
第10節 水防作業	25
第11節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の処置	27
第12節 避難のための立退き	29
第13節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	30
第14節 水防解除	33
第15節 水防報告等	33
第7章 協 力 ・ 応 援	
第1節 河川管理者の協力	34
第2節 下水道管理者の協力	35
第3節 海岸管理者の協力	35
第4節 居住者等の協力	35
第5節 隣接県との協力	35
第6節 水防管理団体相互の協力	36
第7節 警察官の援助要求	36
第8節 自衛隊の派遣要請	36
第9節 水防協力団体	36
第8章 水防管理団体の水防計画	
第1節 水防計画の樹立	37
第2節 水防協議会の設置	37
第9章 水 防 訓 練	
第1節 水防訓練	38

第10章 水 防 費 用
第 1 節 費用負担 38
第 2 節 公用負担 38

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、富山県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

用 語	定 義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（水防事務組合）若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、都道府県知事が指定したものをいう。（法第4条）
水防管理者	水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第2条第5項）
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。（法第6条）
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。 （法第2条第7項・第10条第3項） 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる、法人、その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定したものをいう。（法第36条第1項）
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項・第16条）
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。 （法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）

高潮予報海岸	国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う。 (法第11条の3、気象業務法第14条の2第2項)
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。 (法第13条)
水位周知下水道	都道府県知事または市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。 (法第13条の2)
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。 (法第13条の3)
水位到達情報	水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知下水道または水位周知海岸においては氾濫発生に関する情報をいう。
水防団待機水位 (通報水位)	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定めるものであって、水防機関が水防体制に入る水位をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。 (法第12条第1項)
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その推移の状況を公表しなければならない。 (法第12条第2項)
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる。

氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する。(法第13条第1項・第2項)
氾濫発生水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位(堤防天端高(又は背後地盤高))をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。
内水氾濫危険水位	雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。(法第13条の2第1項及び第2項)
洪水特別警戒水位	災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 (法第13条第1項及び第2項)
雨水出水特別警戒水位	内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 (法第13条の2第1項及び第2項)
高潮特別警戒水位	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 (法第13条の3)
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる(越水)等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。 (法第14条第1項)
内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事または市町村長が指定した区域をいう。 (法第14条の2)
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域を言う。 (法第14条の3)
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。 (法第15条の6)
有義波高	ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の3分の1の個数の波を選び、これらの波高を平均したものをいう。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は、次のとおりである。

(1) 富山県の責任

富山県内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主として次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 都道府県水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項・第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報並びに洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項）
- ⑦ 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- ⑧ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑨ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑩ 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑪ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑫ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑬ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑭ 水防信号の指定（法第20条第1項）
- ⑮ 氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項、法第25条第2項）
- ⑯ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑰ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑱ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑲ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑳ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体（市町村）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主として次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- ⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- ⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑧ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な

指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）

- ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑩ 浸水被害軽減地区の指定・公表及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7及び法第15条の8）
- ⑪ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑫ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑬ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑭ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑮ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑯ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条第1項）
- ⑰ 堤防等決壊の通報、決壊後の処置（法第25条・第26条）
- ⑱ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条）
- ⑲ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑳ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ㉑ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項・第3項）
- ㉒ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条第1項）
- ㉓ 水防協力団体の指定・公示（法第36条第1項）
- ㉔ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉕ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉖ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉗ 消防事務との調整（法第50条）

(3) 国土交通省の責任

- ① 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第3項）
- ② 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑤ 洪水予報、高潮予報、又は水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑧ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項・第2項）
- ⑨ 氾濫等の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項）
- ⑩ 重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑪ 特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑫ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑬ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 河川管理者の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

- ③ 氾濫等の通報（法第24条の2）
- (5) 海岸管理者の責任
 - ① 氾濫等の通報（法第24条の2）
- (6) 気象庁の責任
 - ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）
 - ③ 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- (7) 居住者等の義務
 - ① 水防活動への従事（法第24条）
 - ② 水防通信への協力（法第27条）
- (8) 量水標管理者の責任
 - ① 水位状況の関係機関への通報（法第12条第1項）
 - ② 水位状況の公表（法第12条第2項）
- (9) 放送局、電話局、鉄道その他の通信報道機関の責任
 - ① 水防上緊急を要する通信の最も迅速な実施への協力（法第27条）
- (10) 河川工作物等の管理者の責任

河川工作物等の管理者は、当該工作物の決壊等により水害が予想されるときは、当該水防管理者の指揮下に入るものとする。
- (11) 水防協力団体の義務
 - ① 堤防等決壊の通報（法第25条）
 - ② 決壊後の処置（法第26条）
 - ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
 - ⑤ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

また、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、避難誘導や水防作業の際は水防団員自身の安全を確保しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例)・水防活動時には、ライフジャケットを着用する

- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器を携行する
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる
- ・水防活動は原則として複数人で行う（水門等操作を含む）。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団等へ周知し、共有しなければならない
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する
- ・津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。

など、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

第2章 水防組織

第1節 富山県の水防組織

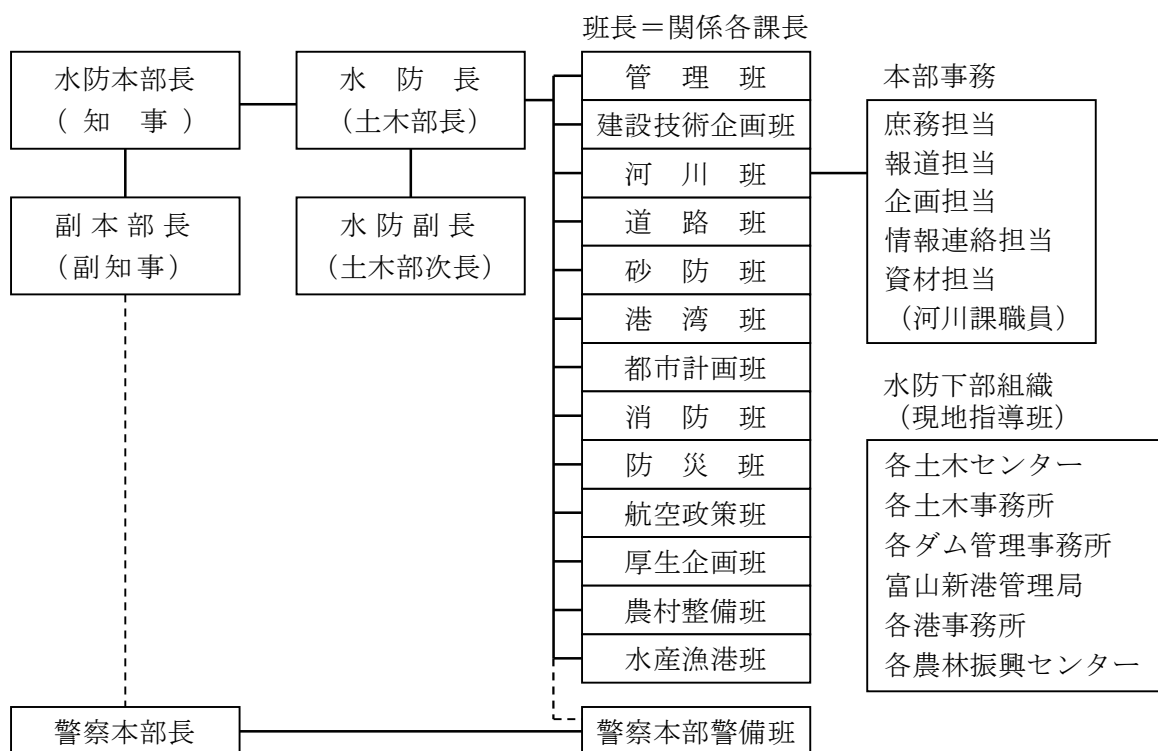
1 水防本部の設置

富山県内における水防を統括するために富山県水防本部（以下「水防本部」という。）を置くものとし、本部長には富山県知事をもって充て、本部事務は富山県土木部河川課が行う。

なお、水防本部は、富山県災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合されるものである。

2 水防本部の組織

(1) 水防本部組織



(各班の任務)

水防本部各班は、気象状況に十分注意し、水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

班	任 務
管理班	・ 部内の連絡調整に関する事項
建設技術企画班	・ 被害状況の取りまとめに関する事項 ・ 各班相互の協力、応援に関する事項
河川班	・ 水防活動の総括に関する事項 ・ 雨量、水位等観測資料の収集連絡に関する事項 ・ 水防警報等の受発報に関する事項 ・ 水防無線に関する事項 ・ 河川海岸施設の水防に関する事項 ・ 管理ダム、建設ダム等の水防に関する事項
道路班	・ 水防時における交通規制、交通情報の収集、連絡に関する事項 ・ 道路施設の水防に関する事項
砂防班	・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等の水防に関する事項 ・ 土砂災害警戒情報の発表に関する事項 ・ 土砂災害緊急情報の通知等に関する事項
港湾班	・ 港湾区域の潮位、風向風速、波高の資料の収集、連絡に関する事項 ・ 災害輸送用船舶の確保に関する事項 ・ 港湾施設の水防に関する事項
都市計画班	・ 都市公園及び下水道施設の水防に関する事項
消防班	・ 消防機関に対する応援の指示に関する事項 ・ 消防の水害防御の連絡調整に関する事項
防災班	・ 気象情報に関する事項 ・ 消防の水害防御の連絡調整に関する事項
航空政策班	・ 空港の水防に関する事項
厚生企画班	・ 水防時の災害救助に関する事項
農村整備班	・ 農業用施設の水防に関する事項
水産漁港班	・ 漁港施設の水防に関する事項
警察本部警備班	・ 水防時の災害警備に関する事項

(2) 水防下部組織

水防本部の下部組織として、各土木センター・土木事務所、各ダム管理事務所、富山新港管理局、各港事務所、各農林振興センターによる現地指導班を置くものとし、各水防下部組織においては水防本部に準じて水防体制を編成するとともに、事務分担を定めるものとする。

なお、土木センター・土木事務所、農林振興センターの所管区域は、**参考－１**のとおりである。

第2節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、富山県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画において定めるものとする。また、区域の水防を十分に果たすため、水防団等を組織するものとする。（水防管理団体及びその水防区域等は、**附表－1**のとおりである。）

なお、指定水防管理団体の水防団員の基準は、指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例（昭和24年富山県条例第42号）により、概ね次の標準による。ただし、水防管理者が水防実施に支障ないと認める場合は、その標準以下に減ずることを妨げない。

- ・水防上特に重要と認められる箇所については、その延長10メートルにつき1人
- ・その他の箇所については、その延長50メートルにつき1人

第3節 大規模氾濫減災協議会

都道府県知事が組織する大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして取組を推進するものとする。

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

富山県内の水防箇所のうちで、洪水等が公益上に及ぼす影響の特に大なる箇所を、重要水防箇所に指定する。その箇所は、**附表－2**のとおりとする。

第4章 水防施設

第1節 水防設備・資機材の整備

富山県は、水防管理団体の備蓄資器材が不足するような緊急の場合に際し、応急支援するための資器材を備蓄するものとする。

水防管理者は、累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資器材を常に整備するものとする。また、資材の確保のため、重要水防箇所近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農業従事者、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えるものとする。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充するものとする。

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、国土交通省の応急復旧用資器材又は富山県の備蓄資器材を国土交通省関係事務所長又は土木センター（事務所）所長の承認を受けて使用することができる。国土交通省関係事務所長及び土木センター（事務所）所長は、予備鍵の貸与等についてあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

なお、毎年次表に掲げる日を水防倉庫の調査日と定め、資器材の点検を実施し、その状況を所管の土木センター・土木事務所を経由して、水防本部に報告しなければならない。

調 査 日		調査事項	備 考
梅 雨 期	5月10日まで	資器材等の点検	} 記録作成
	5月20日まで	補充後の検査	
台 風 期	8月10日まで	資器材等の点検	
	8月20日まで	補充後の検査	

なお、現在整備されている水防倉庫、富山県防災行政無線は、**附表－３**のとおりであり、富山県及び指定水防管理団体において備蓄している主要水防資材の種類及び数量は、それぞれ**附表－３の１・３の２**のとおりである。

また、国土交通省の備蓄している主要水防資材及び特殊資材の種類及び数量は、それぞれ**附表－３の３・３の４**のとおりである。

第２節 輸送の確保

１ 輸送計画の樹立

非常の際、水防資器材、作業員等の輸送を確保するため、各土木センター（事務所）所長は、管内の水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立するものとする。

また、水防管理者は、管内の重要水防箇所においてあらゆる状況を推定して、次のような輸送経路図を作成して所管の土木センター（事務所）所長に提出するとともに、近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画するものとする。

- ・付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図

２ 輸送機関の協力

西日本旅客鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社及び富山地方鉄道株式会社並びにその他の輸送機関は、水防資器材等の輸送計画に対して協力するものとする。

第５章 通 信 連 絡

第１節 水防通信連絡系統

水防の通信連絡は、電話、富山県防災行政無線（電話番号及び富山県防災行政無線のかけ方は、**参考－１３**参照）を優先使用することを原則とし、非常の場合はテレビ、ラジオ等によって、迅速かつ正確に次の連絡系統により実施するものとする。

なお、通信連絡の万全を期するために、水防通信の発着点、資器材等の備蓄場及び水防作業現場等には、必ず自動車等による伝令等を常に配置するものとする。

(1) 水防情報の通信連絡

連絡系統は、**附図－１・１の１**のとおりとする。

(2) 気象情報等（水防上必要な警報・注意報等をいう。以下同じ。）の通知連絡

通知系統は、**附図－２・２の１**のとおりとする。

また、地震・津波情報は、**附図－２の２**のとおりとする。

- (3) 雨量、水位・流量、有義波高の通信連絡
連絡系統は、**附図－３・３の１・４・５**のとおりとする。

第２節 水防信号

富山県水防信号規則（昭和24年富山県規則第98号）の定めるところにより、水防に用いる信号は、次のとおりとする。

(1) 報知信号

河川の水位が量水標の示す警戒点（氾濫注意水位）に達したことを知らせるもの

(2) 出場信号

水防団員、消防機関及び水防協力団体に属する者の全員に出動を求めることを知らせるもの

(3) 避難信号

必要と認める区域の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

前記(1)から(3)までの信号は、次の方法によって発信する。

(水防信号)

方法 区分	サイレン信号				警 鐘 信 号			
報知信号	30秒 ○－	6秒 休止	30秒 ○－	6秒 休止	○	○－○－○－○	○	○－○－○－○
出場信号	5秒 ○－	6秒 休止	5秒 ○－	6秒 休止	○－○－○	○－○－○	○－○－○	
避難信号	5秒 ○－	2秒 休止	5秒 ○－	2秒 休止	○－○－○－○－○－○－○－○－○－○			

備考

- 警鐘信号については、次のとおりとする。
 - 報知信号は、1点4点の交打
 - 出場信号は、3点打
 - 避難信号は、連打（乱打）
- 信号の時間は、サイレン信号の場合にあっては2分間、警鐘信号の場合にあっては5分間とする。
- 信号は、それぞれ併用することができる。
- 水災の危険が去ったときは、口頭で伝達する。
- 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、この表に準じて水防信号を発する。

第6章 水 防 活 動

第１節 気象情報等の通知及び雨量、水位・流量、波高等の観測・通報・公表

1 気象情報等の通知

(1) 気象台の措置

富山地方気象台（以下「気象台」という。）は、富山県内における水防上必要な予報、警報及び情報を水防本部及び国土交通省へ通知するものとする。（気象業務法第14条の2）（**附図－２**

参照)

なお、水防活動の利用に適合する水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報、危険警報及び特別警報をもって代える。

(参考－５：富山地方気象台が発表する水防活動に必要な予報・警報参照)

(2) 水防本部の措置

水防本部は、気象台から洪水、津波又は高潮のおそれがある気象情報等の通知を受け、必要があるときは、速やかに次の措置をとるものとする。

- ① 各土木センター・土木事務所、各ダム管理事務所、富山新港管理局、各港事務所に通報する。
- ② 水防管理団体、量水標管理者に通報する。
- ③ ダム管理主任技術者に通報する。
- ④ 重要水防箇所指定された工作物の管理者に通報する。
- ⑤ その状況に応じて、広報網により県民一般に周知する。

なお、水防本部は、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所より高波に関して注意体制の通知、水防警報の発表その他の情報を受け、必要があるときは、速やかに該当の土木センター・土木事務所に情報を伝達するものとする。

(3) 山間地の発電所等の措置

各種気象実況等を総合することによって気象状況をより確実に把握できるので、水防の一環として、山間地の発電所等は雨量及び流量を水防本部に通報しなければならない。(附図－３・５参照)

2 雨量の観測及び通報連絡

富山県及び電力会社の雨量観測所は、気象情報等の通知を受けたとき、又はその他洪水のおそれがあることを察知したときは、雨量の変動を監視し、次の通報要領により直ちに水防本部に通報しなければならない。(附図－３参照)

また、やむを得ない理由により連絡系統図での連絡を行うことができない場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡するものとする。

ただし、富山県河川情報システムにより通報事項を確認できる場合は、水防本部へ通報があったものとみなす。

なお、富山県内の雨量観測所は、**附表－４**のとおりである。

(通報要領)

(1) 通報基準

- ① 連続24時間雨量で80mm以上に達したとき。
- ② 1時間雨量が20mm以上に達したとき。
- ③ 大雨・洪水に関する警報・注意報が発せられたとき。

1時間ごとに通報するものとし、以後は警報、注意報が発表中継続するものとする。

ただし、水防本部は、気象状況に応じ、これを変更することができる。

(2) 通報事項

- ① 日時
- ② 場所
- ③ 降雨量

④ その他参考事項

3 水位・流量、波高、潮位の観測及び通報連絡

水防管理者、量水標管理者及びダム管理主任技術者は、気象情報等の通報を受けたとき、又はその他洪水等のおそれがあることを察知したときは、水位・流量あるいは有義波高、潮位の変動を監視し、次の通報要領により直ちに水防本部に通報しなければならない。（附図－４・５参照）

また、やむを得ない理由により連絡系統図での連絡が行うことができない場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡するものとする。

ただし、富山県河川情報システムにより通報事項を確認できる場合は、水防本部へ通報があったものとみなす。

なお、富山県内の水位、流量、波高、潮位等の観測所は、附表－５・６・７のとおりである。

（通報要領）

(1) 通報基準

- ① 水防団待機水位（流量）に達したとき。
- ② 氾濫注意水位（流量）に達したとき。
- ③ 避難判断水位（流量）に達したとき。
- ④ 最高水位又は最高流量に達したとき。
- ⑤ 避難判断水位（流量）を下回ったとき。
- ⑥ 氾濫注意水位（流量）を下回ったとき。
- ⑦ 水防団待機水位（流量）を下回ったとき。
- ⑧ 高潮では、潮位が上昇し、気象状況等により危険が予想されるとき。
- ⑨ 高波では、田中観測所又は石田観測所では有義波高が水防警報発表基準を超えたとき。

なお、水防団待機水位（流量）を上回ったときから、その水位を下回るまで、又は有義波高が水防警報発表基準を超えたときから、その基準を下回るまでの間、１時間ごとに水位、有義波高等を通報するものとする。

ただし、水防本部は、気象状況に応じ、これを変更することができる。

なお、水防団待機・氾濫注意・避難判断水位（流量）等は、附表－５・６のとおりとする。

(2) 通報事項

- ① 日時
- ② 場所
- ③ 水位
- ④ 流量
- ⑤ 有義波高
- ⑥ その他参考事項

4 氾濫注意水位の公表

量水標管理者は、量水標等の示す水位又は流量が氾濫注意水位を超えるときは、インターネットにより、その水位又は流量の状況について公表しなければならない。（参考－14参照）

なお、氾濫注意水位は、附表－５のとおりとする。

5 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し、早期の復旧に努めるとともに、その状況を速やかに周知すること。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて周知すること。

第2節 巡視及び警戒

1 巡視

- (1) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この節において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下この節において「河川等の管理者」という。）に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

この通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水、津波又は高潮の終息後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認められる箇所の巡視を行う場合は、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

- (2) 重要水防箇所に指定された工作物の管理者は、常に点検・整備を行うとともに、水防管理者及び国土交通省関係事務所長又は所管の土木センター（事務所）所長と協議のうえ、応急水防工法を定めなければならない。

2 警戒

- (1) 洪水

水防管理者等は、水防管理団体が非常配備体制をとったとき、又は出動命令を発したときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、**附表－2**に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心に巡視するものとする。（堤防の川側、上端及び居住地側の3班に分ける等、水防警報河川以下の河川及び溪流にあつては、適宜班を構成すること。）

特に次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、水防本部及び所管の土木センター・土木事務所並びに国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第6章10節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- ② 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 堤防上端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から溢水のおそれ（水のあふれるおそれ）のある箇所の水位の状況
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合の異状

⑥ 橋りょうその他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮・高波

水防管理者等は、水防管理団体が非常配備体制をとったとき、又は出動命令を発したときは、高潮又は高波襲来までの時間的余裕を十分考慮して、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要水防箇所を中心に巡視するものとする。

特に次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、水防本部及び所管の土木センター・土木事務所並びに国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡しなければならない。

- ① 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- ② 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 堤防上端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から溢水のおそれ（水があふれるおそれ）のある箇所の潮位、波高の状況
- ⑤ 排水門、取水門、閘門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合の異状
- ⑥ 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異状

3 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行できる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

4 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（法第21条第1項）

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、これらの者の職権を行うことができる。（法第21条第2項）

第3節 非常配備と出動

1 富山県の非常配備

(1) 富山県は、水防に関する警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、洪水等の恐れがなくなったと認められるときまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

非常配備の発令は、水防本部長が行うものとする。ただし、現地指導班長は、自らの管轄水防区域の状況を考慮して、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めるとともに、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。この場合は、直ちに水防本部長に報告するものとする。

種別	配 備 の 内 容	配 備 時 期
第 1 配 備	少数の人員をもって、情報の収集及び連絡等の業務を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制を整えるものとする。	(1) 富山県下にレベル 2 大雨注意報、レベル 2 氾濫注意報、レベル 2 高潮注意報又は波浪警報の一以上が発表され、今後の気象情報と水位及び流量情報に注意と警戒を必要とするが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはかなり時間的余裕のある場合で、水防本部長が指令したとき。 (2) 高波について、下新川海岸において国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所で注意体制が発令された場合で、水防本部長が指令したとき。 (3) 富山県下にレベル 3 土砂災害警報が発表された場合で、水防本部長が指令したとき。 (4) 県管理河川において水防警報を発表する必要がある、水防本部長が指令したとき。 (5) その他水防本部長が指令したとき。
第 2 配 備	第 1 配備の 2 倍程度の人員をもって、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できるよう各種機関と十分連絡し、万全の水防体制を整えるものとする。	(1) 富山県下にレベル 3 大雨警報、レベル 3 氾濫警報又はレベル 3 高潮警報の一以上が発表され、水防活動を必要とする事態の発生が予想され、水位又は流量が指定水位又は指定流量に達し、今後増水等のおそれがあり、水防活動の開始が考えられる場合で、水防本部長が指令したとき。 (2) 高波について、下新川海岸において国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所より水防警報が発表された場合で、水防本部長が指令したとき。 (3) 富山県下にレベル 4 土砂災害危険警報が発令された場合で、水防本部長が指令したとき。 (4) 津波について、富山県沿岸において大津波警報又は津波警報が発表された場合で、水防本部長が指令したとき。 (5) その他水防本部長が指令したとき。
第 3 配 備	所属人員全員をもって、完全な水防体制をとるものとする。	(1) 事態が切迫して水防活動の必要が予想され、又は事態の規模が拡大し第 2 配備では対処できないと考えられる場合で、水防本部長が指令したとき。 (2) その他水防本部長が指令したとき。

(2) 非常配備の解除は、今後水防活動の必要がなくなったときに、水防本部長が指令する。

2 水防管理団体の非常配備と出動

(1) 水防管理団体の非常配備

水防管理者は、情報判断を的確に行い、あらかじめ水防本部に準ずる非常配備の体制を整備しなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、この計画に応じた水防計画を定め、万全の体制を保持しなければならない。

(2) 待機

水防管理者は、次の場合に、管内の水防団及び消防機関を津波の危険がない箇所待機させるものとする。ただし、津波の危険がない箇所での水防活動等の実施を妨げない。

- ① 管内の河川又は海岸において、津波に係る水防警報（待機）が発表されたとき。
- ② 気象庁が富山県沿岸に大津波警報又は津波警報を発表し、かつ、水防管理者が水防団員と消防機関に属する者の安全確保が困難と判断したとき。

(3) 出動準備

水防管理者は、次の場合に、管内の水防団及び消防機関に対し、出動準備をさせるものとする。

- ① 水防管理者が非常配備を発令したとき。
- ② 管内の河川又は海岸において、水防警報（（準備）又は（待機・準備））が発表されたとき。
- ③ 河川の水位が水防団待機水位（流量）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- ④ 気象状況等により洪水、津波又は高潮の危険が予知されるとき。ただし、津波については、水防団員と消防機関に属する者の安全が確保できる時間的余裕があると水防管理者が判断したとき。

(4) 出動

水防管理者は、次の場合に、直ちに管内の水防団及び消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に基づき出動させ、警戒配置につかなければならない。

- ① 管内の河川又は海岸において、水防警報（出動）が発表されたとき。
 - ② 河川の水位が氾濫注意水位（流量）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
 - ③ 気象状況等により洪水、津波又は高潮の危険を認めるとき。ただし、津波については、水防団員と消防機関に属する者の安全が確保できる時間的余裕があると水防管理者が判断したとき。
- なお、水防団員等現員表は、**附表－８**のとおりである。

第４節 水防警報の発表と解除

１ 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

２ 水防警報の発表

国土交通大臣が指定した河川（水防警報河川）、海岸（水防警報海岸）等について、水防活動を行う必要があるときは、国土交通大臣はその旨を警告（水防警報）し、その警報事項を水防本部等に通知しなければならない。

富山県知事が指定した河川（水防警報河川）、海岸（水防警報海岸）等について、水防活動を行う必要があるときは、所管の土木センター・土木事務所は、水防管理団体にその旨を警告（水防警報）するとともに、その警報事項を水防本部に報告しなければならない。

水防警報の発表及び通知は、**附図－１**の系統により行うものとする。

国土交通大臣又は富山県知事が水防警報を行う河川・海岸（水防警報河川・海岸）及びその区域は、**附表－９**のとおりとする。

3 水防警報の発表基準

水防警報の発表基準は、**附表－１０・１０の１・１０の２・１０の３・１０の４・１０の５**のとおりとする。

4 水防警報の発報及び受報

水防警報の発報担当者及び受報者は、**附表－１１**のとおりとし、その状況の伝達及び受報簿（**附表－１１の１・１１の２**）を作成しなければならない。

また、水防警報発報形式は、**附表－１２**のとおりとする。

なお、水防警報により水防活動を実施した場合は、**附表－１２の１**により水防本部へ報告しなければならない。

5 水防警報の解除

国土交通省又は富山県の水防警報発表機関は、水防活動の必要がなくなったと判断したときは、水防警報を解除するとともに、直ちに**附図－１**の系統により水防本部等へ通知しなければならない。

なお、水防警報解除形式は、**附表－１２**のとおりとする。

第５節 洪水予報の発表

1 洪水予報の発表

国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について、国土交通省及び気象庁の機関が共同して洪水予報を発表し、水防本部がその通知を受けたときは、水防本部は所管の土木センター・土木事務所に通知するとともに、所管の土木センター・土木事務所は関係水防管理者に通知するものとする。また、その通知の際は、記録を作成し、保管しなければならない。

指定河川の洪水予報の通知は、**附図－２の１**の系統により行うものとする。

国土交通省及び気象庁の機関が共同して洪水予報を行う河川及びその区域は、**附表－１３**のとおりとする。

2 洪水予報の発表基準等

指定河川の洪水予報（警報、注意報）の種類及び発表基準等は、**附表－１４**のとおりとする。

指定河川の洪水予報基準地点及び基準水位（流量）は、**附表－１４の１**のとおりとする。

3 洪水予報の発表形式

指定河川の洪水予報の発表形式は、**附表－１５**のとおりとする。

第６節 高潮予報海岸における高潮予報

1 高潮予報の発表

国土交通省、気象庁、富山県は、高潮予報海岸において、共同して高潮予報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知するものとする。また、

避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長に通知する。

高潮予報を行う区間は、**附表－25**のとおりとする。

高潮予報の通知は、**附图－8**の系統により行うものとする。

2 高潮予報の発表基準等

発表する情報の名称及び発表基準は、**附表－25の1**のとおりとする。

高潮予報の水位基準高及び潮位基準高は、**附表－25の2**のとおりとする。

高潮予報の担当官署は、**附表－25の3**のとおりとする。

3 高潮予報の発表形式

高潮予報の発表形式は、**附表－25の4**のとおりとする。

第7節 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の発表

1 氾濫危険水位到達情報の発表

国土交通大臣は、指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（氾濫危険水位到達情報）を当該河川の水位又は流量を示して、水防本部等に通知しなければならない。

富山県知事は、富山県管理河川のうち、指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、所管の土木センター・土木事務所は、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（氾濫危険水位到達情報）を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理団体及び量水標管理者に通知するとともに、水防本部に報告しなければならない。

氾濫危険水位到達情報の通知は、**附图－1**の系統により行うものとする。

水位周知河川及びその区域は、**附表－16**のとおりとし、水位周知河川各々の氾濫危険水位は、**附表－5**のとおりとする。

2 氾濫危険水位到達情報の発表方法

氾濫危険水位到達情報の発報担当者及び受報者は、**附表－17**のとおりとする。

氾濫危険水位到達情報の発表形式は、**附表－18**のとおりとする。

第8節 ダム及び水門等の操作

1 河川区間のダム・水門（洪水）

ダム、水門及び堰等の管理者は、常に当該施設が十分その機能が発揮できるよう努め、特に出水期前には当該施設の点検及び補修を行うとともに、水防活動時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者（操作担当者）は、気象情報等並びに洪水予報及び水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位・流量等の気象状況を考慮し洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、操作規程（治水協定に基づく事前放流を含む）あるいは発電工作物の保守等による規程に基づき、的確な操作を行うものとする。

ダム及び水門等の管理者（操作担当者）は、通報連絡系統図（**附图－5**）及び各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに水防本部等に連絡するものとする。

また、やむを得ない理由により連絡系統図での連絡が行うことができない場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡するものとする。

なお、各施設の操作規則の概要は、**参考－９**のとおりである。

2 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門、閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能が発揮できるよう努め、特に出水期前には当該施設の点検及び補修を行うとともに、水防活動時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報又は津波警報が発表されたときは、安全確保のため直接操作をさせない等、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第９節 水防標識及び身分証票

1 水防標識

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動で行うために、次の標識を定める。また、水防管理者から委任を受けたものが着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

(1) 水防要員の標識

左腕に腕章をつけるものとし、その標識は、**附図－６**のとおりである。

昼間は標旗を掲げ、夜間は標灯を掲げる。

(2) 優先通行標識

富山県知事が定める優先通行水防用車両に附する標識は、**附図－６**のとおりである。（法第18条）

2 身分証票

法第49条第２項の規定による水防本部員の身分証票は、**附図－７**のとおりである。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が水防計画を作成するために必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

第10節 水防作業

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別して、それに対する工法の説明は、次のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(1) 漏水

- ① 吐口が堤腹にあるとき
吐口の下に葎張等を行い堤腹が洗われないようにし、吐口が大きい場合には月の輪を施す。
- ② 吐口が居住地側堤防斜面、犬走り又は堤内平場にあるとき
釜段工を施すか、噴水、漏水が少量のときは土管を伏せ、底抜きの際や桶を伏せるほか、又は水流し葎張を行う。
- ③ 川側堤防斜面、吸込口の手当
吸込口をつきとめることができれば、その口に差し藁又は詰土のうを行い、これに浮き止めの挿竹を施す。
吸込口を発見できないときは、その付近一帯に張葎工、張畳工及び木流工を行う。
吸込口が塞がれない間は、決して漏水口を塞いではならない。
- (2) 川側堤防斜面の欠け崩れ
 - ① 堤腹の欠け崩れ
木流工、張畳工及び張葎工で保護し、欠け崩れが拡大してこれらの工法では不安と思われる場合には、築廻工を行って補強する。
 - ② 堤脚や護岸の欠け崩れ
蛇籠入、捨石、杵入れ及び木流工並びに張葎工を行って、崩壊の拡大を防止する。
- (3) 堤防上端及び居住地側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
 - ① 亀裂が浅いとき
亀裂箇所を掘り返して埋め戻しを十分に行い、次の②の工法によるのが適当である。
 - ② 亀裂が深いとき
折り返し工、控え取り工、繁ぎ縫い工及び繁ぎくい工並びに五徳工等のしほり工法を施す。
 - ③ 欠け崩れ
五徳工、くい打積土のう工、土のう羽口工及び力くい打工並びに籠止工で防止する。
- (4) 溢水（水のあふれ）
積土のう工及び板柵工を施す。
積土のうが3段以上になる場合は、止め杭を使用する。
- (5) 排水門・取水門等の漏水
排水門・取水門の川側堤防斜面に、月の輪締切又は詰土のうを施す。漏水の程度がその圧力を減ずればよいくらいの場合は、居住地側堤防斜面に月の輪を行うものとする。
- (6) ため池の措置
氾濫注意水位以上の上昇が予想されるときは、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮のうえ、適当な措置をとるものとする。

2 水防作業上の心得

- (1) 命令又は指令がないにもかかわらず、部署を離れる等の勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は常に危険に対する警戒心を緩めず、どのような環境においても冷静さを保持する。
- (3) 夜間にあつては、特に言動に注意し、みだりに想像による言動を発してはならない。
- (4) 命令、指令及び情報の伝達は特に迅速、正確並びに慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、また、いたずらに水防団員を緊張させ、疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮

できるよう心がけるものとする。

- (5) 洪水時において、堤防に異状が起きる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大るとき又はその前後である。

しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる割合が多いこと（水位が最大洪水位の4分の3に減少したときが最も危険）から、洪水の最大時を過ぎても完全に流下するまで警戒を解いてはならない。

- (6) 高潮の水防活動においては、河口付近の内水氾濫に留意し、人家等の湛水被害の発生を防止するため適切な措置を講じるものとする。

- (7) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川水位に応じ、被害の拡大を防止するため適切な措置を講じるものとする。

なお、津波情報には特に注意し、二次災害の発生を防止するものとする。

- (8) 津波の来襲が予想される場合は、津波情報等に特に注意し、住民の避難誘導等を優先的に行うものとする。

第11節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の処置

1 氾濫等の通報

河川管理者又は海岸管理者（直轄施行海岸においては国土交通大臣）が、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を富山県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。また、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長に通知する。

氾濫等の通報の本運用において、河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

(1) 河川管理者が行う氾濫等の通報（国管理）

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報官署

河川名、区域は**附表-13**及び**附表-16**のとおり。

氾濫発生における通報基準は、次のとおり。

- ・巡視や河川監視カメラにより、堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流の発生を確認した場合とする。
- ・基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位（**附表-5**及び**附表14の1**）に到達した場合
通報官署は**附表-11**のとおり。

② 氾濫等の伝達経路及び手段

附図－１のとおり。

③ 氾濫等の通報の発表形式

附表－15及び附表－18のとおり。

④ 氾濫等の通報のうち例外的な対応をする河川、区間

例外的な対応をする河川及び区間並びに伝達経路及び手段は、附表－26のとおり。

発表形式は、附表－26の１のとおり。

(2) 河川管理者が行う氾濫等の通報（県管理）

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報官署

河川名、区域は附表－16のとおり。

氾濫発生における通報基準は、次のとおり。

- ・巡視や河川監視カメラにより、堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流の発生を確認した場合とする。

通報官署は附表－11のとおり。

② 氾濫等の伝達経路及び手段

附図－１のとおり。

③ 氾濫等の通報の発表形式

附表－18の１のとおり。

④ 氾濫等の通報のうち例外的な対応をする河川、区間

例外的な対応をする河川、区域はなしとする。

(3) 海岸管理者が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等

海岸名、区域は附表－27のとおり。

通報基準、通報担当官署等は附表－27の１のとおり。

② 氾濫等の伝達経路及び手段

附図－８のとおり。

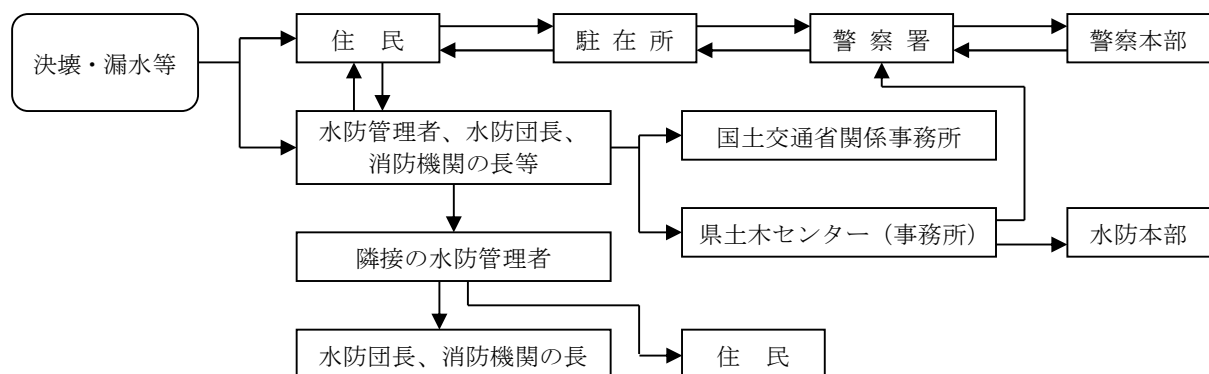
③ 氾濫等の通報の発表形式

附表－25の４のとおり。

2 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、当該水防管理者、水防団長、消防機関の長若しくは水防協力団体の代表者は、法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を一般住民、国土交通省関係事務所及び所管の土木センター・土木事務所並びに氾濫が予想される方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

通報を受けた土木センター・土木事務所は、これを水防本部、関係警察署その他関係方面に連絡するものとする。



通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。また、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長に通知する。伝達経路及び手段は**附図－１**、発表形式は**附表－18の１**のとおりとす。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

3 決壊・漏水後の措置

水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。（法第26条）

第 12 節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

1 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応の指示

- (1) 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、富山県知事、その命を受けた富山県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。（法第29条）

なお、国土交通省管理区間の区域については、国土交通省関係事務所長に助言を求めるものとする。

- (2) 水防管理者は、避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を水防本部長及び所管の土木センター（事務所）所長に報告するものとする。

2 避難及び立退き

水防管理者は、水防計画及び地域防災計画に基づき、予定立退き先、経路をあらかじめ定めるとともに、当該区域の居住者に周知するものとする。

立退きの指示があったときは、当該区域の居住者等に伝達するとともに、警察署及び関係機関の

協力を得て避難の誘導を行うものとする。

第13節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び富山県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

なお、富山県が指定する洪水浸水想定区域は、インターネットにより公開する。(参考－14参照)

2 高潮浸水想定区域の指定状況

富山県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

なお、富山県が指定する高潮浸水想定区域は、インターネットにより公開する。(参考－14参照)

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

浸水想定区域の指定のあった市町村の防災会議は、当該区域ごとに、市町村地域防災計画において次の事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報及び法第13条に基づく水位周知河川における水位等の情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 当該区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街等その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。なお、上記(4)に掲げる施設については、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び法第13条に基づく水位周知河川における水位等の情報の伝達方法を定めるものとする。
- (5) その他洪水時等の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4 洪水・高潮ハザードマップ等

洪水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた前項の(1)から(5)で掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災

害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

5 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

6 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。又、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

8 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

る。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

9 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、富山県知事は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

なお、富山県が指定する津波災害警戒区域は、インターネットにより公開する。(参考－14参照)

10 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的被害を生ずる恐れがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

11 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

12 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在

地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの(以下、避難促進施設という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他の当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第14節 水防解除

1 富山県の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったものと認められるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

2 水防管理団体の非常配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったものと認められるときは、水防の非常配備を解除し、これを一般に周知するとともに、所管の土木センター・土木事務所に通知するものとする。

(2) 水防団及び消防機関の非常配備の解除

水防団及び消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が非常配備を解除したときとする。それまでは、水防団員及び消防機関に属する者は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第15節 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解除命令等の日時
- (4) 消防団及び消防機関に属する者の出動の時間と人員
- (5) 水防作業の状況

- (6) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用水防資材の種類及び数量並びにその消耗分及び回収分
- (8) 法第28条による使用又は収用の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 処分した障害物の種類、数量及びその事由並びに除却の場所
- (10) 土地を一時使用したときは、その場所及び所有者氏名とその理由
- (11) 応援の状況
- (12) 居住者出動の状況
- (13) 警察の援助の状況
- (14) 現場指導者の職、氏名
- (15) 立退きの状況及びこれを指示した理由
- (16) 水防関係者の死傷の有無及びその状況
- (17) 功労者の職、氏名及びその功績
- (18) 功労水防団及びその功績
- (19) 今後の水防について考慮を要する点その他の水防管理者の所見
- (20) 堤防その他の施設について緊急工事を必要とするときは、その場所及びその損傷の状況
- (21) 水防に要した経費
- (22) その他必要な事項

2 水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なくその状況を**附表－19**（第1号様式）により所管の土木センター・土木事務所及び国土交通省関係事務所に報告しなければならない。

土木センター（事務所）所長は、管内で水防活動を行っている場合には、**附表－19**（第1号様式）を作成し、水防管理団体から提出されたものとあわせて取りまとめ、**附表－19**（様式第2号）により水防本部に報告しなければならない。

水防本部長は、当該報告について保管するとともに、国（北陸地方整備局）に報告しなければならない。

なお、水防活動時及び被害状況写真の撮影については、安全配慮に十分留意した上で、可能な限り行うものとする。

第7章 協 力 ・ 応 援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、その業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動における河川管理者の協力が必要な事項として、次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項(例)＞

(1) 河川に関する情報を提供すること。

(2) 重要水防箇所の合同点検を実施すること。

（合同点検には水防団等も参加するなど、水防団との重要水防箇所にかかる情報共有を図ることが望ましい。）

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加すること。

- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態において、備蓄資器材又は応急復旧資器材を貸与すること。
- (5) 水防管理団体又は水防協力団体の人材で不足するような緊急事態において、水防活動の記録及び広報を行うこと。

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者（富山県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項(例)＞

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加すること。
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態において、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供すること。

下水道管理者（市町村長及び事務組合の長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項(例)＞

- (1) 下水道に関する情報を提供すること。
- (2) 氾濫が想定される地点を事前に提示すること。
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加すること。
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態において、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供すること。

第3節 海岸管理者の協力

海岸管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜海岸管理者の協力が必要な事項（例）＞

- (1) 海岸に関する情報を提供すること。
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加すること。
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態において、備蓄資器材又は応急復旧資器材を貸与すること。

第4節 居住者等の協力

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条）

第5節 隣接県との協力

境川、朝日町海岸及び旧青海町海岸の洪水又は高潮の際の水防事務においては、相互に雨量、水位等の観測、通報に協力し、又は資材等を相互に応援融通することにより、当該地域の水害の軽減、防止に努めるものとする。

これに係る富山、新潟両県の協定は、**附表－20**のとおりである。（法第7条第4項）

第6節 水防管理団体相互の協力

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限り、その求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、水防については応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。(法第23条)

隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、あらかじめ相互協定を締結しなければならない。

第7節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議するものとする。

第8節 自衛隊の派遣要請

人命及び財産に重大なる影響をもたらす水防非常事態が発生又は予想され、自衛隊の出動を待つ他にこれを防衛することができないようなときは、富山県知事が自衛隊の災害派遣を要請し、水防作業を行うものとする。

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、富山県地域防災計画に定めるところにより、富山県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求にあたっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第9節 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、富山県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係る水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、**附表－21**を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の指定の申請があったときは、これにより指定する。また、指定の際は、あわせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、**附表－21**を参考に活動実施要領を作成し、その内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第8章 水防管理団体の水防計画

第1節 水防計画の樹立

指定水防管理団体の管理者は、水防計画（具体的実施計画）を作成要領（**附表－22**）に基づいて作成し、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更し、その計画書を遅滞なく富山県知事に届け出なければならない。

なお、水防計画を定め、又は変更したときは、消防機関の長、関係警察署長、その他に通知し、その主旨の徹底を期すとともに、その要旨の公表に努める。（法第33条）

その他の水防管理団体の管理者は、努めて指定水防管理団体に準じて水防計画を作成し、必要があると認めるときは水防計画を変更し、その計画書を所管の土木センター（事務所）所長に提出するものとする。

第2節 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を設置することができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。（法第34条第1項）

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

第9章 水防訓練

第1節 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。（法第32条の2）

水防管理団体の水防訓練は、次の要領に基づいて十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、実施にあたっては、可能な限り地元住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

（実施要領）

(1) 実施事項

- ① 観測（水位、潮位、雨量、風速、波高等）
- ② 通報（電話、無線、伝達等）
- ③ 動員（水防団、消防団、水防協力団体、応援等）
- ④ 輸送（資材器具、人員等）
- ⑤ 工法（水防工法）
- ⑥ 排水門・取水門、角落し等の開閉操作
- ⑦ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(2) 実施時期

- ① 指定水防管理団体の水防訓練は、最も効果のある時期を選び行うものとする。
- ② その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準ずるものとする。

第10章 水防費用

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の所管する区域の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に関する応援のために要する経費の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体との間において協議し、決定する。（法第41条・第23条）

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は富山県知事にあつせんを申請することができる。

（法第42条）

第2節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次のような権限を行使することができる。（法第28条）

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)～(4)（(2)における収用を除く）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限者及び同権限被委任者の証明書

公用負担の権限を行使する者が水防管理者、水防団長又は消防機関の長であるときは、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けて権限を行使する者であるときは、水防管理者より交付される公用負担権限委任証（**附表－23**）を携行し、関係者又は一般人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 公用負担の証票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた証票（**附表－24**）を2通作成し、1通は行使者が保管し、他の1通は目的物の所有者若しくはその管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

〔 附 属 資 料 〕

（ 附 表 ）

附表－１	水防管理団体一覧表	４３
附表－２	重要水防箇所一覧表	４４
附表－２の１	重要水防箇所評定基準（国土交通省管理区間）	７２
附表－２の２	重要水防箇所評定基準（富山県管理区間）	７３
附表－３	水防倉庫・富山県防災行政無線設備状況一覧表	７４
附表－３の１	富山県の備蓄主要水防資材一覧表	８１
附表－３の２	指定水防管理団体の備蓄主要水防資材一覧表	８１
附表－３の３	国土交通省の備蓄主要水防資材一覧表	８２
附表－３の４	国土交通省の特殊資材一覧表	８２
附表－４	雨量観測所一覧表	８３
附表－５	水位観測所及び基準水位一覧表	８６
附表－６	流量観測所及び基準流量一覧表	８７
附表－７	波高・潮位観測所一覧表	８７
附表－８	水防団員等現況表	８８
附表－９	水防警報河川・海岸及びその区域	８９
附表－１０	水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・国）	９１
附表－１０の１	水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・県）	９１
附表－１０の２	下新川海岸における水防警報の種類及び発表基準	９２
附表－１０の３	津波に関する水防警報（河川・国）【暫定版】	９４
附表－１０の４	津波に関する水防警報（海岸・国）【暫定版】	９４
附表－１０の５	津波に関する水防警報（県）【暫定版】	９５
附表－１１	水防警報発報担当者及び受報者	９６
附表－１１の１	水防警報発報及び解除伝達簿	９８
附表－１１の２	水防警報発報及び解除受報簿	９８
附表－１２	水防警報発表形式	９９
附表－１２の１	水防巡視出動状況等報告形式	１１８
附表－１３	洪水予報指定河川及びその区域	１２０
附表－１４	洪水予報の種類及び発表基準等	１２０
附表－１４の１	洪水予報指定河川基準地点及び基準水位（流量）一覧表	１２０
附表－１５	洪水予報発表形式	１２１
附表－１６	水位周知河川及びその区域	１４５
附表－１７	氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報発報担当者及び受報者	１４７
附表－１８	氾濫危険水位・氾濫発生・決壊等情報発表形式	１４９
附表－１８の１	氾濫発生・決壊等情報	１５８
附表－１９	水防実施状況報告書	１６０
附表－２０	洪水または高潮の際における新潟県と富山県との水防事務に関する協定書	１６２
附表－２１の１	水防協力団体指定要領等	１６３
附表－２１の２	水防協力団体指定申請書様式	１６４
附表－２１の３	水防協力団体協力活動業務計画書	１６４

附表－21の4	水防協力団体認定書様式	165
附表－21の5	水防協力団体との水防協働活動実施要領	165
附表－21の6	水防協力団体協力活動報告書様式	166
附表－22	水防管理団体の水防計画作成要領	167
附表－23	公用負担権限委任証明書様式	168
附表－24	公用負担命令票様式	168
附表－25	高潮予報海岸の区間	169
附表－25の1	高潮予報の情報名及び発表基準	169
附表－25の2	高潮予報の水位基準高及び潮位基準高	169
附表－25の3	高潮予報の担当官署	169
附表－25の4	高潮予報の発表形式、海岸の氾濫等の発表形式	170
附表－26	氾濫等の通報のうち例外的な対応をする河川、区間	174
附表－26の1	河川のレベル5氾濫発生情報の例外対応	175
附表－27	海岸の氾濫等の通報を行う区間	176
附表－27の1	海岸の氾濫等の通報基準及び通報担当官署等	176

附表－１

指 定 水 防 管 理 団 体 一 覧 表

水防管理団体	管理者	構成市町村	水 防 区 域	所管土木 センター (事務所)
富山市	富山市長	富山市	上市川、白岩川、常願寺川左岸及び、神通川、古川、新堀川の流域及び海岸のうち富山市の区域	富山土木 立山土木
高岡市	高岡市長	高岡市	庄川の流域のうち高岡市の区域（うち庄川水害予防組合の区域を除く。）、小矢部川の流域のうち高岡市の区域（うち五位橋から上流を除く。）及び海岸のうち高岡市の区域	高岡土木
魚津市	魚津市長	魚津市	鴨川及び角川流域、片貝川、早月川の流域及び海岸のうち魚津市の区域	新川土木
氷見市	氷見市長	氷見市	仏生寺川、上庄川、余川川、阿尾川、泉川、宇波川及び下田川の流域、海岸のうち氷見市の区域	氷見土木
滑川市	滑川市長	滑川市	中川流域、早月川、上市川の流域及び海岸のうち滑川市の区域	新川土木 立山土木
黒部市	黒部市長	黒部市	吉田川、高橋川及び黒瀬川流域、黒部川、片貝川の流域及び海岸のうち黒部市の区域	新川土木 入善土木
南砺市	南砺市長	南砺市	小矢部川（支派川を含む。）、庄川及び神通川の流域のうち南砺市の区域	砺波土木
上市町	上市町長	上市町	上市川（郷川を含む。）及び白岩川の流域のうち上市町の区域	立山土木
立山町	立山町長	立山町	白岩川の流域のうち立山町の区域	立山土木
入善町	入善町長	入善町	入川流域、小川、黒部川の流域及び海岸のうち入善町の区域	入善土木
朝日町	朝日町長	朝日町	境川、笹川、木流川及び寺川流域、小川の流域及び海岸のうち朝日町の区域	入善土木
常願寺川右岸 水防市町村組合	立山町長	富山市 舟橋村 立山町	常願寺川右岸の立山町横江地先横江えん堤から海までの流域	立山土木
庄川 水害予防組合	高岡市長	高岡市 射水市 砺波市	庄川の砺波市庄川町小牧えん堤から海までの流域	高岡土木 砺波土木
小矢部川中流 水害予防組合	小矢部市長	高岡市 小矢部市	小矢部川の流域のうち小矢部市、高岡市の区域（うち五位橋から下流を除く。）	高岡土木 小矢部土木

非 指 定 水 防 管 理 団 体 一 覧 表

水防管理団体	管理者	構成市町村	水 防 区 域	所管土木 センター (事務所)
砺波市	砺波市長	砺波市	小矢部川及び庄川の流域のうち砺波市の区域（うち庄川水害予防組合の区域を除く。）	砺波土木
射水市	射水市長	射水市	内川及び下条川流域、新堀川、庄川の流域及び海岸のうち射水市の区域（うち庄川水害予防組合の区域を除く。）	高岡土木
舟橋村	舟橋村長	舟橋村	白岩川流域のうち舟橋村の区域	立山土木

附表－２

重要水防箇所一覧表

１ 河川（国土交通省関係）

（重要度の判定は、附表２－１の基準による）

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所				予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関			
				位 置		左 右 岸 別	延 長					重 要 度	現 況	
				郡 市	町 村 字									
1	1	黒部川	黒部川	黒部市		荒俣	左岸 0.0k～1.4k	1,400	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	漏水	土のう羽口工 月の輪工	黒部市	黒部河川 入善土木
2	2	黒部川	黒部川	黒部市		荒俣	左岸 0.2k-100 ～ 0.4k+100m	400	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	黒部市	黒部河川 入善土木
3	3	黒部川	黒部川	黒部市		飛騨	左岸 0.8k-100～ 1.6k+100	1,000	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	黒部市	黒部河川 入善土木
4	4	黒部川	黒部川	黒部市		飛騨	左岸 2.4k～ 2.6k+20m	211	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
5	5	黒部川	黒部川	黒部市		飛騨	左岸 2.6k+20m～ 3.2k	592	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
6	6	黒部川	黒部川	黒部市		飛騨	左岸 3.4k～3.6k	200	要注意	破堤箇所 (S9)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
7	7	黒部川	黒部川	黒部市		杓掛	左岸 3.8k-100～ 3.8k+100	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	黒部市	黒部河川 入善土木
8	8	黒部川	黒部川	黒部市		杓掛	左岸 4.6k-100～ 4.6k+100	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	黒部市	黒部河川 入善土木
9	9	黒部川	黒部川	黒部市		愛川	左岸 5.8k～6.2k	267	要注意	破堤箇所 (S19)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
10	10	黒部川	黒部川	黒部市		愛川	左岸 6.6k～6.8k	320	要注意	破堤箇所 (S22)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
11	11	黒部川	黒部川	黒部市		若栗	左岸 7.2k-100～ 7.2k+100	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	黒部市	黒部河川 入善土木
12	12	黒部川	黒部川	黒部市		若栗	左岸 8.2k	100	要注意	破堤箇所 (S27)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
13	13	黒部川	黒部川	黒部市		若栗	左岸 8.6k-100～ 8.6k+100m	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	黒部市	黒部河川 入善土木
14	14	黒部川	黒部川	黒部市		若栗	左岸 8.8k～9.2k	580	要注意	破堤箇所 (S9・S21・S27)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
15	15	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	大橋	左岸9.3k	150	要注意	破堤箇所 (S27)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
16	16	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	大橋	左岸 9.4k～9.6k	200	要注意	破堤箇所 (S27)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
17	17	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	浦山	左岸 10.0k+90m～ 10.0k+190m	100	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
18	18	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	浦山	左岸 10.6k	200	要注意	破堤箇所 (S27)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
19	19	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	下立	左岸 12.0k	200	要注意	破堤箇所 (S9・S27)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	黒部市	黒部河川 入善土木
20	20	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	内山	左岸 13.6k-50m～ 13.8k+70m	320	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	黒部市	黒部河川 入善土木
21	21	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	宇奈月温泉	左岸 18.8k+15m～ 18.8k+123m	108	A	流下断面不足	越水	積み土のう工	黒部市	黒部河川 入善土木
22	22	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	芦崎	右岸 0.2k-100～ 0.4k+100m	400	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	入善町	黒部河川 入善土木
23	23	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	本村	右岸 0.8k-100～ 1.6k+100	1,000	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	入善町	黒部河川 入善土木
24	24	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	板屋	右岸 3.0k～3.2k	119	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	入善町	黒部河川 入善土木
25	25	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	板屋 上飯野	右岸 3.2k+20～ 3.6k+84m	464	B	水衝 洗掘 基礎地盤漏水	洗掘 漏水	川倉工、立籠工 ブロック投入工 月の輪工	入善町	黒部河川 入善土木
26	26	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	上飯野	右岸 3.6k+84m～ 3.8km+113	197	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	入善町	黒部河川 入善土木
27	27	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	上飯野	右岸 3.8k-100m～ 3.8k+100m	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	入善町	黒部河川 入善土木
28	28	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	上飯野	右岸 4.2k-100～ 4.2k+100m	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	入善町	黒部河川 入善土木
29	29	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	上飯野	右岸 4.6k-100～ 4.6k+100m	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	入善町	黒部河川 入善土木
30	30	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	上飯野	右岸 5.4k	267	要注意	破堤箇所 (S19)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	入善町	黒部河川 入善土木
31	31	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	福島	右岸 5.6k～5.8k	100	要注意	破堤箇所 (S44)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	入善町	黒部河川 入善土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関係機関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
32	32	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	福島	右岸 5.8k～6.0k	80	要注意	破堤箇所 (S44)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	入善町	黒部河川 入善土木
33	33	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	福島	右岸 6.2k～6.6k	400	要注意	破堤箇所 (S44)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	入善町	黒部河川 入善土木
34	34	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	小摺戸	右岸 7.4k-100～ 7.4k+100m	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	入善町	黒部河川 入善土木
35	35	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	小摺戸	右岸 7.8k-50m～ 7.8k+50m	100	B	流下断面不足	越水	積み土のう工	入善町	黒部河川 入善土木
36	36	黒部川	黒部川	下新川郡	入善町	浦山新	右岸 10.0k～10.2k	140	要注意	破堤箇所 (S9)	洗掘	川倉工 立籠工 ブロック投入工	入善町	黒部河川 入善土木
37	37	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	宇奈月町 音澤	右岸 16.0k-100～ 16.2k+100m	200	A	流下断面不足	越水	積み土のう 工	黒部市	黒部河川 入善土木
38	38	黒部川	黒部川	黒部市	宇奈月	宇奈月町 音澤	右岸 16.6k-60m～ 16.6k+140m	200	B	流下断面不足	越水	積み土のう 工	黒部市	黒部河川 入善土木
39	39	黒部川	黒部川	黒部市 入善町			0.6k	下黒部橋	B				黒部市 入善町	黒部河川 入善土木
40	40	黒部川	黒部川	黒部市 入善町			0.6k	あいの風と やま鉄道 黒部川橋梁	B				黒部市 入善町	黒部河川 入善土木
41	41	黒部川	黒部川	黒部市 入善町			4.6k	黒部大橋	B				黒部市 入善町	黒部河川 入善土木
42	42	黒部川	黒部川	黒部市 入善町			9.6k	新川黒部橋	B				黒部市 入善町	黒部河川 入善土木
43	43	黒部川	黒部川	黒部市			15.8k	音沢大橋	B				黒部市	黒部河川 入善土木
44	44	黒部川	黒部川	黒部市			16.0k	音沢橋	B				黒部市	黒部河川 入善土木
45	45	黒部川	黒部川	黒部市		宇奈月町 愛本	左岸 13.4k+100m	愛本陸開	要注意		越水		黒部市	黒部河川 入善土木
		45箇所	1 河川				11,615m	A : 2箇所 B : 28箇所 要注意: 15箇所	308m 8,103m 3,204m					

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 箇 所			水 防 別	延 長	簡 易 度	所 在 地	予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理 団体	関 係 機 関
				位 置	郡 市	町 村								
1	1	常願寺川	常願寺川	富山市		高来	0.0k+64m	今川橋	B	桁下高不足 スパン不足 根入れ不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
2	2	常願寺川	常願寺川	富山市		高来	左岸 0.0k～3.0k	2,985	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
3	3	常願寺川	常願寺川	富山市		高来 横越	左岸 0.0k～ 1.1k+100m	1,198	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
4	4	常願寺川	常願寺川	富山市		横越	1.3k+47m	あいの風とやま 鉄道橋梁	B	桁下高不足 スパン不足 根入れ不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
5	5	常願寺川	常願寺川	富山市		平榎 町袋	左岸 2.0k+150m～ 2.8k+150m		1,172	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市
6	6	常願寺川	常願寺川	富山市		町袋	左岸 3.3k+50m～ 3.3k+100m	150	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
7	7	常願寺川	常願寺川	富山市	町袋 宮成		左岸 3.3k+100m～ 4.0k+100m	651	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 3.3k+100m～ 4.0k+100m	651	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
8	8	常願寺川	常願寺川	富山市		宮成	左岸 4.0k+40m～ 4.2k+120m	372	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
9	9	常願寺川	常願寺川	富山市		宮成	左岸 4.0k+100m～ 4.6k+100m	642	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
10	10	常願寺川	常願寺川	富山市	宮成 大場		左岸 4.6k+100m～ 12.4k+100m	7,728	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 4.6k+100m～ 12.4k+100m	7,728	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
11	11	常願寺川	常願寺川	富山市		一本木	左岸 5.3k～ 5.7k+40m	401	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
12	12	常願寺川	常願寺川	富山市		向新庄	6.6k+144m	地鉄（本 線）常願寺 川橋梁	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
13	13	常願寺川	常願寺川	富山市		日俣	左岸 6.8k+70m～ 6.8k+40m	30	A	水衝・洗掘 (根入不足)	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
14	14	常願寺川	常願寺川	富山市		大場 西の番	左岸 12.4k+100m～ 13.7k+150m	1,374	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
15	15	常願寺川	常願寺川	富山市	西の番		左岸 13.7k+150m～ 14.0k+100m	168	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 13.7k+150m～ 14.0k+100m	168	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
16	16	常願寺川	常願寺川	富山市		西の番	左岸 14.0k+100m～ 14.8k+150m	1,004	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
17	17	常願寺川	常願寺川	富山市		西の番	左岸 14.8k+40m～ 15.1k+100m	197	A	水衝・洗掘 (根固老朽)	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
18	18	常願寺川	常願寺川	富山市	西の番 馬瀬口		左岸 14.8k+150m～ 16.2k+100m	1,219	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 14.8k+150m～ 16.2k+100m	1,219	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
19	19	常願寺川	常願寺川	富山市		馬瀬口	左岸 15.1k+100m～ 15.3k+210m	328	A	水衝・洗掘 根固老朽流失	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
20	20	常願寺川	常願寺川	富山市	水橋辻ヶ堂		右岸 0.0k～1.3k+100	1,383	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
							右岸 0.0k～1.3k+100	1,383	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
21	21	常願寺川	常願寺川	富山市		水橋辻ヶ堂	右岸 0.0k～3.0k	3,046	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
22	22	常願寺川	常願寺川	富山市		水橋辻ヶ堂 水橋芝草	右岸 1.3k+100m～ 4.4k+100m	3,138	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
23	23	常願寺川	常願寺川	富山市		右岸 水橋中村 水橋芝草 2.4k-50m～ 2.8k	624	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木	
24	24	常願寺川	常願寺川	富山市		右岸 水橋芝草 2.8k～ 2.8k+134m	134	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木	
25	25	常願寺川	常願寺川	富山市		右岸 水橋二杉 4.8k-100m～ -5.1k	283	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木	
26	26	常願寺川	常願寺川	富山市		右岸 水橋二杉 5.3k～ 5.3k+50m	50	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木	
27	27	常願寺川	常願寺川	富山市		右岸 水橋二杉 5.3k+100m～ 5.5k+100m	208	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木	
28	28	常願寺川	常願寺川	富山市		右岸 水橋二杉 5.3k+140m～ 5.5k+60m	128	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木	
29	29	常願寺川	常願寺川	中新川郡	立山町	利田	右岸 9.1k+100m～ 10.0k+100m	926	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
							右岸 9.1k+100m～ 10.0k+100m	926	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
30	30	常願寺川	常願寺川	中新川郡	立山町	二ツ屋	右岸 11.5k-110m～ 11.7k+114m	339	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
31	31	常願寺川	常願寺川	中新川郡	立山町	西大森	右岸 12.0k+100m～ 13.7k+150m	1,609	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
32	32	常願寺川	常願寺川	中新川郡	立山町	西大森 泊新	右岸 15.1k-150m～ 15.3k+100m	449	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
33	33	常願寺川	常願寺川	中新川郡	立山町	三ツ塚新 泊新 岩峠野	右岸 15.1k～ 16.6k+140m	1,696	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
34	34	常願寺川	常願寺川	中新川郡	立山町	岩峠野	右岸 17.7k+50m～ 18.0k-50m	180	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
35	35	常願寺川	常願寺川	中新川郡	立山町	三ツ塚新	右岸 15.1k～ 15.5k-45m	381	要注意	破堤箇所 (S27)	要監視	-	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
36	36	常願寺川	常願寺川	中新川郡	立山町	岩峠野	右岸 18.0k-150m～ 18.0k	150	要注意	破堤箇所 (S44)	要監視	-	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
37	37	常願寺川	常願寺川	富山市		水橋新保	右岸 2.4k-110m～ 2.4k+90m	200	要注意	旧川跡	要監視	-	常願寺川 右岸水防 市町村組合	富山河川 立山土木
38	38	常願寺川	常願寺川	富山市		大島	10.0k+91m	大日橋	要注意	橋梁 根入れ不足	越水	天端積土嚢	富山市 常願寺川右岸 水防市町村組合	富山河川 富山土木 立山土木
39	39	常願寺川	常願寺川	富山市		西の番	12.6k+97m	新常願寺橋	要注意	橋梁 根入れ不足	越水	天端積土嚢	富山市 常願寺川右岸 水防市町村組合	富山河川 富山土木 立山土木
40	40	常願寺川	常願寺川	富山市		上滝	18.0k+30m	立山橋	要注意	橋梁 根入れ不足	越水	天端積土嚢	富山市 常願寺川右岸 水防市町村組合	富山河川 富山土木 立山土木
		40箇所	1 河川				27,704m	A : 5箇所 B : 29箇所 要注意 : 6箇所		1,090m 25,883m 731m				

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所					予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理 団体	関 係 機 関		
				位 置			左 右 岸 別	延 長					重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
1	1	神通川	神通川	富山市		草島	左岸 0.0k～0.2k	204	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
2	2	神通川	神通川	富山市		草島	0.2k+96m	送油管橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
3	3	神通川	神通川	富山市		草島 金山新 桜ヶ丘 金山新東 金山新南	左岸 0.4k～108m～ 3.6k+110m	3,239	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
4	4	神通川	神通川	富山市		草島	左岸 0.6k～1.4k	847	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
5	5	神通川	神通川	富山市		草島	1.6k+43m	萩浦橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
6	6	神通川	神通川	富山市		金山新東	左岸 1.8k～3.3k	1,324	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 1.8k～3.3k	1,324	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
7	7	神通川	神通川	富山市		金山新東	左岸 3.2k～50m～ 3.2k+100m	150	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
8	8	神通川	神通川	富山市		金山新東	左岸 3.3k～3.8k+100	535	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
9	9	神通川	神通川	富山市		金山新東	3.4k～65m	中島大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
10	10	神通川	神通川	富山市		松木	左岸 4.2k～ 5.0k+100m	990	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
11	11	神通川	神通川	富山市		石坂 山岸 石坂新 石坂東町 駒見 畑中 五福新町 五福 鴨嶋 有沢	左岸 4.4k+103m～ 8.8k+90m	4,644	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
12	12	神通川	神通川	富山市		田刈屋	左岸 4.8k+100～ 5.0k+30	183	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 4.8k+100～ 5.0k+30	183	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
13	13	神通川	神通川	富山市		石坂	左岸 5.2k+100m～ 5.4k+100m	215	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
14	14	神通川	神通川	富山市		石坂新	左岸 6.0k+3m	石坂第2 排水樋管	B	断面不足	浸水	積土囊	富山市	富山河川 富山土木
15	15	神通川	神通川	富山市		田刈屋	左岸 6.0k～6.2k	163	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
16	16	神通川	神通川	富山市		田刈屋	6.6k+35m	あいの風とやま 鉄道橋梁	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
17	17	神通川	神通川	富山市		田刈屋	6.6k+47m	J R 橋 高山本線	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
18	18	神通川	神通川	富山市		畑中	左岸 6.6k～6.8k	174	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
19	19	神通川	神通川	富山市		畑中	7.0k+87m	新神通大橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
20	20	神通川	神通川	富山市		畑中	7.0k+98m	神通大橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
21	21	神通川	神通川	富山市		畑中	7.1k～7.3k	222	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
22	22	神通川	神通川	富山市		畑中	7.3k	水管橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
23	23	神通川	神通川	富山市		鴨島	8.0k+19m	富山大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
24	24	神通川	神通川	富山市		鴨島	左岸 8.0k～ 8.2k+50m	268	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
25	25	神通川	神通川	富山市		有沢	左岸 9.6k+120m～ 9.8k+79m	140	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
27	26	神通川	神通川	富山市	婦中町	塚原	左岸 11.4k+23m～ 11.4k+57m	34	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
28	27	神通川	神通川	富山市	婦中町	上簗田	左岸 12.2k+40m～ 12.6k	345	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
29	28	神通川	神通川	富山市	婦中町	添島	左岸 12.6k～14.3k	1,792	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
30	29	神通川	神通川	富山市	婦中町	添島	左岸 13.0k～13.2k	215	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所					予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理 団 体	関 係 機 関		
				位 置			左 右 岸 別	延 長					重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
31	30	神通川	神通川	富山市	婦中町	添島	左岸 13.4k~80m 13.4k~60m	20	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
32	31	神通川	神通川	富山市	婦中町	添島 青島	左岸 13.4k~ 14.6k~60m	1,315	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
33	32	神通川	神通川	富山市	婦中町	青島	左岸 14.3k~ 15.0k+195	998	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 14.3k~ 15.0k+195	998	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
34	33	神通川	神通川	富山市	婦中町	青島	左岸 15.0k ~15.0k+115m	115	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
36	34	神通川	神通川	富山市	婦中町	青島	左岸 16.6k~16.9k	354	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 16.6k~16.9k	354	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
37	35	神通川	神通川	富山市	婦中町	成子	左岸 16.8k+60m~ 17.4k+50m	640	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	(ブロック 投入)	富山市	富山河川 富山土木
38	36	神通川	神通川	富山市	婦中町	成子	左岸 16.9k~20.4k	3,177	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
39	37	神通川	神通川	富山市	八尾町	中神通	左岸 18.4k~50m~ 18.6k+100m	324	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
40	38	神通川	神通川	富山市	八尾町	中神通	19.2k~66m	新婦大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
41	39	神通川	神通川	富山市	八尾町	中神通	左岸 19.0k~ 19.2k+180m	396	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
42	40	神通川	神通川	富山市	八尾町	中神通	左岸 19.6k+40m~ 19.8k+112m	241	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
43	41	神通川	神通川	富山市	八尾町	中神通	左岸 20.0k+115m~ 20.4k+95m	175	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
44	42	神通川	神通川	富山市	八尾町	城生	左岸 20.4k~100m~ 20.4k+100m	200	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
45	43	神通川	神通川	富山市	八尾町	中神通	20.4k+188m	J R 橋梁 高山本線	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
46	44	神通川	神通川	富山市	八尾町	城生	左岸 21.0k~116m~ 21.0k+114m	230	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
47	45	神通川	神通川	富山市		葛原 小羽	左岸 21.8k~125m~ 22.8k+107m	1,273	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
48	46	神通川	神通川	富山市		葛原	左岸 22.0k~22.3k	276	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
49	47	神通川	神通川	富山市		葛原	22.2k+100m	大沢野大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
50	48	神通川	神通川	富山市		小羽	左岸 22.7k~23.8k	1,112	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関				
				位 置										
				郡 市	町 村	字								
51	49	神通川	神通川	富山市		草島 西宮 千原崎 上野新 興人町 下新日曹 町 下新西町 木場町 牛島本町 神通町 舟橋今町 芝園町 安野屋町 磯部町 布瀬町	右岸 0.2k-104m～ 8.8k+110	8,805	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
52	50	神通川	神通川	富山市		草島	右岸 0.2k～1.0k	742	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
53	51	神通川	神通川	富山市		草島	右岸 0.2k+50m～ 0.4k+50m	181	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
54	52	神通川	神通川	富山市		草島	右岸 0.6k+100m～ 0.6k+184m	84	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
55	53	神通川	神通川	富山市		上野新町	右岸 1.0k～1.3k	268	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
56	54	神通川	神通川	富山市	上野新町		右岸 1.3k～2.8k	1,496	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							右岸 1.3k～2.8k	1,496	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
57	55	神通川	神通川	富山市	上野新町		右岸 2.8k～3.0k	240	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							右岸 2.8k～3.0k	240	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
58	56	神通川	神通川	富山市		上野新町	右岸 3.0k～ 3.0k+90m	90	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
59	57	神通川	神通川	富山市		下新西町	右岸 3.4k～5.1k	1,637	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
60	58	神通川	神通川	富山市		下新西町	右岸 5.1k～6.2k	1,091	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
61	59	神通川	神通川	富山市		下新西町	右岸 5.6k-60m～ 5.6k+60m	120	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
62	60	神通川	神通川	富山市	磯部		右岸 8.3k～8.5k	204	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							右岸 8.3k～8.5k	204	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
63	61	神通川	神通川	富山市		萩原	右岸 11.0k-110m～ 11.2k+95m	406	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
64	62	神通川	神通川	富山市		秋ヶ島	右岸 12.0k+17m～ 12.2k-30m	163	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
65	63	神通川	神通川	富山市		秋ヶ島	右岸 13.0k+71m～ 13.2k	115	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
66	64	神通川	神通川	富山市		新保	右岸 14.0k-50m～ 14.0k+50m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
67	65	神通川	神通川	富山市		吉倉	右岸 15.8k+70m	吉倉第1 排水 樋管	B	ゲート全開 不能	浸水	積土囊	富山市	富山河川 富山土木
68	66	神通川	神通川	富山市		吉倉	右岸 16.0k+44m	吉倉第2 排水 樋管	B	ゲート全開 不能	浸水	積土囊	富山市	富山河川 富山土木
69	67	神通川	神通川	富山市		吉倉	右岸 16.3k～18.3k	1,928	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
70	68	神通川	神通川	富山市		吉倉	右岸 16.4k+90m	吉倉第3 排水 樋管	B	フラップ ゲート	浸水	積土囊	富山市	富山河川 富山土木
71	69	神通川	神通川	富山市		吉倉	右岸 16.6k-50m～ 16.8k-74m	168	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
72	70	神通川	神通川	富山市		神通	右岸 17.6k～18.0k	346	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
73	71	神通川	神通川	富山市		神通	右岸 18.0k-102m～ 18.0k+107m	209	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
74	72	神通川	神通川	富山市		岩木	右岸 18.3k～23.7k	5,457	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理 団体	関 係 機 関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
75	73	神通川	神通川	富山市		塩	右岸 18.8k-108m～ 19.8k	1,153	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
76	74	神通川	神通川	富山市		岩木新 岩木	右岸 20.4k-104m～ 20.8k+66m	547	B	越水 (溢水)	越水	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
77	75	神通川	神通川	富山市		岩木	右岸 20.8k-74m～ 21.4k+100m	714	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
78	76	神通川	神通川	富山市		岩木新 岩木	右岸 21.0k-66m～ 21.8k+81m	866	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
79	77	神通川	神通川	富山市		下夕林 長走	右岸 23.2k-107m～ 23.8k+41m	774	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
80	78	神通川	神通川	富山市		長走	右岸 23.2k-60m～ 23.2k-45m	15	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
81	79	神通川	神通川	富山市		長走	右岸 23.4k～ 23.4k+134m	134	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
82	80	神通川	神通川	富山市		石坂	左岸 5.4k+90m～ 5.6k-10m	108	要注意	旧川跡	要監視	-	富山市	富山河川 富山土木
83	81	神通川	神通川	富山市		鴨島	左岸 8.4k-30m～ 8.4k+100m	130	要注意	旧川跡	要監視	-	富山市	富山河川 富山土木
84	82	神通川	神通川	富山市		木場町	右岸 5.6k-50m～ 5.8k+260m	508	要注意	旧川跡	要監視	-	富山市	富山河川 富山土木
85	83	神通川	神通川	富山市		安野屋	右岸 7.6k-50m～ 8.4k	852	要注意	旧川跡	要監視	-	富山市	富山河川 富山土木
86	84	神通川	神通川	富山市	婦中町	青島	15.2k-36m	新保大橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
87	85	神通川	神通川	富山市		興人町	右岸 3.4k+20m	橋開発 排水 樋管	要注意	ゲート不良	浸水	積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
88	86	神通川	西派川	富山市		八尾町 西神通	右岸 18.0k+105m	西派川 第2排水 樋管	要注意	樋管 ゲート無し	浸水	積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
		86箇所	2河川				38,883m	A : 8箇所 B : 71箇所 要注意 : 7箇所		3,739m 33,546m 1,598m				

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 要 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理 団 体	関 係 機 関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
1	1	神通川	井田川	富山市		下野	左岸 0.0k～1.5k	1,514	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 0.0k～1.5k	1,514	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
2	2	神通川	井田川	富山市		下野	左岸 1.2k+18m～ 1.2k+52m	34	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
3	3	神通川	井田川	富山市		下野	左岸 1.2k+142m～ 1.4k	73	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
4	4	神通川	井田川	富山市		下野新	左岸 1.5k～2.6k	1,088	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
5	5	神通川	井田川	富山市		下野新	左岸 2.0k～ 2.0k+100m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
6	6	神通川	井田川	富山市		下野	2.0k+83m	J R 橋 高山本線	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
7	7	神通川	井田川	富山市		柳花	左岸 2.0k+190m～ 2.4k+30m	196	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
8	8	神通川	井田川	富山市	婦中町	金屋 安田 小泉 下条	左岸 2.2k+103m～ 5.4k+100m	3,503	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
9	9	神通川	井田川	富山市	婦中町	西本郷	3.0k+100m	新井田川橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
10	10	神通川	井田川	富山市	婦中町	安田	左岸 3.6k+50m～ 3.6k+50m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
11	11	神通川	井田川	富山市	婦中町	下条	左岸 4.2k～5.9k	1,695	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
12	12	神通川	井田川	富山市	婦中町	下条	左岸 5.0k+110m～ 5.0k+37m	73	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
13	13	神通川	井田川	富山市	婦中町	下条	左岸 5.2k+37m～ 5.6k+35m	535	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
14	14	神通川	井田川	富山市	婦中町	羽根	左岸 5.6k+117m 5.6k+108m	225	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
15	15	神通川	井田川	富山市	婦中町	羽根	5.6k+180m	落合橋 歩道橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
16	16	神通川	井田川	富山市	婦中町	羽根	5.6k+191m	落合橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
17	17	神通川	井田川	富山市	婦中町	富川	左岸 5.8k+108m～ 6.6k+107m	955	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
18	18	神通川	井田川	富山市	婦中町	富川	6.0k+149m	速星大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
19	19	神通川	井田川	富山市	婦中町	麦島	6.6k+161m	J R 橋 高山本線	A	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
20	20	神通川	井田川	富山市	婦中町	麦島	左岸 6.6k+161m～ 6.6k+176m	15	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
21	21	神通川	井田川	富山市	婦中町	袋	6.8k+148m	高田橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
22	22	神通川	井田川	富山市	婦中町	下吉川 上吉川	左岸 7.0k+89m～ 8.0k+98m	1,181	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
23	23	神通川	井田川	富山市	婦中町	西余川	左岸 8.3k～9.0k	688	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 8.3k～9.0k	688	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
24	24	神通川	井田川	富山市	婦中町	西余川	左岸 8.6k+40m～ 8.6k+79m	119	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
25	25	神通川	井田川	富山市	八尾町	中島	左岸 9.0k～9.1k	104	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
26	26	神通川	井田川	富山市	八尾町	中島	左岸 9.2k+104m～ 9.4k+94	396	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
27	27	神通川	井田川	富山市	八尾町	中島	左岸 9.9k～10.0k	95	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理 団 体	関 係 機 関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
28	28	神通川	井田川	富山市	八尾町	中島	左岸 10.0k～11.3k	1,350	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
						左岸 10.0k～11.3k	1,350	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張			
29	29	神通川	井田川	富山市	八尾町	中島	左岸 10.2k+100～ 10.2k+106m	206	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
30	30	神通川	井田川	富山市	八尾町	中島	左岸 10.6k+36m～ 10.6k+105m	69	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
31	31	神通川	井田川	富山市	八尾町	中島	10.6k+66m	万代橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
32	32	神通川	井田川	富山市	八尾町	井田新	12.2k+93m	高善寺橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
33	33	神通川	井田川	富山市	八尾町	上高善寺	左岸 12.2k+106m～ 12.6k+92m	424	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
34	34	神通川	井田川	富山市	八尾町	石戸	左岸 12.6k+92m～ 13.2k+109m	807	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
35	35	神通川	井田川	富山市	八尾町	上高善寺	左岸 12.6k+91m～ 12.8k+120m	214	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
36	36	神通川	井田川	富山市	八尾町	石戸	左岸 13.0k～ 13.2k+77m	280	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
37	37	神通川	井田川	富山市	八尾町	石戸	左岸 13.1k～14.7k	1,520	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							左岸 13.1k～14.7k	1,520	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
38	38	神通川	井田川	富山市	八尾町	石戸	左岸 13.2k+60m	石戸第2 排水樋管	A	ゲート無し	浸水	積土囊	富山市	富山河川 富山土木
39	39	神通川	井田川	富山市	八尾町	井田新	13.4k+21m	新井田橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
40	40	神通川	井田川	富山市		福島	14.0k+27m	杉原橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
41	41	神通川	井田川	富山市		上新町	14.4k+76m	坂のまち 大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
42	42	神通川	井田川	富山市	八尾町	福島	左岸 14.6k+108m	石戸用水 樋管	B	ゲート無し	浸水	積土囊	富山市	富山河川 富山土木
43	43	神通川	井田川	富山市	八尾町	福島	左岸 14.4k+93m～ 14.6k+108m	383	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
44	44	神通川	井田川	富山市		高田	右岸 0.5k+150m～ 1.0k+100m	457	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
45	45	神通川	井田川	富山市		久郷	右岸 1.4k+50m～ 1.6k	137	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
46	46	神通川	井田川	富山市		久郷	右岸 1.6k+150m～ 2.0k+105m	395	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
47	47	神通川	井田川	富山市	婦中町	西本郷 笹倉 麦島	右岸 2.2k+100m～ 6.6k+92	4,472	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
48	48	神通川	井田川	富山市	婦中町	笹倉	右岸 3.6k+80m～ 3.6k+145m	65	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
49	49	神通川	井田川	富山市	婦中町	笹倉 麦島 袋 東余川	右岸 4.0k～9.5k	5,506	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
50	50	神通川	井田川	富山市	婦中町	笹倉	右岸 4.4k～4.8k	409	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
51	51	神通川	井田川	富山市	婦中町	袋 東余川	右岸 7.0k+117m～ 7.8k+100m	1,043	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
52	52	神通川	井田川	富山市	婦中町	余川	右岸 8.8k+100m～ 8.8k+165m	65	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
53	53	神通川	井田川	富山市	八尾町	余川	右岸 9.2k+97m～ 9.4k+113m	400	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
54	54	神通川	井田川	富山市	八尾町	中島	右岸 10.2k+102m～ 10.2+96m	198	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
55	55	神通川	井田川	富山市	婦中町	中島	右岸 10.4k+50m～ 10.6k+30m	209	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理団体	関 係 機 関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
56	56	神通川	井田川	富山市	婦中町	中島	右岸 10.8k+50m～ 11.0k+50m	93	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
57	57	神通川	井田川	富山市	婦中町	井田新	右岸 11.4k+61m～ 11.4k+84m	23	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
58	58	神通川	井田川	富山市	八尾町	井田	右岸 12.2k+94m～ 13.8k+99m	1,785	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
59	59	神通川	井田川	富山市	八尾町	井田	右岸 13.4k+10m～ 13.4k+102m	92	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
60	60	神通川	井田川	富山市	八尾町	下井田新	右岸 14.4k+111m～ 14.6k+121m	444	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
61	61	神通川	井田川	富山市		下野	左岸 1.4k+60m～ 1.4k+40m	100	要注意	旧川跡	要監視	-	富山市	富山河川 富山土木
62	62	神通川	井田川	富山市		金屋	左岸 2.6k+105m	下田 用水 樋管	要注意	操作台不良	浸水	積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
63	63	神通川	井田川	富山市		八尾町 福島	14.2k+20m	J R 橋 高山 本線	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	富山市	富山河川 富山土木
		63箇所	1 河川				24,916m	A : 5箇所 B : 55箇所 要注意 : 3箇所		1,032m 23,784m 100m				

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
1	1	神通川	熊野川	富山市		友杉	左岸 0.0k～0.9k	892	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
2	2	神通川	熊野川	富山市		萩原	左岸 1.2k+30m～ 1.2k+80m	50	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
3	3	神通川	熊野川	富山市		萩原 西荒屋	左岸 1.4k+100m～ 1.8k+101m	596	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
4	4	神通川	熊野川	富山市		西荒屋	左岸 2.0k+101～ 2.6k+111	840	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
5	5	神通川	熊野川	富山市		西荒屋	左岸 2.2k+28m～ 2.2k+63m	35	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
6	6	神通川	熊野川	富山市		友杉 任海 栗山	左岸 2.8k+111m～ 5.7k+78m	3,049	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
7	7	神通川	熊野川	富山市		友杉	3.2k+123m	空港橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
8	8	神通川	熊野川	富山市		友杉	3.6k+39m	友杉橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
9	9	神通川	熊野川	富山市		友杉	4.0k+34m	広田 用水堰	B	河道断面 不足 (流下能力)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
10	10	神通川	熊野川	富山市		友杉	4.4k+63m	友杉 用水堰	B	河道断面 不足 (流下能力)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
11	11	神通川	熊野川	富山市		任海	4.4k+143m	任海橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
12	12	神通川	熊野川	富山市		栗山	左岸 4.9k～5.7k	792	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
13	13	神通川	熊野川	富山市		安養寺	5.0k	新熊野橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
14	14	神通川	熊野川	富山市		栗山	左岸 5.2k+110m～ 5.2k+161m	51	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
15	15	神通川	熊野川	富山市		栗山	左岸 5.4k+160m～ 5.6k+180m	226	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
16	16	神通川	熊野川	富山市		栗山	5.4k+193m	熊野橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
17	17	神通川	熊野川	富山市		栗山	左岸 5.6k+10m	(旧)向田 排水樋管	要注意	閉塞	漏水	積土囊	富山市	富山河川 富山土木
18	18	神通川	熊野川	富山市		布瀬	右岸 0.0k～ 0.0k+55m	55	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
19	19	神通川	熊野川	富山市		友杉	右岸 0.6k～1.2k	603	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
20	20	神通川	熊野川	富山市		八日町	右岸 1.4k+103m～ 1.8k+99m	605	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
21	21	神通川	熊野川	富山市		友杉	右岸 1.4k～2.6k	1,178	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
22	22	神通川	熊野川	富山市		八日町	右岸 1.4k+60m～ 1.6k+110m	254	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
23	23	神通川	熊野川	富山市		八日町	右岸 2.0k+99m～ 2.4k+97	580	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
24	24	神通川	熊野川	富山市		蛸川 島田 下熊野 安養寺	右岸 2.6k+96m～ 5.7k+70m	3,165	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	富山市	富山河川 富山土木
25	25	神通川	熊野川	富山市		友杉	右岸 2.6k～3.5k	917	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							右岸 2.6k～3.5k	917	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
26	26	神通川	熊野川	富山市		友杉	右岸 3.5k～3.7k	208	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
27	27	神通川	熊野川	富山市		友杉	右岸 3.7k～3.9k	197	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
							右岸 3.7k～3.9k	197	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張		
28	28	神通川	熊野川	富山市		友杉	右岸 3.9k～4.2k	299	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
29	29	神通川	熊野川	富山市		小中	右岸 4.4k+146m～ 4.6k+46m	89	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	富山市	富山河川 富山土木
30	30	神通川	熊野川	富山市		友杉	右岸 4.6k～4.8k	186	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張	富山市	富山河川 富山土木
31	31	神通川	熊野川	富山市		安養寺	右岸 5.0k	下熊野 第2取水 樋管	A	ゲート無し	浸水	積土囊	富山市	富山河川 富山土木
		31箇所	1河川				11,117m	A : 2箇所 B : 28箇所 要注意: 1箇所	580m 10,537m					

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所				予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関			
				位 置			左 右 岸 別					延 長	重 要 度	現 況
郡 市	町 村	字												
1	1	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.0k～0.4k	402	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
2	2	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.4k～0.8k	386	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
							左岸 0.4k～0.8k	386	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張		
3	3	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+70m	新庄川橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
4	4	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+80m	新庄川橋	A	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
5	5	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+120m	私鉄橋梁 万葉線	A	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
6	6	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.4k～ 0.4k+100m	100	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
7	7	庄川	庄川	射水市 高岡市		庄西町 宮袋 吉久 石瀬 三女子	左岸 0.4k+100m～ 6.4k	5,847	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
8	8	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.8k～1.0k	211	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
9	9	庄川	庄川	高岡市		吉久	左岸 1.8k+100m～ 2.0k+120m	220	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
10	10	庄川	庄川	高岡市		吉久	左岸 2.2k+118m～ 2.4k	83	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
11	11	庄川	庄川	高岡市		吉久	2.4k+141m	牧野大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
12	12	庄川	庄川	高岡市 射水市		吉久 宮袋	左岸 2.4k+100m～ 2.8k+20m	342	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
13	13	庄川	庄川	射水市		宮袋	左岸 2.8k～3.8k	966	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
14	14	庄川	庄川	高岡市 射水市		石瀬 川口	4.0k+120m	高新大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
15	15	庄川	庄川	高岡市		石瀬	左岸 5.0k+100m～ 5.0k+100m	200	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
16	16	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子 北野	6.0k+30m	高岡大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
17	17	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子 大門	6.6k+49m	あいの風とやま 鉄道橋梁（下）	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
18	18	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子 大門	6.6k+64m	あいの風とやま 鉄道橋梁（上）	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
19	19	庄川	庄川	射水市		枇杷首 二口	6.8k+122m	大門大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
20	20	庄川	庄川	射水市		枇杷首 二口	6.8k+128m	大門大 橋歩道 橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
21	21	庄川	庄川	高岡市		三女子	左岸 6.0k+100m～ 6.0k+100m	200	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
22	22	庄川	庄川	高岡市		上伏間江	左岸 9.0k～9.6k	578	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
							左岸 9.0k～9.6k	578	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張		
23	23	庄川	庄川	高岡市		二塚	左岸 10.2k～11.9k	1,751	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
							左岸 10.2k～11.9k	1,751	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張		
24	24	庄川	庄川	高岡市		二塚	左岸 11.2k～ 11.4k	202	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
25	25	庄川	庄川	高岡市		戸出徳市	左岸 11.9k～13.0k	1,103	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
26	26	庄川	庄川	高岡市		戸出徳市	左岸 12.5k～ 12.8k+100m	398	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
27	27	庄川	庄川	高岡市 砺波市		戸出石代 下中条	左岸 15.0k～17.0k	2,017	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木 砺波土木
28	28	庄川	庄川	砺波市		柳瀬	左岸 19.0k+30m～ 19.0k+70m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 簡 所					予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関		
				位 置			左 右 岸 別	延 長					重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
29	29	庄川	庄川	砺波市		柳瀬	左岸 19.3k～ 19.4k+54m	159	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
30	30	庄川	庄川	砺波市		柳瀬	左岸 19.4k+181m～ 19.6k+30m	53	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
31	31	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 22.2k+100m～ 22.4k+100m	203	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
32	32	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 22.4k+100～ 22.8k+90m	393	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
33	33	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 23.4k～ 23.6k+30m	228	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
34	34	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 23.8k+30m～ 23.8k+80m	50	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
35	35	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 24.2k～24.6k	418	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
36	36	庄川	庄川	砺波市	庄川町	青島	左岸 25.6k～26.0k	397	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
37	37	庄川	庄川	砺波市	庄川町	青島	左岸 25.8k+100m～ 26.0k+108m	225	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
38	38	庄川	庄川	砺波市	庄川町	東山見	26.0k+100m	庄川用水 合口ダム	A	河道断面 不足 (流下能力)	越水	天端積土囊	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
39	39	庄川	庄川	射水市		庄川本町	右岸 0.2k～0.8k	552	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
40	40	庄川	庄川	射水市		庄川本町 下牧野 上牧野 宮袋 川口 北野 大門	右岸 0.4k～ 6.4+100m	5,548	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
41	41	庄川	庄川	射水市		川口	右岸 4.0k～4.8k	874	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
42	42	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 5.2k～6.6k	1,264	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
43	43	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 5.6k～ 5.8k+62m	247	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
44	44	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.0k+100m～ 6.2k+100m	192	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
45	45	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.2k+100m～ 6.4k+89m	134	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
46	46	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.4k+100m～ 6.4k+100m	200	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	庄川水害 予防組合	富山土木 砺波土木
47	47	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.6k+100m～ 6.6k	100	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	庄川水害 予防組合	富山土木 砺波土木
48	48	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 7.0k+100m～ 7.2k+100m	315	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
49	49	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 7.4k～ 7.8k+100m	513	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
50	50	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 7.5k～8.1k	625	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
51	51	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 8.1k～8.3k	202	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
52	52	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 8.8k+91m～9.0k	100	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
53	53	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 9.0k～9.6k	615	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
54	54	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 9.5k～11.1k	1,650	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
55	55	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 10.0k～10.5k	535	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
56	56	庄川	庄川	高岡市 射水市		西広上 下麻生伸 町	右岸 11.1k～ 12.0k	807	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
57	57	庄川	庄川	射水市		西広上	右岸 11.6k～ 11.6k+60m	60	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 簡 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
58	58	庄川	庄川	高岡市		上麻生	右岸 13.0k～13.6k	510	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
59	59	庄川	庄川	高岡市		上麻生	右岸 13.3k～ 13.4k+100m	170	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
60	60	庄川	庄川	高岡市		中田	右岸 15.0k-138m～ 15.2k+125m	263	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
61	61	庄川	庄川	砺波市		東保	右岸 16.0k-112m～ 16.0k+52	164	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
62	62	庄川	庄川	砺波市		東保	右岸 16.0k+180～ 16.4k	230	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
63	63	庄川	庄川	砺波市		東般若	右岸 17.4k+90m	四輪 用水 樋管	A	樋管 堤体内埋没	漏水	積土糞	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
64	64	庄川	庄川	砺波市		権正寺	右岸 17.4k～17.7k	460	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
65	65	庄川	庄川	砺波市		権正寺	右岸 17.9k～18.0k	103	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
66	66	庄川	庄川	砺波市		頼成	右岸 17.9k～20.3k	2,357	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
67	67	庄川	庄川	砺波市		頼成	右岸 18.6k～ 18.8k	225	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
68	68	庄川	庄川	砺波市		宮村	右岸 20.0k～ 20.4k+100m	490	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
69	69	庄川	庄川	砺波市	庄川町	三谷	右岸 21.8k～ 22.0k+50m	261	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
70	70	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	右岸 22.8k+100m～ 23.2k	289	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
71	71	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	右岸 23.8k+100m～ 24.0k+40m	101	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
新	72	庄川	庄川	射水市		港町	右岸 0.0k-325m～ 0.0k-50m	275	要注意	新堤防	要監視	-	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
72	73	庄川	庄川	射水市	大門町	広上	右岸 11.0k～11.4k	379	要注意	破堤箇所 (S9)	要監視	-	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
73	74	庄川	庄川	高岡市		中田	右岸 11.8k～12.2k	363	要注意	破堤箇所 (S9)	要監視	-	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
74	75	庄川	庄川	高岡市		中田	右岸 12.6k～12.8k	189	要注意	破堤箇所 (S9)	要監視	-	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
75	76	庄川	庄川	高岡市		石瀬	左岸 4.4k～5.0k	598	要注意	旧川跡	要監視	-	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
76	77	庄川	庄川	高岡市		二塚	左岸 11.4k～12.0k	623	要注意	旧川跡	要監視	-	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
77	78	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.2k+170m	橋梁	要注意	橋梁 ゲート無し	浸水	積土糞	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
78	79	庄川	庄川	砺波市		下中条	16.6k+100m	庄川大橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土糞	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
79	80	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	24.2k+50m	雄神橋	要注意	橋梁 河積阻害	越水	天端積土糞	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
80	81	庄川	庄川	射水市		広上	右岸 10.2k+50m	北野牧野 用水樋管	要注意	ゲート不良 函渠破損	浸水	積土糞	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
		81箇所	1 河川				33,469m	A : 18箇所 B : 53箇所 要注意 : 10箇所		3,553m 27,489m 2,427m				

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
1	1	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	左岸 0.0k～ 1.0k+100m	1,103	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
2	2	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	左岸 1.0k+100m～ 1.8k	700	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
3	3	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	2.2k+240m	氷見橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
4	4	小矢部川	小矢部川	高岡市		城光寺	左岸 3.2k+40m～ 3.6k+40m	424	B	水衝・洗掘	根固流出	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
5	5	小矢部川	小矢部川	高岡市		二上新 八ヶ ハヶ二上新 守護町 二上町	左岸 3.5k～7.5k	3,827	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
							左岸 3.5k～7.5k	3,827	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠		
6	6	小矢部川	小矢部川	高岡市		二上新 ハヶ二上新 守護町	左岸 5.2k～5.8k	619	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
7	7	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護町 二上町 守山 須田 五十里 岩坪	左岸 6.4k～10.6k	4,399	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
8	8	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護町	左岸 6.8k+100m～ 7.0k+20m	104	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
9	9	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護町	左岸 7.0k+100m～ 7.0k+160m	60	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
10	10	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護町 二上町	左岸 7.0k+160m～ 7.6k+100m	605	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
11	11	小矢部川	小矢部川	高岡市		守山	8.0k-37m	守山橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
12	12	小矢部川	小矢部川	高岡市		須田 五十里	左岸 8.4k～10.3k	1,810	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
13	13	小矢部川	小矢部川	高岡市		佐加野 国吉	左岸 12.2k～13.2k	715	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
14	14	小矢部川	小矢部川	高岡市		四日市	左岸 15.0k～ 15.0k+100m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
15	15	小矢部川	小矢部川	高岡市		石堤	左岸 16.2k+30m～ 16.2k+90m	60	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
16	16	小矢部川	小矢部川	高岡市		赤丸	左岸 16.5k～17.8k	1,227	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
17	17	小矢部川	小矢部川	高岡市		赤丸 三日市 土屋	左岸 17.8k～20.1k	2,187	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
18	18	小矢部川	小矢部川	高岡市	福岡町	三日市	左岸 18.0k+169m～ 18.2k+55m	120	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 高岡土木
19	19	小矢部川	小矢部川	高岡市 小矢部市		上向田 上野 田川 西中野 西福町 今石動町	左岸 20.8k～26.3k	5,758	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 高岡土木 小矢部土木
20	20	小矢部川	小矢部川	高岡市 小矢部市		上野 田川	左岸 22.8k～23.2k	426	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 高岡土木 小矢部土木
21	21	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川	左岸 22.8k+128m	五位庄 取水水門	B	ゲート不良	浸水	積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
22	22	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川	23.2k+44m	五位庄 頭首工堰	A	河道断面 不足 (流下能力)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
23	23	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川 西中野 西福町	左岸 24.0k～25.2k	1,248	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
24	24	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川	左岸 24.2k+90m～ 24.2k+130m	40	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
25	25	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	左岸 25.2k-40m～ 25.6k+120m	610	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
26	26	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	左岸 25.2k～25.8k	666	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
27	27	小矢部川	小矢部川	小矢部市		綾子 矢水町	左岸 27.3k～30.7k	3,465	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
28	28	小矢部川	小矢部川	小矢部市		矢水町	左岸 27.6k+145m～ 27.8k+5m	44	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
29	29	小矢部川	小矢部川	小矢部市		矢水町 経田 浅地 箕輪	左岸 30.7k～ 32.2k+165m	1,626	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所					予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理 団 体	関 係 機 関		
				位 置			左 右 岸 別	延 長					重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
30	30	小矢部川	小矢部川	小矢部市		経田	左岸 30.8k+59m～ 31.0k+21m	156	A	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
31	31	小矢部川	小矢部川	射水市		庄西町	右岸 0.0k～ 0.0k+100m	100	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
32	32	小矢部川	小矢部川	射水市		庄西町	右岸 0.0k+100m～ 0.2k+100m	196	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
33	33	小矢部川	小矢部川	射水市 高岡市		庄西町 吉久 萩布 米島	右岸 0.2k+100m～ 2.4k+100m	3,128	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
34	34	小矢部川	小矢部川	高岡市		米島	右岸 2.6k～3.9k	1,019	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
35	35	小矢部川	小矢部川	高岡市		萩布 向野本町	右岸 4.2k～ 5.6k+110m	1,551	A	水衝・洗掘	護岸陥没	川倉立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
36	36	小矢部川	小矢部川	高岡市		向野本町 開発本町	右岸 5.2k～6.0k	778	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
37	37	小矢部川	小矢部川	高岡市		開発本町 木屋 四屋 長慶寺	右岸 6.0k～8.2k	2,340	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
38	38	小矢部川	小矢部川	高岡市		四屋 長慶寺 長江	右岸 6.4k～10.6k	4,081	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
39	39	小矢部川	小矢部川	高岡市		四屋	右岸 6.4k～ 6.4k+100m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉・立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
40	40	小矢部川	小矢部川	高岡市		四屋 長慶寺	右岸 6.8k～ 6.8+140m	140	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
41	41	小矢部川	小矢部川	高岡市		長慶寺 長江	右岸 10.4k+14m～ 10.9k	441	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
							右岸 10.4k+14m～ 10.9k	441	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
42	42	小矢部川	小矢部川	高岡市		長江 早川 北島 大源寺	右岸 10.9k～14.0k	2,935	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
43	43	小矢部川	小矢部川	高岡市		長江	右岸 10.8k+130m～ 11.2k+100m	398	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
44	44	小矢部川	小矢部川	高岡市		長江	右岸 11.4k+100m～ 11.6k	76	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
45	45	小矢部川	小矢部川	高岡市		北島	右岸 12.6k+10m～ 12.6k+90m	80	B	水衝・洗掘	根固流失	川倉立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
46	46	小矢部川	小矢部川	高岡市		宝来町 大野	右岸 16.5k～18.9k	2,286	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
47	47	小矢部川	小矢部川	高岡市		宝来町	右岸 16.8k+170m～ 17.0k+125m	146	B	水衝・洗掘	根固流失	川倉立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
48	48	小矢部川	小矢部川	高岡市		宝来町	右岸 17.2k+8m～ 17.2k+66m	58	B	水衝・洗掘	根固流失	川倉立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
49	49	小矢部川	小矢部川	高岡市	福岡町	福岡新	右岸 18.8k～19.0k	229	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
50	50	小矢部川	小矢部川	高岡市	福岡町	大野 福岡新 荒屋敷	右岸 18.9k～20.4k	1,500	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
							右岸 18.9k～20.4k	1,500	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠		
51	51	小矢部川	小矢部川	高岡市 小矢部市		荒屋敷 本領 岡田川	右岸 21.3k～23.2k	1,827	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
52	52	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川 石王丸 宇治新	右岸 23.2k～ 24.0k+60m	878	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
							右岸 23.2k～ 24.0k+60m	878	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠		
53	53	小矢部川	小矢部川	小矢部市		宇治新 芹川 坂又	右岸 24.2k～25.2k	1,014	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
54	54	小矢部川	小矢部川	小矢部市		宇治新 芹川 坂又	右岸 24.4k+126m～ 24.4k+148m	22	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
55	55	小矢部川	小矢部川	小矢部市		宇治新 芹川 坂又	右岸 24.2k+148m～ 25.3k	950	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
							右岸 24.2k+148m～ 25.3k	950	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠		
56	56	小矢部川	小矢部川	小矢部市		東福岡町	右岸 25.6k+100m～ 26.0k	299	A	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 箇 所			水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関	
				位 置			左 右 岸 別	延 長	重 要 度					現 況
				郡 市	町 村	字								
57	57	小矢部川	小矢部川	小矢部市		茄子島	右岸 27.6k+50m～ 27.8k+60m	163	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
58	58	小矢部川	小矢部川	小矢部市		島下島 福上 西川原 経田 西島 新西	右岸 28.1k～32.6k	4,459	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
新	59	小矢部川	小矢部川	小矢部市		福上	右岸 30.0k-30m～ 30.2k-17m	211	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
59	60	小矢部川	小矢部川	小矢部市		経田	右岸 31.4k+172m～ 31.6k+25m	52	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
60	61	小矢部川	小矢部川	小矢部市		新西 清水 清沢	右岸 32.6k～ 35.2k+126m	2,604	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
61	62	小矢部川	小矢部川	小矢部市		清水	右岸 34.8k～ 34.8k+160m	160	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
62	63	小矢部川	小矢部川	高岡市		佐加野	左岸 13.0k-100m～ 13.0k	100	要注意	旧川跡	要監視	-	高岡市	富山河川 高岡土木
63	64	小矢部川	小矢部川	高岡市		早川	右岸 12.0k-100m～ 12.2k	300	要注意	旧川跡	要監視	-	高岡市	富山河川 高岡土木
64	65	小矢部川	小矢部川	高岡市		大源寺	右岸 12.8k-40m～ 13.0k-40m	198	要注意	旧川跡	要監視	-	高岡市	富山河川 高岡土木
65	66	小矢部川	小矢部川	小矢部市		石王丸	右岸 23.2k+30m～ 23.8k-50m	526	要注意	旧川跡	要監視	-	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
66	67	小矢部川	小矢部川	小矢部市		東福町	右岸 25.8k+10m～ 25.8k+110m	100	要注意	旧川跡	要監視	-	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
67	68	小矢部川	小矢部川	小矢部市		茄子島 島	右岸 28.0k+80m～ 28.2k+80m	220	要注意	旧川跡	要監視	-	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
68	69	小矢部川	小矢部川	高岡市		百橋	左岸 10.0k+63m～ 10.0k+227m	164	要注意	水衝・洗掘 洗掘	護岸洗掘	川倉・立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
69	70	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	2.6k+20m	城光寺橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
70	71	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護	5.8k+220m	二上橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
71	72	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	25.6k+60m	石動大橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
72	73	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	25.6k+170m	あいの風とやま 鉄道橋梁	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
73	74	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	25.6k+180m	あいの風とやま 鉄道橋梁	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
74	75	小矢部川	小矢部川	小矢部市		泉町	27.0k+80m	島分橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
75	76	小矢部川	小矢部川	小矢部市		浅地	32.0k+110m	J H橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
		76箇所	1 河川				55,842m	A : 8箇所 B : 54箇所 要注意: 14箇所		6,763 m 47,471m 1,608m				

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所					予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関		
				位 置			左 右 岸 別	延 長					重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
1	1	小矢部川	渋江川	小矢部市		綾子 蓮沼	左岸 0.0k～2.0k	1,994	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
2	2	小矢部川	渋江川	小矢部市		綾子	左岸 0.8k+107m～ 0.8k+190m	83	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
3	3	小矢部川	渋江川	小矢部市		蓮沼	0.8k+190m	十一ヶ 用水堰	B	河道断面 不足 (流下能力)	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
4	4	小矢部川	渋江川	小矢部市		蓮沼	左岸 1.0k～2.0k	984	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
5	5	小矢部川	渋江川	小矢部市		矢水町	左岸 0.0k～2.0k	1,917	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
6	6	小矢部川	渋江川	小矢部市		矢水町	左岸 1.2k～2.0k	781	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
7	7	小矢部川	渋江川	小矢部市		蓮沼	1.8k+100m	羽根橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
8	8	小矢部川	渋江川	小矢部市		綾子	0.0k+69m	堰	要注意	堰	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
		8箇所	1 河川				3,911m	B : 7箇所 要注意 : 1箇所	3,911m					

		430箇所	9 河川				207,457m	A : 48箇所 B : 325箇所 要注意 : 57箇所	17,065m 180,724m 9,668m		
--	--	-------	------	--	--	--	----------	-------------------------------------	-------------------------------	--	--

2 河川（富山県関係）

（重要度の判定は、附表2－2の基準による）

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況	予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関
				位 置										
				郡 市	町 村	字								
1	1	境川	境川	下新川郡	朝日町	大平	左岸	1,000	A	水衝・洗掘	護欠	土のう積 蛇籠	朝日町	入善土木
2	2	寺川	寺川	下新川郡	朝日町	平柳	左岸	750	A	堤防高	越水	土のう積	朝日町	入善土木
3	3	寺川	寺川	下新川郡	朝日町	平柳	右岸	750	A	堤防高	越水	土のう積	朝日町	入善土木
4	4	小川	小川	下新川郡	朝日町	三枚橋	左岸	70	B	水衝・洗掘	堤欠	ブロック 投入	朝日町	入善土木
5	5	小川	舟川	下新川郡	入善町	舟見	左岸	100	A	堤防高	越水	土のう積	入善町	入善土木
6	6	小川	舟川	下新川郡	入善町	今江	右岸	100	A	堤防高	越水	土のう積	入善町	入善土木
7	7	吉田川	吉田川	黒部市		吉田	左岸	200	A	堤防高	越水	土のう積	黒部市	入善土木
8	8	高橋川	高橋川	黒部市		立野	左岸	200	B	堤防高	越水	土のう積	黒部市	入善土木
9	9	高橋川	高橋川	黒部市		堀切	右岸	200	B	堤防高	越水	土のう積	黒部市	入善土木
10	10	黒瀬川	黒瀬川	黒部市		前沢	左岸	2,050	B	堤防高	越水	土のう積	黒部市	入善土木
11	11	黒瀬川	黒瀬川	黒部市		前沢	右岸	2,050	B	堤防高	越水	土のう積	黒部市	入善土木
12	12	黒瀬川	黒瀬川	黒部市		石田	右岸	190	B	堤防高	越水	土のう積	黒部市	入善土木
13	13	吉田川	吉田川	黒部市		吉田	左岸	135	A	堤防断面	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	黒部市	入善土木
14	14	吉田川	吉田川	黒部市		吉田	右岸	135	A	堤防断面	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	黒部市	入善土木
15	15	黒瀬川	大谷川	黒部市		田家新	左右岸	114	A	水衝・洗掘	堤欠	蛇籠	黒部市	入善土木
16	16	片貝川	布施川	魚津市		木下新	左岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
17	17	片貝川	布施川	黒部市		田家新	右岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積	黒部市	新川土木
18	18	片貝川	布施川	黒部市		山田	右岸	110	要注意	新堤防	要監視	－	黒部市	新川土木
19	19	片貝川	布施川	魚津市		蛇田	左岸	110	要注意	新堤防	要監視	－	魚津市	新川土木
20	20	片貝川	布施川	黒部市		山田 尾山	右岸	1,630	B	水衝・洗掘	堤欠	立籠・木流 (ブロック投入)	黒部市	新川土木
21	21	片貝川	布施川	魚津市		蛇田 布施爪	左岸	1,630	B	水衝・洗掘	堤欠	立籠・木流 (ブロック投入)	魚津市	新川土木
22	22	片貝川	布施川	魚津市		布施爪	左岸	100	A	水衝・洗掘	堤欠	立籠・木流 (ブロック投入)	魚津市	新川土木
23	23	片貝川	片貝川	魚津市		寿町	左岸	400	B	水衝・洗掘 堤防高	堤欠 越水	立籠 土のう積	魚津市	新川土木
24	24	片貝川	片貝川	魚津市		江口	左岸	200	B	水衝・洗掘	堤欠	立籠	魚津市	新川土木
25	25	片貝川	片貝川	魚津市		黒谷	左岸	320	A	水衝・洗掘 堤防高	堤欠 越水	立籠 土のう積	魚津市	新川土木
26	26	片貝川	片貝川	魚津市		東蔵	右岸	300	A	水衝・洗掘 堤防高	堤欠 越水	立籠 土のう積	魚津市	新川土木
27	27	鴨川	鴨川	魚津市		本江	左岸	50	A	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
28	28	鴨川	鴨川	魚津市		本江	右岸	50	A	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
29	29	鴨川	鴨川	魚津市		本江	左岸	80	A	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
30	30	鴨川	鴨川	魚津市		本江	右岸	80	A	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
31	31	鴨川	鴨川	魚津市		双葉町 鴨川町	左岸	200	A	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
32	32	鴨川	鴨川	魚津市		中央通り 1丁目 2丁目	右岸	200	A	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
33	33	角川	坊田川	魚津市		大光寺	左岸	320	B	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所							予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関
				位 置			左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況				
				郡 市	町 村	字								
34	34	角川	坊田川	魚津市		大光寺	右岸	320	B	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
35	35	角川	大座川	魚津市		友道	左岸	44	A	水衝・洗掘	護欠	立籠	魚津市	新川土木
36	36	角川	大座川	魚津市		友道	右岸	80	A	水衝・洗掘	護欠	立籠	魚津市	新川土木
37	37	角川	大座川	魚津市		大光寺	右岸	200	A	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
38	38	角川	角川	魚津市		住吉	左岸	100	B	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
39	39	角川	角川	魚津市		上口	左岸	100	B	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
40	40	角川	角川	魚津市		新角川	右岸	100	B	堤防高	越水	土のう積	魚津市	新川土木
41	41	角川	角川	魚津市		出	左岸	700	A	水衝 洗掘・漏水	堤欠	立籠・木流 (ブロック投入) 月の輪	魚津市	新川土木
42	42	角川	角川	魚津市		湯上	右岸	165	A	水衝 洗掘・漏水	堤欠	立籠 月の輪	魚津市	新川土木
43	43	中川	沖田川	滑川市		田中町 小泉町	左岸	1,560	A	堤防高	越水	土のう積	滑川市	新川土木
44	44	中川	沖田川	滑川市		田中町 小泉町	右岸	1,560	A	堤防高	越水	土のう積	滑川市	新川土木
45	45	中川	沖田川	滑川市		上小泉 宮窪	左岸	500	B	堤防高	越水	土のう積	滑川市	新川土木
46	46	中川	沖田川	滑川市		上小泉 宮窪	右岸	500	B	堤防高	越水	土のう積	滑川市	新川土木
47	47	上市川	平塚川	滑川市		安田	左岸	500	B	水衝・洗掘	護欠	立籠	滑川市	新川土木
48	48	上市川	平塚川	滑川市		安田	右岸	500	B	水衝・洗掘	護欠	立籠	滑川市	新川土木
49	49	白岩川	白岩川	富山市		水橋新大町	右岸	200	A	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	富山市	立山土木
50	50	白岩川	白岩川	富山市		水橋畠等 水橋柳寺	左右岸	橋梁	要注意	工事施工	要監視	—	富山市	立山土木
51	51	白岩川	白岩川	中新川郡	上市町 立山町	横越 日中	左岸	1,600	A	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	上市町 立山町	立山土木
52	52	白岩川	白岩川	中新川郡	上市町	女川 新屋	右岸	1,600	A	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	上市町	立山土木
53	53	白岩川	白岩川	中新川郡	立山町	白岩	右岸	92	B	洗掘	洗掘	蛇籠	立山町	立山土木
54	54	白岩川	栃津川	中新川郡	上市町	新村	右岸	400	B	堤防高 堤防断面	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	上市町	立山土木
55	55	白岩川	小出川	富山市		水橋小出	右岸	760	A	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	富山市	立山土木
56	56	白岩川	下条川	富山市		水橋高志園町	左岸	500	A	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	富山市	立山土木
57	57	白岩川	下条川	富山市		水橋市江新町	右岸	500	A	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	富山市	立山土木
58	58	白岩川	下条川	富山市		水橋狐塚 水橋桜木	左岸	680	B	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	富山市	立山土木
59	59	白岩川	下条川	富山市		水橋狐塚 水橋桜木	右岸	680	B	堤防高	越水	土のう積 蛇籠	富山市	立山土木
60	60	神通川	松川	富山市		桜橋通り	左岸	66	要注意	工事施工	要監視	—	富山市	富山土木
65	61	神通川	松川	富山市		本丸	右岸	60	要注意	工事施工	要監視	—	富山市	富山土木
66	62	神通川	冷川	富山市		大町	右岸	470	A	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
67	63	神通川	冷川	富山市		大町	左岸	470	A	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
68	64	神通川	四ッ谷川	富山市		太郎丸	左岸	300	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
69	65	神通川	四ッ谷川	富山市		堀川小泉	右岸	300	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
70	66	神通川	古川	富山市		高田	右岸	300	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所							予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関
				位 置			左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況				
				郡 市	町 村	字								
71	67	神通川	古川	富山市		鶴島	左岸	300	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
72	68	神通川	田島川	富山市		下野	左岸	260	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
73	69	神通川	田島川	富山市		下野	右岸	350	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
74	70	神通川	祖母川	富山市		下野	左岸	600	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
75	71	神通川	祖母川	富山市		羽根	右岸	600	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
76	72	神通川	宮島川	富山市		婦中町 笹倉	左岸	500	A	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
77	73	神通川	宮島川	富山市		婦中町 笹倉	右岸	500	A	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
78	74	神通川	坪野川	富山市		婦中町 速星	左岸	1,200	A	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
79	75	神通川	坪野川	富山市		婦中町 速星	右岸	1,200	A	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
80	76	神通川	山田川	富山市		婦中町 羽根	左岸	250	A	法崩すべり	堤欠	土のう積 蛇籠	富山市	富山土木
81	77	神通川	山田川	富山市		婦中町 富川	右岸	200	A	法崩すべり	堤欠	土のう積 蛇籠	富山市	富山土木
82	78	神通川	山田川	富山市		婦中町 蓮花寺	左岸	210	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
83	79	神通川	山田川	富山市		婦中町 長沢	左右岸	堰	A	構造不良	護欠	蛇籠	富山市	富山土木
84	80	神通川	山田川	富山市		婦中町 長沢	左右岸	橋梁	A	桁下高	堤欠	蛇籠	富山市	富山土木
85	81	神通川	山田川	富山市		婦中町 長沢	左岸	250	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
86	82	神通川	山田川	富山市		婦中町 長沢	右岸	250	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
87	83	神通川	山田川	富山市		婦中町 上瀬	左岸	250	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
88	84	神通川	山田川	富山市		婦中町 上瀬	右岸	230	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
89	85	神通川	山田川	富山市		山田中村	左岸	1,560	B	断面不足	越水	土のう積	富山市	富山土木
90	86	神通川	山田川	富山市		山田湯	左岸	620	B	断面不足	越水	土のう積	富山市	富山土木
91	87	神通川	峠川	富山市		婦中町 下吉川	左右岸	橋梁	A	スパン不足	堤欠	蛇籠	富山市	富山土木
92	88	神通川	峠川	富山市		婦中町 上吉川	左岸	900	A	法崩すべり	堤欠	土のう積 蛇籠	富山市	富山土木
93	89	神通川	磯川	富山市		婦中町 下井沢	左岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
94	90	神通川	合場川	富山市		婦中町 田屋	左右岸	堰	A	構造不良	洗掘	蛇籠	富山市	富山土木
95	91	神通川	合場川	富山市		八尾町 深谷	左岸	200	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
96	92	神通川	合場川	富山市		八尾町 深谷	右岸	200	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
97	93	神通川	太田川	富山市		小杉	左岸	770	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
98	94	神通川	太田川	富山市		下堀	右岸	770	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
99	95	神通川	黒川	富山市		牧野	左岸	200	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
100	96	神通川	黒川	富山市		牧野	右岸	200	B	堤防高	越水	土のう積	富山市	富山土木
101	97	神通川	黒川	富山市		東福沢	右岸	300	要注意	新堤防	要監視	土のう積	富山市	富山土木
102	98	新堀川	新堀川	射水市		八講	左岸	500	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
103	99	新堀川	新堀川	射水市		八講	右岸	500	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況	予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関
				位 置										
				郡 市	町 村	字								
104	100	新堀川	新鍛冶川	射水市		摺出寺	左岸	800	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
105	101	新堀川	新鍛冶川	射水市		摺出寺	右岸	800	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
106	102	下条川	下条川	射水市		橋下条	左岸	72	B	法崩れ	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
107	103	下条川	前田川	射水市		上野	左岸	177	B	堤防高	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	射水市	高岡土木
108	104	下条川	前田川	射水市		上野	右岸	177	B	堤防高	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	射水市	高岡土木
109	105	庄川	地久子川	高岡市		野村 赤祖父	左岸	1,100	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
110	106	庄川	地久子川	高岡市		蓮花寺 井口本江 赤祖父	右岸	1,100	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
111	107	庄川	和田川	射水市		大門新 大門	左岸	300	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
112	108	庄川	和田川	射水市		大門新 大門	右岸	300	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
113	109	庄川	和田川	射水市		二口	左岸	200	B	構造不良	浸水	土のう積	射水市	高岡土木
114	110	庄川	親司川	射水市		広上	左右岸	堰	B	構造不良	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
115	111	小矢部川	地久子川	高岡市		能町	左岸	1,100	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
116	112	小矢部川	地久子川	高岡市		能町	右岸	1,100	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
122	113	小矢部川	頭川川	高岡市		岩坪	左岸	500	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
123	114	小矢部川	頭川川	高岡市		岩坪	右岸	500	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
124	115	小矢部川	祖父川	高岡市		戸出 5丁目 6丁目	左岸	240	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
125	116	小矢部川	祖父川	高岡市		戸出 5丁目 6丁目	右岸	240	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
126	117	小矢部川	広谷川	高岡市		国吉 佐加野	左岸	1,000	B	断面不足	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	高岡市	高岡土木
127	118	小矢部川	広谷川	高岡市		国吉 佐加野	右岸	1,000	B	断面不足	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	高岡市	高岡土木
128	119	小矢部川	広谷川	高岡市		八口 柴野	左岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
129	120	小矢部川	広谷川	高岡市		八口 柴野	右岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
130	121	小矢部川	谷内川	高岡市		麻生谷 石堤 福岡町赤丸	左岸	3,150	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
131	122	小矢部川	谷内川	高岡市		麻生谷 石堤 福岡町赤丸	右岸	3,150	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
132	123	小矢部川	荒又川	高岡市		福岡町 下老子	左岸	500	B	構造不良	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
133	124	小矢部川	荒又川	高岡市		福岡町 下老子	右岸	500	B	構造不良	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
134	125	小矢部川	荒又川	高岡市		福岡町 下老子	左岸	99	B	法崩れ	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
135	126	小矢部川	荒又川	高岡市		福岡町 下老子	右岸	97	B	法崩れ	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
136	127	小矢部川	唐俣川	高岡市		福岡町 木舟	左岸	150	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
137	128	小矢部川	唐俣川	高岡市		福岡町 木舟	右岸	150	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
138	129	小矢部川	黒石川	高岡市		福岡町福岡新 福岡町荒屋敷 福岡町本願	左岸	2,770	B	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
139	130	小矢部川	黒石川	高岡市		福岡町福岡新 福岡町荒屋敷 福岡町本願	右岸	2,770	B	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
140	131	小矢部川	西明寺川	高岡市		福岡町 上向田	右岸	50	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
新	132	下条川	下条川	射水市		橋下条 赤田	右岸	50	B	法崩れ	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所						予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関	
				位 置			左 右 岸 別	延 長	重 要 度					現 況
				郡 市	町 村	字								
新	133	下条川	下条川	射水市		橋下条 大白	右岸	50	B	法崩れ	洗堀 構造不良	蛇籠	射水市	高岡土木
新	134	庄川	和田川	射水市		荒町	左岸	25	B	法崩れ	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
新	135	小矢部川	千保川	高岡市		佐野	左岸	80	B	法崩れ	護欠	蛇籠	高岡市	高岡土木
新	136	小矢部川	千保川	高岡市		内免 金屋本町	左岸	800	B	雑木 土砂堆積	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
新	137	小矢部川	千保川	高岡市		川原町 大町 京町	右岸	800	B	雑木 土砂堆積	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
141	138	泉川	泉川	氷見市		島尾	左岸	300	B	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
142	139	泉川	泉川	氷見市		島尾	右岸	300	B	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
143	140	泉川	泉川	氷見市		柳田 上泉	左岸	260	A	断面不足 新堤防	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
144	141	泉川	泉川	氷見市		上泉	右岸	260	A	断面不足 新堤防	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
145	142	泉川	泉川	氷見市		上泉	左岸	700	A	断面不足	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
146	143	泉川	泉川	氷見市		上泉	右岸	700	A	断面不足	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
147	144	泉川	泉川	氷見市		島尾	左右岸	橋梁	B	スパン不足	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
148	145	仏生寺川	仏生寺川	氷見市		湖光 川尻	左岸	1,900	A	堤防高 (堤体強度)	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
149	146	仏生寺川	仏生寺川	氷見市		十二町 園 川尻	右岸	1,900	A	堤防高 (堤体強度)	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
150	147	仏生寺川	仏生寺川	氷見市		川尻 布施 深原	左岸	2,000	B	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
151	148	仏生寺川	仏生寺川	氷見市		川尻 布施 深原	右岸	2,000	B	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
新	149	仏生寺川	仏生寺川	氷見市		仏生寺(大 覚口)	左岸	30	B	法崩れ	護欠	土のう積	氷見市	氷見土木
152	150	仏生寺川	堀田川	氷見市		大浦	左岸	600	B	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
153	151	仏生寺川	堀田川	氷見市		大浦	右岸	600	B	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
154	152	仏生寺川	神代川	氷見市		海津	左岸	700	A	堤防高 (堤体強度)	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
155	153	仏生寺川	神代川	氷見市		大浦	右岸	700	A	堤防高 (堤体強度)	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
156	154	仏生寺川	神代川	氷見市		川尻	左右岸	橋梁	A	スパン不足	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
157	155	仏生寺川	神代川	氷見市		海津 布施	左岸	630	B	法崩れ	護欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
158	156	仏生寺川	神代川	氷見市		大浦	右岸	630	B	法崩れ	護欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
新	157	仏生寺川	脇之谷内 川	氷見市		仏生寺 (脇之谷 内)	左岸	20	B	法崩れ	護欠	土のう積	氷見市	氷見土木
新	158	仏生寺川	脇之谷内 川	氷見市		仏生寺 (大窪)	右岸	80	B	法崩れ	護欠	土のう積	氷見市	氷見土木
159	159	上庄川	上庄川	氷見市		北大町 諏訪野	左岸	1,350	B	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
160	160	上庄川	上庄川	氷見市		中央町 幸町	右岸	1,350	B	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
161	161	上庄川	上庄川	氷見市		加納	左岸	1,200	B	堤防高 (堤体強度)	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
162	162	上庄川	上庄川	氷見市		鞍川 大野	右岸	1,200	B	堤防高 (堤体強度)	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
163	163	上庄川	上庄川	氷見市		加納 七分一 植谷	左岸	2,150	B	堤防高	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
164	164	上庄川	上庄川	氷見市		大野 泉	右岸	2,150	B	堤防高	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木
165	165	上庄川	上庄川	氷見市		中村	左岸	15	B	法崩れ	護欠	土のう積 蛇籠	氷見市	氷見土木

番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所						予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関	
				位 置			左 右 岸 別	延 長	重 要 度					現 況
				郡 市	町 村	字								
新	166	上庄川	上庄川	氷見市		岩瀬	右岸	30	B	法崩れ	護欠	土のう積	氷見市	氷見土木
166	167	余川川	余川川	氷見市		間島 稲積	左右岸	870	A	工事施工	護欠	土のう積	氷見市	氷見土木
167	168	余川川	余川川	氷見市		余川	左右岸	1,350	B	洗掘	護欠	蛇籠	氷見市	氷見土木
168	169	阿尾川	阿尾川	氷見市		阿尾	左右岸	300	要注意	新堤防	護欠	土のう積	氷見市	氷見土木
169	170	阿尾川	阿尾川	氷見市		指崎 森寺	左岸	30	要注意	新堤防	護欠	土のう積	氷見市	氷見土木
170	171	宇波川	宇波川	氷見市		宇波	左岸	440	A	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
171	172	宇波川	宇波川	氷見市		宇波	右岸	440	A	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
172	173	宇波川	宇波川	氷見市		白川	左右岸	11	要注意	新堤防	護欠	土のう積	氷見市	氷見土木
173	174	下田川	下田川	氷見市		中田	左岸	300	B	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
174	175	下田川	下田川	氷見市		中田	右岸	300	B	堤防高	越水	土のう積	氷見市	氷見土木
175	176	小矢部川	黒石川	小矢部市		岡	左岸	700	A	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
176	177	小矢部川	黒石川	小矢部市		岡	右岸	700	A	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
177	178	小矢部川	乱馬川	小矢部市		水落	左岸	250	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
178	179	小矢部川	乱馬川	小矢部市		水落	右岸	250	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
179	180	小矢部川	子撫川	小矢部市		矢波	右岸	100	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
180	181	小矢部川	子撫川	小矢部市		桜町 田川	左右岸	堰	A	構造不良	洗掘	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
181	182	小矢部川	横江宮川	小矢部市		小神	左岸	700	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
182	183	小矢部川	横江宮川	小矢部市		鷺島 高木出	左岸	1,800	A	堤防高	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
183	184	小矢部川	横江宮川	小矢部市		鷺島 高木出	右岸	1,800	A	堤防高	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
184	185	小矢部川	横江宮川	小矢部市		和沢	左右岸	堰	A	構造不良	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
185	186	小矢部川	横江宮川	小矢部市		下後亟	左右岸	堰	A	構造不良	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
186	187	小矢部川	合又川	小矢部市		島	左岸	1,000	A	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
187	188	小矢部川	合又川	小矢部市		島	右岸	1,000	A	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
188	189	神通川	百瀬川	南砺市	利賀村	菅沼	右岸	180	B	堤防高	越水	土のう積	南砺市	砺波土木
189	190	神通川	百瀬川	南砺市	利賀村	上百瀬 中村	左岸	40	B	洗掘	護欠	蛇籠	南砺市	砺波土木
190	191	庄川	庄川	砺波市	庄川町	前山	左岸	300	B	地すべり	護欠	蛇籠	庄川水害 予防組合	砺波土木
191	192	庄川	利賀川	南砺市	利賀村	坂上	右岸	300	B	洗掘	護欠	蛇籠	南砺市	砺波土木
192	193	庄川	利賀川	南砺市	利賀村	阿別当	右岸	300	B	洗掘	護欠	蛇籠	南砺市	砺波土木
193	194	小矢部川	小矢部川	南砺市		小坂	左岸	600	B	堤防断面	堤欠	蛇籠	南砺市	砺波土木
194	195	小矢部川	渋江川	南砺市		高窪	左岸	100	A	堤防高 堤防断面	越水 護欠	土のう積 蛇籠	南砺市	砺波土木
195	196	小矢部川	渋江川	南砺市		高窪	右岸	100	A	堤防高 堤防断面	越水 護欠	土のう積 蛇籠	南砺市	砺波土木
196	197	小矢部川	旅川	南砺市		柴田屋	左岸	200	B	洗掘	護欠	蛇籠	南砺市	砺波土木
197	198	小矢部川	旅川	南砺市		柴田屋	左岸	100	B	洗掘	護欠	蛇籠	南砺市	砺波土木

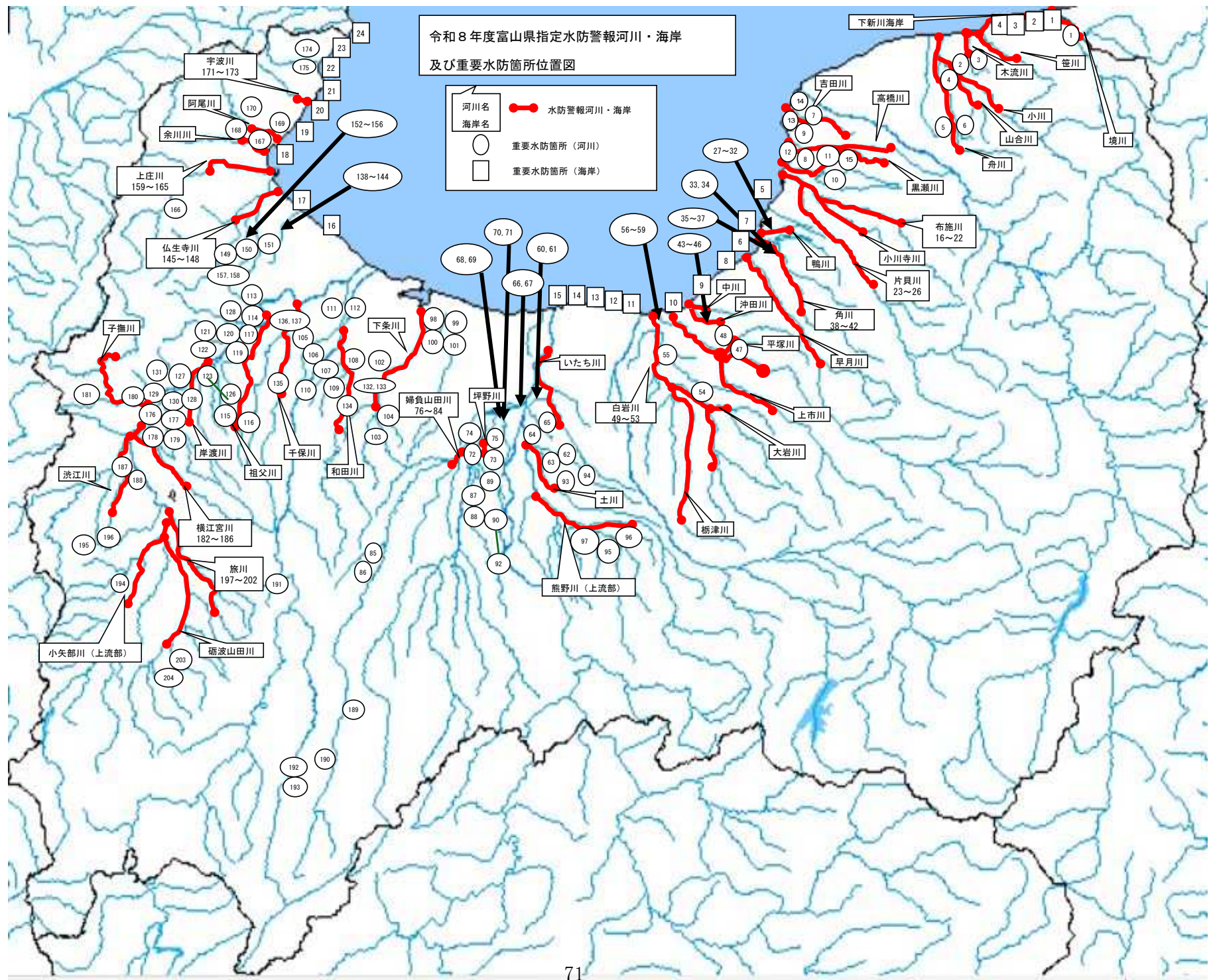
番号	新番号	水 系	河 川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関				
				位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
				郡 市	町 村	字								
198	199	小矢部川	旅川	南砺市		三清西 三清東	左岸	800	B	堤防高	越水	土のう積	南砺市	砺波土木
199	200	小矢部川	旅川	南砺市		三清西 三清東	右岸	800	B	堤防高	越水	土のう積	南砺市	砺波土木
200	201	小矢部川	旅川 (千谷川)	南砺市		院瀬見	右岸	400	B	堤防高	越水	土のう積	南砺市	砺波土木
201	202	小矢部川	旅川 (千谷川)	南砺市		池田	左岸	400	B	堤防高	越水	土のう積	南砺市	砺波土木
202	203	小矢部川	池川	南砺市		城端	左岸	550	A	堤防高	越水	土のう積	南砺市	砺波土木
203	204	小矢部川	池川	南砺市		北野 理休	右岸	550	A	堤防高	越水	土のう積	南砺市	砺波土木
		204箇所	72河川				116, 118m	A : 69箇所 B : 126箇所 要注意：9箇所		36, 993m 78, 138m 987m				

		634箇所	81河川				323, 575m	A : 117箇所 B : 451箇所 要注意：66箇所		54, 058m 258, 862m 10, 655m				
--	--	-------	------	--	--	--	-----------	------------------------------------	--	-----------------------------------	--	--	--	--

3 海岸（富山県関係）

（重要度の判定は、附表2－2の基準による）

番号	海 岸		重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担当水防 管理団体	関係機関			
			位 置							延 長	重要度	現 況
			郡 市	町 村	字							
1	境海岸		下新川郡	朝日町	境	2,280	B	緩傾斜護岸	越波	土のう積	朝日町	入善土木
2	宮崎海岸		下新川郡	朝日町	宮崎	1,500	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	朝日町	入善土木
3	朝日海岸		下新川郡	朝日町	元屋敷	1,150	B	緩傾斜護岸	越波	土のう積	朝日町	入善土木
4	大屋海岸		下新川郡	朝日町	大屋	1,394	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	朝日町	入善土木
5	魚津港 海岸		魚津市		本新	900	B	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	魚津市	新川土木
6	魚津港 海岸		魚津市		三ヶ	800	A	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	魚津市	新川土木
7	魚津港 海岸		魚津市		諏訪町	800	A	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	魚津市	新川土木
8	滑川吉浦 海岸		滑川市		笠木～ 吉浦	1,350	B	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	滑川市	新川土木
9	滑川漁港 海岸		滑川市		高塚	473	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	滑川市	新川土木
10	滑川高月 海岸		滑川市		高月町	300	A	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	滑川市	新川土木
11	富山海岸		富山市		浜黒崎	1,120	B	緩傾斜護岸	越波	土のう積	富山市	富山土木
12	富山海岸		富山市		浜黒崎	395	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	富山市	富山土木
13	富山海岸		富山市		日方江	1,806	B	緩傾斜護岸	越波	土のう積	富山市	富山土木
14	富山海岸		富山市		海岸通	620	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	富山市	富山土木
15	富山海岸		富山市		海岸通	550	B	緩傾斜護岸	越波	土のう積	富山市	富山土木
16	雨晴海岸		高岡市		太田	2,841	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	高岡市	高岡土木
17	島尾海岸		氷見市		島尾	2,290	B	侵食	浸水	土のう積	氷見市	氷見土木
18	阿尾海岸		氷見市		阿尾	1,140	A	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	氷見市	氷見土木
19	泊海岸		氷見市		泊	740	B	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	氷見市	氷見土木
20	宇波海岸		氷見市		宇波	440	B	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	氷見市	氷見土木
21	姿海岸		氷見市		姿	510	B	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	氷見市	氷見土木
22	中田海岸		氷見市		中田	1,010	B	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	氷見市	氷見土木
23	中波海岸		氷見市		中波	535	B	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	氷見市	氷見土木
24	脇海岸		氷見市		脇	1,000	B	コンクリート 消波堤	越波	土のう積	氷見市	氷見土木
	24箇所	18海岸				25,944m	A : 10箇所 B : 14箇所		10,263m 15,681m			



附表－２の１

重要水防箇所評定基準（国土交通省管理区間）

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 開			陸開が設置されている箇所。

附表－２の２

重 要 水 防 箇 所 評 定 基 準 （富山県管理区間）

【河川】

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高	計画高水位（量）又は既往最高水位（量）に対し堤防高又は断面不足のため最も危険な箇所。	計画高水位（量）又は既往最高水位（量）に対し堤防高又は断面不足のため危険な箇所。	
堤防断面	堤体が計画断面より不足して最も危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く最も危険な箇所。	堤体が計画断面より不足して危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く危険な箇所。	
法崩れ・すべり	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがあり最も危険な箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがあり危険な箇所。	
漏水	破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがあり最も危険な箇所。	破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがあり危険な箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており最も危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており最も危険な箇所。 波浪による護岸の欠壊等のおそれがあり最も危険な箇所。	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており危険な箇所。 波浪による護岸の欠壊等のおそれがあり危険な箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づき改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の横断工作物の桁下高等が計画高水流量又は既往最高水量規模の洪水の水位以下となる箇所。		
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所。又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防			新堤防で築造後３年以内の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
破堤跡 旧川跡			破堤又は旧川跡の箇所。

【海岸】

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
海 岸	波浪により堤防、護岸を越波し背後地に重大な被害をもたらすと予想される箇所。又は根固め消波工等が沈下散乱し最も危険な箇所。	堤防、消波工等の保全施設の効用が減殺し背後施設に波浪被害が予想される危険な箇所。	

（重要度の判断基準）

A 水防上最も重要な区間	人命の被害が主体と判断される場合。 破堤すれば背後地に重大な被害をもたらすと予想される箇所。
B 水防上重要な区間	財産施設被害が主体と判断される場合。

附表－3

水防倉庫・富山県防災行政無線設備状況一覧表

1 水防倉庫

(1) 水防管理団体等管理倉庫

番号	河 川	所 在 地	管 理 団 体
1	小川	下新川郡入善町古黒部	入善町
2	小川	下新川郡朝日町大家庄	朝日町
3	黒部川（左岸）	黒部市前沢	黒部市
4	黒部川（左岸）	黒部市宇奈月町下立	黒部市
5	黒部川（右岸）	下新川郡入善町高畠	入善町
6	黒部川（右岸）	下新川郡入善町上飯野	入善町
7	黒部川（右岸）	下新川郡入善町福島	入善町
8	片貝川（左岸）	魚津市釈迦堂一丁目	魚津市
9	片貝川（左岸）	魚津市西尾崎	魚津市
10	早月川（右岸）	魚津市浅生	魚津市
11	上市川（左岸）	中新川郡上市町湯上野	上市町
12	上市川（右岸）	滑川市清水町	滑川市
13	白岩川（左岸）	富山市水橋大正町	富山市
14	常願寺川（左岸）	富山市大島	富山市
15	常願寺川（左岸）	富山市西番（第2号）	富山市
16	常願寺川（左岸）	富山市西番（第1号）	富山市
17	常願寺川（右岸）	中新川郡立山町前沢	立山町
18	常願寺川（右岸）	中新川郡立山町西大森	常願寺川右岸水防市町村組合
19	常願寺川（右岸）	中新川郡立山町岩峠寺	常願寺川右岸水防市町村組合
20	神通川（左岸）	富山市婦中町添島	富山市
21	神通川（左岸）	富山市婦中町青島	富山市
22	神通川（右岸）	富山市塚原	富山市
23	神通川（右岸）	富山市八木山	富山市
24	井田川（右岸）	富山市婦中町速星	富山市
25	井田川（右岸）	富山市八尾町鏡町	富山市
26	熊野川（左岸）	富山市栗山	富山市
27	熊野川（左岸）	富山市東福沢	富山市
28	熊野川（右岸）	富山市安養寺	富山市
29	庄川（左岸）	高岡市下伏間江	庄川水害予防組合
30	庄川（左岸）	高岡市二塚	庄川水害予防組合
31	庄川（左岸）	砺波市下中条	庄川水害予防組合
32	庄川（左岸）	砺波市太田	庄川水害予防組合
33	庄川（左岸）	砺波市中野（放水路）	庄川水害予防組合
34	庄川（左岸）	砺波市中野	庄川水害予防組合
35	庄川（右岸）	射水市土合	庄川水害予防組合
36	庄川（右岸）	射水市西広上	庄川水害予防組合
37	庄川（右岸）	高岡市下麻生	庄川水害予防組合
38	庄川（右岸）	砺波市東保	庄川水害予防組合
39	小矢部川（左岸）	高岡市岩坪	高岡市
40	小矢部川（左岸）	高岡市四日市	高岡市
41	小矢部川（左岸）	高岡市福岡町土屋	小矢部川中流水害予防組合
42	小矢部川（左岸）	小矢部市鴨島	小矢部川中流水害予防組合
43	小矢部川（右岸）	小矢部市福久	小矢部川中流水害予防組合
44	小矢部川（右岸）	南砺市荒木	南砺市
45	旅川	南砺市柴田屋	南砺市
46	仏生寺川	氷見市川尻	氷見市
47	上庄川外15河川	氷見市加納	氷見市
48	上庄川外16河川	氷見市中村	氷見市

番号	河 川	所 在 地	管 理 団 体
49	片貝川外12河川・4海岸	魚津市持光寺	富山県（新川土木）
50	黒部川外17河川	黒部市荻生	富山県（入善土木）
51	神通川外100河川	富山市興人町	富山県（富山土木）
52	常願寺川外28河川及び各支流	中新川郡立山町前沢	富山県（立山土木）
53	庄川（左岸）	高岡市石瀬	富山県（高岡土木）
54	庄川・小矢部川外4河川	射水市大島北野	富山県（高岡土木）
55	上庄川外15河川	氷見市朝日丘	富山県（氷見土木）
56	小矢部川外28河川	小矢部市今石動町	富山県（小矢部土木）
57	小矢部川外30河川	南砺市寺家	富山県（砺波土木）

(2) 国土交通省緊急資材倉庫

番号	河 川	所 在 地	管 理 団 体
1	黒部川（第1号）	左岸 4.2k 黒部市大布施	黒部河川事務所
2	黒部川（第2号）	左岸 4.3k 黒部市荻生	黒部河川事務所
3	黒部川（第3号）	左岸 7.5k 黒部市若栗	黒部河川事務所
4	黒部川（第4号）	左岸 10.2k 黒部市宇奈月町浦山	黒部河川事務所
5	黒部川（第5号）	左岸 11.0k 黒部市宇奈月町上浦山	黒部河川事務所
6	黒部川（第6号）	右岸 15.5k 黒部市宇奈月町音沢	黒部河川事務所
7	常願寺川（第1号）	右岸 5.8k 富山市水橋入部町	富山河川国道事務所
8	常願寺川（第2号）	左岸 15.2k 富山市馬瀬口	富山河川国道事務所
9	神通川（第1号）	左岸 17.4k 富山市婦中町成子	富山河川国道事務所
10	神通川（第2号）	井田川右岸 5.6k 富山市婦中町笹倉	富山河川国道事務所
11	神通川（第3号）	右岸 8.6k 富山市磯部町	富山河川国道事務所
12	庄川（第1号）	右岸 15.0k 高岡市中田	富山河川国道事務所
13	庄川（第2号）	左岸 7.6k 高岡市出来田	富山河川国道事務所
14	庄川（第3号）	右岸 13.2k 高岡市下麻生	富山河川国道事務所
15	小矢部川（第1号）	右岸 14.7k 高岡市荒屋敷	富山河川国道事務所
16	小矢部川（第2号）	左岸 7.8k 高岡市守山	富山河川国道事務所
17	小矢部川（第3号）	左岸 24.7k 小矢部市西中野	富山河川国道事務所
18	小矢部川（第4号）	右岸 31.8k 小矢部市西島	富山河川国道事務所

(3) 国土交通省緊急資材置場

※ブ…ブロック、玉…玉石、側…第2種側帯

番号	河 川	所 在 地	管 理 団 体
1	黒部川（ブ・玉）	左岸 1.6k 黒部市飛騨	黒部河川事務所
2	黒部川（玉・側）	左岸 2.2k, 2.3k~2.4k 黒部市出島	黒部河川事務所
3	黒部川（ブ・玉）	左岸 4.2k 黒部市沓掛	黒部河川事務所
4	黒部川（玉）	左岸 4.4k 黒部市沓掛	黒部河川事務所
5	黒部川（ブ・玉・側）	左岸 7.1k~7.6k 黒部市若栗	黒部河川事務所
6	黒部川（側）	左岸 8.2k~8.6k+60m 黒部市若栗	黒部河川事務所
7	黒部川（玉）	左岸 9.8k 黒部市宇奈月町浦山	黒部河川事務所
8	黒部川（玉）	左岸 11.0k 黒部市宇奈月町下立	黒部河川事務所
9	黒部川（ブ・側）	左岸 11.2k 黒部市宇奈月町下立	黒部河川事務所
10	黒部川（玉）	左岸 12.4k 黒部市宇奈月町下立	黒部河川事務所
11	黒部川（ブ・玉）	右岸 1.8k~1.9k 下新川郡入善町五郎八	黒部河川事務所
12	黒部川（ブ・玉）	右岸 2.4k 下新川郡入善町板屋	黒部河川事務所
13	黒部川（玉）	右岸 4.2k 下新川郡入善町上飯野	黒部河川事務所
14	黒部川（粘性土・玉）	右岸 7.4k+100m 下新川郡入善町小摺戸	黒部河川事務所
15	黒部川（ブ・玉）	右岸 7.8k 下新川郡入善町小摺戸	黒部河川事務所
16	黒部川（ブ・玉）	右岸 8.4k, 8.6k 下新川郡入善町小摺戸	黒部河川事務所
17	黒部川（側）	右岸 9.0k 下新川郡入善町新屋	黒部河川事務所
18	黒部川（玉）	右岸 11.5k~11.6k 下新川郡入善町墓ノ木	黒部河川事務所
19	常願寺川（ブ）	左岸 4.8k 富山市一本木	富山河川国道事務所
20	常願寺川（ブ・側）	左岸 8.6k 富山市朝日	富山河川国道事務所
21	常願寺川（側）	左岸 10.6k 富山市大島	富山河川国道事務所

番号	河 川	所 在 地	管 理 団 体
22	常願寺川 (ブ・側)	左岸 11.5k 富山市流杉	富山河川国道事務所
23	常願寺川 (側)	左岸 12.6k 富山市大場	富山河川国道事務所
24	常願寺川 (ブ・側)	左岸 13.3k 富山市西ノ番	富山河川国道事務所
25	常願寺川 (玉・側)	左岸 14.6k 富山市西ノ番	富山河川国道事務所
26	常願寺川 (玉)	左岸 15.3k 富山市馬瀬口	富山河川国道事務所
27	常願寺川 (側)	左岸 16.0k 富山市馬瀬口	富山河川国道事務所
28	常願寺川 (側)	左岸 16.2k 富山市馬瀬口	富山河川国道事務所
29	常願寺川 (側)	左岸 16.6k 富山市馬瀬口	富山河川国道事務所
30	常願寺川 (玉)	右岸 5.7k 富山市水橋入部町	富山河川国道事務所
31	常願寺川 (ブ)	右岸 6.2k 富山市水橋入部町	富山河川国道事務所
32	常願寺川 (ブ)	右岸 6.4k 富山市水橋入部町	富山河川国道事務所
33	常願寺川 (側)	右岸 9.1k 中新川郡立山町利田	富山河川国道事務所
34	常願寺川 (側)	右岸 10.8k 中新川郡立山町半屋	富山河川国道事務所
35	常願寺川 (玉・側)	右岸 11.7k 中新川郡立山町二ツ屋	富山河川国道事務所
36	常願寺川 (玉)	右岸 13.1k 中新川郡立山町西大森	富山河川国道事務所
37	常願寺川 (側)	右岸 14.0k 中新川郡立山町西大森	富山河川国道事務所
38	常願寺川 (ブ)	右岸 15.7k 中新川郡立山町泊新	富山河川国道事務所
39	常願寺川 (玉)	右岸 16.0k 中新川郡立山町泊新	富山河川国道事務所
40	常願寺川 (玉・側)	右岸 17.8k 中新川郡立山町岩峯野	富山河川国道事務所
41	神通川 (側)	左岸 10.8k 富山市婦中町鶴坂	富山河川国道事務所
42	神通川 (側)	左岸 11.5k 富山市婦中町鶴坂	富山河川国道事務所
43	神通川 (ブ)	左岸 16.4k～16.6k 富山市婦中町青島	富山河川国道事務所
44	神通川 (側)	左岸 17.4k 富山市婦中町成子	富山河川国道事務所
45	神通川 (側)	右岸 8.6k 富山市磯部町	富山河川国道事務所
46	神通川 (側)	右岸 15.2k 富山市新保	富山河川国道事務所
47	神通川 (ブ)	右岸 15.4k～15.8k 富山市新保	富山河川国道事務所
48	神通川 (玉)	右岸 17.4k 富山市押上	富山河川国道事務所
49	井田川 (ブ)	左岸 11.4k 富山市八尾町高善寺	富山河川国道事務所
50	井田川 (側)	左岸 11.6k 富山市八尾町高善寺	富山河川国道事務所
51	井田川 (側)	右岸 0.2k 富山市高田	富山河川国道事務所
52	井田川 (ブ・玉)	右岸 3.2k 富山市婦中町西本郷	富山河川国道事務所
53	井田川 (側)	右岸 5.6k 富山市婦中町笹倉	富山河川国道事務所
54	熊野川 (ブ)	左岸 0.0k 富山市萩原	富山河川国道事務所
55	熊野川 (玉)	左岸 5.2k 富山市栗山	富山河川国道事務所
56	熊野川 (側)	右岸 3.6k 富山市島田	富山河川国道事務所
57	熊野川 (玉)	右岸 3.6k+50m 富山市島田	富山河川国道事務所
58	庄川 (ブ・側)	左岸 4.1k 射水市川口	富山河川国道事務所
59	庄川 (ブ・玉・側)	左岸 9.7k 高岡市下伏間江	富山河川国道事務所
60	庄川 (側)	左岸 11.1k～11.3k 高岡市西広上	富山河川国道事務所
61	庄川 (ブ)	左岸 15.9k 高岡市西部金属	富山河川国道事務所
62	庄川 (側)	左岸 16.9k～ 17.6k+30m 砺波市下中条	富山河川国道事務所
63	庄川 (ブ・側)	左岸 18.4k～ 19.2k+110m 砺波市柳瀬	富山河川国道事務所
64	庄川 (玉)	左岸 19.9k 砺波市太田	富山河川国道事務所
65	庄川 (側)	左岸 19.9k～20.3k 砺波市太田	富山河川国道事務所

番号	河	川	所	在	地	管 理 団 体
66	庄川	(ブ)	左岸 20.3k	砺波市太田		富山河川国道事務所
67	庄川	(玉)	左岸 23.3k	砺波市中野		富山河川国道事務所
68	庄川	(ブ・玉)	左岸 23.8k	砺波市上中野		富山河川国道事務所
69	庄川	(玉)	左岸 24.2k	砺波市上中野		富山河川国道事務所
70	庄川	(ブ・玉・側)	右岸 2.0k	高岡市下牧野		富山河川国道事務所
71	庄川	(側)	右岸 3.9k	射水市川口		富山河川国道事務所
72	庄川	(ブ)	右岸 6.2k	射水市北野		富山河川国道事務所
73	庄川	(ブ・玉・側)	右岸 12.6k	高岡市下代		富山河川国道事務所
74	庄川	(玉)	右岸 16.8k	砺波市権正寺		富山河川国道事務所
75	庄川	(ブ)	右岸 17.9k	砺波市頼成		富山河川国道事務所
76	庄川	(ブ)	右岸 18.0k	砺波市頼成		富山河川国道事務所
77	庄川	(ブ)	右岸 18.0k～19.6k	砺波市頼成		富山河川国道事務所
78	庄川	(ブ)	右岸 18.4k～19.6k	砺波市頼成		富山河川国道事務所
79	庄川	(ブ)	右岸 19.0k	砺波市頼成		富山河川国道事務所
80	庄川	(ブ・玉)	右岸 21.2k	砺波市庄川町三谷		富山河川国道事務所
81	庄川	(玉)	右岸 22.0k+125m～ 22.2k+15m	砺波市庄川町庄		富山河川国道事務所
82	庄川	(玉)	右岸 22.5k	砺波市庄川町庄		富山河川国道事務所
83	庄川	(玉)	右岸 23.0k	砺波市庄川町庄		富山河川国道事務所
84	小矢部川	(側)	左岸 7.8k	高岡市守山		富山河川国道事務所
85	小矢部川	(ブ・玉)	左岸 8.0k	高岡市守山		富山河川国道事務所
86	小矢部川	(ブ)	左岸 9.7k	高岡市百橋		富山河川国道事務所
87	小矢部川	(ブ)	左岸 10.0k	高岡市百橋		富山河川国道事務所
88	小矢部川	(側)	左岸 14.1k	高岡市四日市		富山河川国道事務所
89	小矢部川	(ブ)	左岸 15.9k	高岡市石堤		富山河川国道事務所
90	小矢部川	(ブ)	左岸 16.2k	高岡市石堤		富山河川国道事務所
91	小矢部川	(玉)	左岸 16.3k	高岡市石堤		富山河川国道事務所
92	小矢部川	(側)	左岸 18.8k	高岡市福岡町三日市		富山河川国道事務所
93	小矢部川	(側)	左岸 19.6k	高岡市福岡町土屋		富山河川国道事務所
94	小矢部川	(ブ)	左岸 20.2k	高岡市福岡町土屋		富山河川国道事務所
95	小矢部川	(側)	左岸 26.6k	小矢部市今石動		富山河川国道事務所
96	小矢部川	(ブ)	左岸 27.6k	小矢部市矢水町		富山河川国道事務所
97	小矢部川	(ブ・側)	左岸 28.2k	小矢部市矢水町		富山河川国道事務所
98	小矢部川	(ブ・側)	左岸 29.8k	小矢部市矢水町		富山河川国道事務所
99	小矢部川	(ブ・側)	左岸 33.6k	小矢部市養輪		富山河川国道事務所
100	小矢部川	(側)	右岸 3.2k	高岡市米島		富山河川国道事務所
101	小矢部川	(側)	右岸 6.4k	高岡市四屋		富山河川国道事務所
102	小矢部川	(側)	右岸 8.4k	高岡市長慶寺		富山河川国道事務所
103	小矢部川	(側)	右岸 13.4k	高岡市大源寺		富山河川国道事務所
104	小矢部川	(ブ)	右岸 16.4k	高岡市上渡		富山河川国道事務所
105	小矢部川	(側)	右岸 20.4k	高岡市福岡町荒屋敷		富山河川国道事務所
106	小矢部川	(ブ)	右岸 28.2k	小矢部市島		富山河川国道事務所
107	小矢部川	(側)	右岸 31.5k	小矢部市経田		富山河川国道事務所
108	小矢部川	(ブ)	右岸 31.6k	小矢部市経田		富山河川国道事務所

2 富山県防災行政無線（水防関係）

所 属	呼 出 名 称	局 種	形式	台数
富山県水防本部 （県河川課）		衛星地球局		1
		衛星地球局（可搬型）		1
		衛星携帯電話		1
新川土木センター	防災 魚津総庁 防災 魚津総庁1、3～9、11、12 16、17、101 防災 魚津総庁201、202	衛星地球局		1
		衛星地球局（可搬型）		1
		衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	13
		陸上移動局（地区別）	携帯	2
新川土木センター （角川ダム）	防災 角川 防災 角川 1	衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	1
新川土木センター （布施川ダム）	防災 布施川 防災 布施川 1	衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	1
入善土木事務所	防災 入善 防災 入善1～9、11～14、101 防災 入善201、202	衛星地球局（可搬型）		1
		衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	14
		陸上移動局（地区別）	携帯	2
入善土木事務所 （朝日小川ダム）	防災 朝日小川 防災 朝日小川 1 防災 朝日小川101、102	衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	1
		陸上移動局（地区別）	携帯	2
入善土木事務所 （大谷ダム）	防災 大谷川 防災 大谷川 1 防災 大谷川101	衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	1
		陸上移動局（地区別）	携帯	1
入善土木事務所 （舟川ダム）	防災 舟川 1 防災 舟川101、102	衛星携帯電話		1
		陸上移動局（地区別）	車載	1
		陸上移動局（地区別）	携帯	2
富山土木センター	防災 富山総庁 防災 富山総庁 1～9、11～21、 101 防災 富山総庁201、202	衛星地球局		1
		衛星地球局（可搬型）		1
		衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	21
		陸上移動局（地区別）	携帯	2
富山土木センター （熊野川ダム）	防災 熊野 防災 熊野 1	衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	1
富山土木センター （久婦須川ダム）	防災 久婦須川 防災 久婦須川 1	衛星携帯電話		1
		基地局		1
		陸上移動局（地区別）	車載	1

所 属	呼 出 名 称	局 種	形式	台数
立山土木事務所	防災 立山 防災 立山 1～5、10～12、15、16、20、21、101 防災 立山201、202	衛星地球局（可搬型） 衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別） 陸上移動局（地区別）	車載 携帯	1 1 1 13 2
高岡土木センター	防災 高岡総庁 防災 高岡総庁 2～7、9～11、13～17、19、21、22、101 防災 高岡総庁201、202	衛星地球局 衛星地球局（可搬型） 衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別） 陸上移動局（地区別）	車載 携帯	1 1 1 1 18 2
氷見土木事務所	防災 氷見 防災 氷見 1～10、12、13 防災 氷見201、202	衛星地球局（可搬型） 衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別） 陸上移動局（地区別）	車載 携帯	1 1 1 12 2
小矢部土木事務所	防災 小矢部 防災 小矢部 1～6、8、11、12、101 防災 小矢部201、202	衛星地球局（可搬型） 衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別） 陸上移動局（地区別）	車載 携帯	1 1 1 10 2
砺波土木センター	防災 福野 防災 福野 1, 4, 5, 7, 8, 11～15、101～104 防災 福野201、202	衛星地球局 衛星地球局（可搬型） 衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別） 陸上移動局（地区別）	車載 携帯	1 1 1 1 15 2
砺波土木センター （城端ダム）	防災 城端ダム 防災 城端 1	衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別）	車載	1 1 1
室牧ダム管理事務所	防災 室牧 防災 室牧 1	衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別）	車載	1 1 1
上市川ダム管理事務所	防災 上市川 防災 上市川 1	衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別）	車載	1 1 1
和田川ダム管理事務所	防災 和田川 防災 和田川 1	衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別）	車載	1 1 1
利賀川ダム管理事務所	防災 利賀川 防災 桂尾 防災 利賀川 1、2	衛星携帯電話 基地局 基地局 陸上移動局（地区別）	車載	2 1 1 2
白岩川ダム管理事務所	防災 白岩川 防災 白岩川 1 防災 白岩川101、102	衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別） 陸上移動局（地区別）	車載 携帯	1 1 1 2
子撫川統合ダム管理事務所 （子撫川ダム）	防災 子撫川 防災 子撫川 1 防災 子撫川102、103	衛星携帯電話 基地局 陸上移動局（地区別） 陸上移動局（地区別）	車載 携帯	1 1 1 2

所 属	呼 出 名 称	局 種	形式	台数
子撫川統合ダム管理事務所 (五位ダム)	防災 子撫川 2、3	陸上移動局 (地区別)	車載	2
	防災 子撫川101	陸上移動局 (地区別)	携帯	1
境川ダム管理事務所	防災 境川ダム、同ダムサイト	衛星携帯電話 基地局		1 2
	防災 境川 1	陸上移動局 (地区別)	車載	1
	防災 境川101	陸上移動局 (地区別)	携帯	1
小矢部川ダム管理事務所	防災 小矢部川	衛星携帯電話 基地局		1 1
	防災 小矢部川 1	陸上移動局 (地区別)	車載	1
小矢部川ダム管理事務所 (臼中ダム)	防災 臼中	衛星携帯電話 基地局		1 1
	防災 臼中 1	陸上移動局 (地区別)	車載	1
	防災 臼中101、102	陸上移動局 (地区別)	携帯	2
湯谷川ダム管理事務所	防災 湯谷川ダム	衛星携帯電話 基地局		1 1
	防災 湯谷川 1	陸上移動局 (地区別)	車載	1
	防災 湯谷川 101	陸上移動局 (地区別)	携帯	1

附表－３の１

富山県の備蓄主要水防資材一覧表

(令和８年４月１日現在)

県の機関	水防 倉庫	土のう類	うち 大型 土のう	うち 吸水性 土のう	鉄線籠 ・蛇籠	丸太	杭木	鉄線	むしろ	ビニール シート	詰石	縄
	(棟)	(枚)	(枚)	(枚)	(本)	(本)	(本)	(kg)	(枚)	(枚)	(㎡)	(玉)
新 川 土 木	1	8,902	377	900	658	120	89	2,550	390	70	94	40
入 善 土 木	1	4,719	290	0	301	0	262	5,700	215	315	65	15
富 山 土 木	1	19,726	668	1,980	300	223	103	2,500	260	248	0	0
立 山 土 木	1	11,338	548	200	0	20	219	0	380	120	0	5
高 岡 土 木	2	9,680	430	0	548	90	1,140	3,950	27	100	0	15
氷 見 土 木	1	2,390	220	440	260	0	200	1,000	130	50	0	13
小 矢 部 土 木	1	3,196	240	246	134	146	77	600	48	89	0	12
砺 波 土 木	1	11,855	247	90	154	55	72	550	400	79	0	6
合 計	9	71,806	3,020	3,856	2,355	654	2,162	16,850	1,850	1,071	159	106

附表－３の２

指定水防管理団体の備蓄主要水防資材一覧表

(令和８年４月１日現在)

指定水防管理団体	水防 倉庫	土のう類	うち 大型 土のう	うち 吸水性 土のう	鉄線籠 ・蛇籠	丸太	杭木	鉄線	むしろ	ビニール シート	詰石	縄
	(棟)	(枚)	(枚)	(枚)	(本)	(本)	(本)	(kg)	(枚)	(枚)	(㎡)	(玉)
富山市（本庁）	7	41,720	55	0	30	52	60	900	0	115	286	14
富山市（土木事務所・大沢野）	1	180	0	0	5	10	0	30	0	2	0	0
富山市（土木事務所・大山）	1	1,900	0	0	8	50	60	100	0	5	0	3
富山市（土木事務所・八尾）	1	1,200	0	0	16	2	150	250	0	3	0	0
富山市（土木事務所・婦中）	3	5,400	0	0	125	292	0	108	0	3	0	32
高 岡 市	2	2,400	0	0	80	57	72	125	0	16	0	0
魚 津 市	3	6,800	48	0	244	70	279	740	0	19	0	23
氷 見 市	3	12,535	20	150	105	0	318	100	10	376	20	28
滑 川 市	1	4,000	0	0	90	50	50	200	0	0	0	10
黒 部 市	6	3,500	0	0	370	0	150	1,500	0	0	0	66
南 砺 市	2	1,820	0	0	204	82	100	400	0	0	0	6
上 市 町	1	800	0	0	150	30	20	200	0	0	0	6
立 山 町	1	4,000	0	0	23	0	0	0	0	5	0	2
入 善 町	4	3,500	50	0	555	119	153	930	0	0	0	40
朝 日 町	1	4,000	0	0	70	40	140	150	0	10	0	9
常願寺川右岸水防市町村組合	2	4,950	0	0	172	114	131	250	0	0	0	15
庄川水害予防組合	10	9,150	90	0	228	276	860	1,610	0	75	207	0
小矢部川中流水害予防組合	3	12,100	0	0	42	70	119	225	0	204	0	28
合 計	52	119,955	263	150	2,517	1,314	2,662	7,818	10	833	513	282

附表－３の３

国土交通省の備蓄主要水防資材一覧表

(令和８年３月現在)

事務所	水防倉庫	土のう類 (枚)	うち 大型 土のう (枚)	鉄線籠 ・蛇籠 (本)	丸太 (本)	杭木・ 鉄筋杭 (本)	鉄線 (kg)	ビニール シート (枚)	縄 (玉)	その他
黒部河川事務所	黒部川（第１号）	3,193	100	52	0	70	150	76	11	鋼製川倉１基
	黒部川（第２号）	1,025	225	57	0	25	100	1	4	鋼製木流１基
	黒部川（第３号）	20,926	300	141	0	16	200	2	12	鋼製川倉・鋼製木流各１基
	黒部川（第４号）	850	50	10	0	20	100	1	2	
	黒部川（第５号）	650	50	10	0	20	50	1	2	
	黒部川（第６号）	660	60	10	0	20	100	2	0	
	小　　計	27,304	785	280	0	171	700	83	31	
富山河川国道事務所	常願寺川（第１号）	284	184	36	0	450	180	72	22	
	常願寺川（第２号）	2,718	118	85	221	220	200	30	39	鋼製川倉１基
	神通川（第１号）	910	110	0	16	290	60	150	4	
	神通川（第２号）	1,120	120	0	47	455	100	150	4	
	神通川（第３号）	1,064	64	0	12	60	100	200	6	鋼製川倉１基
	庄川（第１号）	4,300	300	0	0	131	380	490	12	鋼製川倉１基
	庄川（第２号）	4,110	110	0	10	130	350	10	19	
	庄川（第３号）	200	200	182	0	287	0	142		
	小矢部川（第１号）	4,200	200	30	22	128	400	252	9	
	小矢部川（第２号）	3,184	184	29	22	106	100	150	13	
	小矢部川（第３号）	4,130	130	66	157	82	100	150	1	
	小矢部川（第４号）	4,070	70	39	17	35	0	100	9	
	小　　計	180	1,790	467	524	2,374	1,970	1,896	138	
合　　計		1,200	2,575	747	524	2,545	2,670	1,979	169	

附表－３の４

国土交通省の特殊資材一覧表

(令和８年３月現在)

事務所	特殊資材	数　量	備　考
黒部河川事務所	コンクリートブロック	1,488個	黒部川：左岸 979個、右岸 509個
	玉　石	9,818㎡	黒部川：左岸 4,043㎡、右岸 5,775㎡
	土砂（第２種側帯）	32,450㎡	黒部川：左岸31,350㎡、右岸1,100㎡
富山河川国道事務所	十字ブロック	1,296個	常願寺川：1,209個（左岸586個、右岸623個） 庄川：86個（左岸 64個、右岸 22個）
	その他ブロック	6,025個	常願寺川：1,050個（左岸 163個、右岸 887個） 神通川：872個（左岸 179個、右岸 693個） 井田川：308個（左岸 187個、右岸 121個） 熊野川：100個（左岸 100個） 庄川：1,532個（左岸 713個、右岸 819個） 小矢部川：2,163個（左岸 1,847個、右岸 316個）
	玉　石	3,697㎡	常願寺川：432㎡（左岸 116㎡、右岸 316㎡） 神通川：500㎡（右岸 500㎡） 井田川：180㎡（右岸 180㎡） 熊野川：200㎡（左岸 80㎡、右岸 120㎡） 庄川：1,600㎡（左岸 910㎡、右岸 690㎡） 小矢部川：785㎡（左岸 785㎡、右岸 0㎡）
	土砂（第２種側帯）	196,318㎡	常願寺川：77,158㎡（左岸13,634㎡、右岸63,524㎡） 神通川：4,997㎡（左岸 3,243㎡、右岸 1,754㎡） 井田川：3,414㎡（左岸 664㎡、右岸 2,750㎡） 熊野川：280㎡（右岸 280㎡） 庄川：96,940㎡（左岸94,260㎡、右岸 2,680㎡） 小矢部川：13,529㎡（左岸 5,862㎡、右岸 7,667㎡）

附表－ 4

雨 量 観 測 所 一 覧 表

関係土木 センター (事務所)	観 測 所	位 置	種 類	管 理 者
新川土木	新川土木	魚津市新宿10－ 7	テレメータ	富山県
	中川	滑川市上小泉	テレメータ	富山県
	坊平	魚津市坊平46甲 1－ 2	テレメータ	富山県
	馬場島	中新川郡上市町伊折字ゾロメキ 2	テレメータ	富山県
	角川ダム	魚津市大熊	テレメータ	富山県
	古鹿熊	魚津市古鹿熊	テレメータ	富山県
	布施川ダム	黒部市福平字大阪285	テレメータ	富山県
	水出谷	黒部市福平字水出谷337－ 2	テレメータ	富山県
	魚津	魚津市六郎丸	テレメータ	気象庁
	東城	魚津市東城239	テレメータ	富山県
	大海寺新	魚津市出字桃山 3	テレメータ	富山県
	室山	滑川市室山32－ 1	テレメータ	富山県
入善土木	入善土木	下新川郡入善町上野	テレメータ	富山県
	湯ノ瀬	下新川郡朝日町山崎字杉尾谷	テレメータ	富山県
	朝日小川ダム	下新川郡朝日町山崎字道口	テレメータ	富山県
	大谷ダム	黒部市栗寺字南太平208－ 9	テレメータ	富山県
	大谷ダム上流	黒部市宇奈月町大谷字前大谷332－ 14	テレメータ	富山県
	金剛谷	下新川郡朝日町境	テレメータ	富山県
	水上谷	下新川郡朝日町大平	テレメータ	富山県
	笹川	下新川郡朝日町笹川	テレメータ	富山県
	出し平ダム	黒部市宇奈月町外 1 舟見外 6 黒部奥山国有林25口林小班	テレメータ	関西電力㈱
	北又ダム	下新川郡朝日町大蓮華 2 番	テレメータ	北陸電力㈱
	愛本	黒部市宇奈月町愛本新	テレメータ	国土交通省
	猫又	黒部市宇奈月国有林猫又	テレメータ	国土交通省
	黒薙	黒部市宇奈月国有林黒薙	テレメータ	国土交通省
	宇奈月ダム	黒部市宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷 4－ 9	テレメータ	国土交通省
	櫛平	黒部市宇奈月町黒部奥山国有林櫛平	テレメータ	国土交通省
	朝日	下新川郡朝日町南保町	テレメータ	気象庁
	宇奈月	黒部市宇奈月町内山	テレメータ	気象庁
	棚山	下新川郡朝日町棚山	テレメータ	富山県
	嘉例沢	黒部市嘉例沢	テレメータ	富山県
	明日	黒部市宇奈月町明日	テレメータ	富山県
	舟川ダム	下新川郡入善町舟見字六谷12	テレメータ	富山県
富山土木	富山土木	富山市舟橋北町 1－ 11	テレメータ	富山県
	若土	富山市山田赤目谷	テレメータ	富山県
	熊野川ダム	富山市手出	テレメータ	富山県
	河内	富山市河内	テレメータ	富山県
	室牧ダム	富山市八尾町蒲谷	テレメータ	富山県
	切詰	富山市八尾町切詰	テレメータ	富山県
	久婦須川ダム	富山市八尾町桐谷字助島	テレメータ	富山県
	万波	岐阜県飛騨市宮川町打保	テレメータ	富山県
	雲の平	富山市有峰字黒部谷割外 1 国有林雲の平	テレメータ	関西電力㈱
	刈安	富山市有峰字黒部谷割 6	テレメータ	関西電力㈱
	有峰ダム	富山市有峰字村川谷割26－ 19	テレメータ	北陸電力㈱
	富山	富山市奥田新町 2－ 1	テレメータ	国土交通省
	折立	富山市有峰真川谷割29－ 18	テレメータ	国土交通省
	栃折	富山市八尾町栃折	テレメータ	国土交通省
	久婦須	富山市八尾町桐谷字前田2065－ 1	テレメータ	国土交通省
	富山	富山市石坂 富山地方气象台	テレメータ	気象庁
	八尾	富山市八尾町樫尾	テレメータ	気象庁
	秋ヶ島	富山市秋ヶ島 富山航空気象観測所	テレメータ	気象庁
	大山	富山市花崎	テレメータ	気象庁
	猪谷	富山市猪谷	テレメータ	気象庁

関係土木 センター (事務所)	観 測 所	位 置	種 類	管 理 者
富山土木	松木	富山市大山松木	テレメータ	富山県
	東福沢	富山市東福沢	テレメータ	富山県
	須原	富山市須原	テレメータ	富山県
	蟹寺	富山市蟹寺	テレメータ	富山県
	小原	富山市八尾町小原	テレメータ	富山県
	丸山	富山市八尾町丸山	テレメータ	富山県
	谷折	富山市八尾町谷折	テレメータ	富山県
	栃折	富山市八尾町栃折	テレメータ	富山県
	吉谷	富山市婦中町吉谷	テレメータ	富山県
	湯谷川ダム	富山市山田中村字湯谷上	自記	富山県
立山土木	立山土木	中新川郡立山町前沢2359－ 5	テレメータ	富山県
	上市川ダム	中新川郡上市町東種	テレメータ	富山県
	小又川小又	中新川郡上市町東種字中巻 1－ 1	テレメータ	富山県
	白岩川ダム	中新川郡立山町白岩	テレメータ	富山県
	白岩川小又	中新川郡立山町小又	テレメータ	富山県
	黒部ダム	中新川郡立山町大字芦峯寺ブナ坂11国有林内	テレメータ	関西電力㈱
	千寿ヶ原	中新川郡立山町千寿ヶ原	テレメータ	国土交通省
	水谷	中新川郡立山町水谷	テレメータ	国土交通省
	室堂	中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外11国有林137林班イ	テレメータ	国土交通省
	上滝	富山市上滝203	自記・テレメータ	国土交通省
	大日岳	中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外11国有林	自記	国土交通省
	大多和峠	富山市有峰字村川谷割 1－ 1	自記	国土交通省
	熊野	富山市手出字東山割13－ 2	自記・テレメータ	国土交通省
	立山芦峯	中新川郡立山町芦峯寺	テレメータ	気象庁
	上市	中新川郡上市町東種	テレメータ	気象庁
	伊折	中新川郡上市町伊折	テレメータ	富山県
	大松新	中新川郡上市町大松新	テレメータ	富山県
	浅生	中新川郡上市町浅生	テレメータ	富山県
	芦峯寺	中新川郡立山町芦峯寺	テレメータ	富山県
高岡土木	高岡土木	高岡市赤祖父211	テレメータ	富山県
	上野	射水市上野	テレメータ	富山県
	沢川	高岡市福岡町沢川	テレメータ	富山県
	五位ダム	高岡市福岡町五位堀切191	テレメータ	富山県
	淵ヶ谷	高岡市福岡町五位	テレメータ	国土交通省
	佐加野	高岡市佐加野	自記	国土交通省
	福岡	高岡市福岡町土屋	自記	国土交通省
	大門	射水市大門新	自記	国土交通省
	伏木	高岡市伏木古国府 伏木特別地域気象観測所	テレメータ	気象庁
	二上	高岡市城光寺	テレメータ	富山県
	勝木原	高岡市西広谷	テレメータ	富山県
氷見土木	氷見土木	氷見市朝日丘 9－ 24	テレメータ	富山県
	寺尾ダム	氷見市寺尾514	テレメータ	富山県
	触坂	氷見市触坂56－ 1	テレメータ	富山県
	氷見	氷見市大浦	テレメータ	気象庁
	神代	氷見市神代	テレメータ	富山県
	鞍骨	氷見市鞍骨	テレメータ	富山県
	新保	氷見市新保	テレメータ	富山県
	五十谷	氷見市五十谷	テレメータ	富山県
小矢部土木	小矢部土木	小矢部市今石動町 2－ 13－ 1	テレメータ	富山県
	下御亭橋	小矢部市末友	テレメータ	富山県
	子撫川ダム	小矢部市宮中字新村15	テレメータ	富山県
	津沢	小矢部市津沢	テレメータ	国土交通省
	小矢部	小矢部市芹川村中4701	自記	国土交通省
	内山	小矢部市内山	テレメータ	富山県

関係土木 センター (事務所)	観 測 所	位 置	種 類	管 理 者
砺波土木	砺波土木	南砺市寺家330	テレメータ	富山県
	城端	南砺市城端2131	テレメータ	富山県
	井波	南砺市高瀬795-1	テレメータ	富山県
	利賀川ダム	南砺市利賀村水無	テレメータ	富山県
	水無	南砺市利賀村大勘場水無入会	テレメータ	富山県
	あてびょう	南砺市利賀村大勘場水無入会	テレメータ	富山県
	刀利ダム	南砺市刀利字大平72-2	テレメータ	富山県
	中河内	南砺市刀利字中河内618	テレメータ	富山県
	長瀬	南砺市刀利字奥孫次郎谷62-1	自記	富山県
	下小屋	南砺市刀利下小屋外5 国有林407い林小班	テレメータ	富山県
	白中ダム	南砺市白中東島410	テレメータ	富山県
	東島	南砺市白中東島1007-3	テレメータ	富山県
	城端ダム	南砺市上田外26カ 村入会地字山田郷真川19-1	テレメータ	富山県
	真川	南砺市上田外26カ 村入会地字山田郷真川1-1	テレメータ	富山県
	境川ダム	南砺市桂字栃木平1-5	テレメータ	富山県
	桂	南砺市桂字赤沼1-12	テレメータ	富山県
	和田川ダム	砺波市増山	テレメータ	富山県
	東別所	砺波市東別所	テレメータ	富山県
	小原ダム	南砺市小原字大谷174	テレメータ	関西電力㈱
	成出ダム	岐阜県大野郡白川村大字小白川小洞657-1	テレメータ	関西電力㈱
	小牧ダム	砺波市庄川町小牧字天ヶ瀬471番地	テレメータ	関西電力㈱
	小院瀬見	南砺市綱掛	テレメータ	国土交通省
	東西原	南砺市東西原	テレメータ	国土交通省
	東別所	砺波市東別所	自記・テレメータ	国土交通省
	小原	南砺市小原800	自記	国土交通省
	砂子谷	南砺市砂子谷	自記	国土交通省
	砺波	砺波市五郎丸	テレメータ	気象庁
	南砺高宮	南砺市高宮	テレメータ	気象庁
	五箇山	南砺市下梨中の平	テレメータ	気象庁
	夢の平	砺波市五谷	テレメータ	富山県
	医王トンネル	南砺市法林寺	テレメータ	富山県
	高峰	南砺市利賀村	テレメータ	富山県
	上百瀬	南砺市利賀村上百瀬	テレメータ	富山県
	山の神	南砺市利賀村坂上	テレメータ	富山県
	上松尾	南砺市上松尾	テレメータ	富山県
	栃原	南砺市利賀村栃原	テレメータ	富山県
その他	打保ダム	岐阜県飛騨市宮川町丸山字野93番の1	テレメータ	関西電力㈱
	下小鳥ダム	岐阜県飛騨市河合町保字東中岩2139-2	テレメータ	関西電力㈱
	鳩谷ダム	岐阜県大野郡白川村大字大牧字栃コード843-1番	テレメータ	関西電力㈱
	浅井田ダム	岐阜県飛騨市神岡町数河字浅井田ニイ川原987-1	テレメータ	北陸電力㈱
	栃尾発電所	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷今見字上ノ平378	テレメータ	北陸電力㈱
	蟹寺発電所取水ダム	岐阜県飛騨市宮川町打保字堂前205	テレメータ	北陸電力㈱
	黒内	岐阜県飛騨市古川町信包字上野2710-2	テレメータ	国土交通省
	本郷	岐阜県高山市上宝町本郷745-1	テレメータ	国土交通省
	小鳥峠	岐阜県高山市清見町夏廬字伊西733-1	テレメータ	国土交通省
	白出沢	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂字穂高岳外5 国有林1783	テレメータ	国土交通省
	丹生川	岐阜県高山市丹生川町旗鉾404	テレメータ	国土交通省
	下佐谷	岐阜県高山市上宝町金木戸太イラ外42 国有林	テレメータ	国土交通省
	高山	岐阜県高山市上岡本町7-425	テレメータ	国土交通省
	栃尾	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾字栄930	テレメータ	国土交通省
	下之本	岐阜県飛騨市神岡町和佐府字新屋垣内165	テレメータ	国土交通省
	池ヶ原	岐阜県飛騨市宮川町洞字サイノカミ408-87	テレメータ	国土交通省
	尾上郷	岐阜県高山市荘川町尾上郷字日照谷外23 国有林181-と林小班	テレメータ	国土交通省
	白川	岐阜県大野郡白川村大字馬狩字小日面269	自記	国土交通省
	御母衣ダム	岐阜県大野郡白川村大字御母衣	自記	電源開発㈱
	平瀬	岐阜県大野郡白川村大字平瀬字湯ノマタ538-2	テレメータ	国土交通省
	六廐	岐阜県高山市荘川町六廐字芝野	テレメータ	国土交通省

附表－５

水 位 観 測 所 及 び 基 準 水 位 一 覧 表

関係土木	水 系	河 川	観 測 所	位 置	平水位 (m)	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	*氾濫 発生 水位 (m)	種 類	量水標 管理者
新川土木	片貝川	片貝川	落合橋	魚津市浜経田	0.50	1.80	1.90	2.40	2.70	－	テレメータ	富山県
	片貝川	片貝川	東城橋	魚津市東城	0.50	1.00	1.50	2.30	2.50	－	テレメータ	富山県
	早月川	早月川	月形橋	滑川市栗山	0.70	1.90	2.50	3.90	4.90	－	テレメータ	富山県
	鴨川	鴨川	鴨川	魚津市並木町	0.20	0.70	1.00	1.00	1.20	－	テレメータ	富山県
	中川	中川	中川	滑川市上小泉	0.30	0.50	0.70	0.70	0.90	－	テレメータ	富山県
	中川	沖田川	沖田川	滑川市下島	0.40	0.50	0.70	0.70	1.00	－	テレメータ	富山県
	角川	角川	住吉	魚津市住吉	0.40	1.10	1.40	1.80	2.10	－	テレメータ	富山県
	片貝川	布施川	田籾	黒部市田籾	0.30	0.70	1.00	1.30	1.80	－	テレメータ	富山県
入善土木	片貝川	布施川	荒町	黒部市荒町	0.15	0.80	1.50	2.30	2.80	－	テレメータ	富山県
	黒瀬川	黒瀬川	新田橋	黒部市大山	0.30	1.00	1.30	1.30	1.80	－	テレメータ	富山県
	小川	山合川	山崎	朝日町山崎	0.30	0.70	1.00	1.90	2.30	－	テレメータ	富山県
	木流川	木流川	木流橋	朝日町泊新	0.30	0.80	1.40	1.70	2.10	－	テレメータ	富山県
	小川	舟川	学校橋	朝日町大家庄	0.15	0.40	0.70	1.20	1.60	－	テレメータ	富山県
	吉田川	吉田川	舞亀橋	黒部市吉田	0.40	1.00	1.30	1.30	1.50	－	テレメータ	富山県
	高橋川	高橋川	堀切橋	黒部市堀切	0.30	1.00	1.20	1.20	1.40	－	テレメータ	富山県
	小川	小川	小川橋	朝日町桜町	0.45	1.00	1.45	2.80	3.10	－	テレメータ	富山県
富山土木	境川	境川	境橋	朝日町境	0.40	1.30	1.50	2.00	2.40	－	テレメータ	富山県
	笹川	笹川	笹川	朝日町笹川	0.30	0.70	1.00	1.80	2.20	－	テレメータ	富山県
	神通川	神通川	大沢野大橋	富山市葛原	1.70	4.50	5.10	6.10	6.60	7.70	テレメータ	国土交通省
	神通川	神通川	神通大橋	富山市神通町	1.50	4.50	5.00	7.50	8.00	9.90	テレメータ	国土交通省
	神通川	熊野川	熊野橋	富山市栗山	1.20	2.00	2.60	3.30	3.90	5.10	テレメータ	国土交通省
	神通川	井田川	杉原橋	富山市八尾町福島	0.60	1.50	2.20	2.70	3.20	3.70	テレメータ	富山県
	神通川	土川	土川橋	富山市黒崎	0.50	1.20	1.40	2.10	2.40	－	テレメータ	富山県
	神通川	山田川	長沢橋	富山市婦中町長沢	0.75	1.10	1.80	2.20	3.00	－	テレメータ	富山県
立山土木	神通川	いたち川	千歳橋	富山市千歳町	0.50	1.30	2.10	2.10	2.50	－	テレメータ	富山県
	神通川	坪野川	坪野橋	富山市婦中町速星	0.80	1.50	1.80	1.80	2.00	－	テレメータ	富山県
	常願寺川	常願寺川	大川寺	富山市大山上野	1.90	4.20	5.10	5.24	6.61	9.91	テレメータ	国土交通省
	白岩川	白岩川	泉正橋	立山町泉	1.00	2.20	2.60	3.30	3.80	－	テレメータ	富山県
	白岩川	白岩川	新池田橋	富山市水橋池田町	1.10	2.70	3.10	4.20	4.70	－	テレメータ	富山県
	白岩川	大岩川	新屋橋	上市町稗田	0.50	1.20	1.50	1.50	2.40	－	テレメータ	富山県
	白岩川	栃津川	流観橋	立山町浦田	0.30	1.60	2.00	2.10	2.60	－	テレメータ	富山県
	上市川	上市川	交観橋	滑川市堀江	1.75	2.30	2.70	3.40	4.40	－	テレメータ	富山県
高岡土木	白岩川	白岩川	交益橋	上市町放士ヶ瀬	1.40	3.00	3.40	4.10	4.80	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	小矢部川	長江	高岡市長江	3.50	5.00	5.80	6.90	7.30	8.00	テレメータ	国土交通省
	庄川	庄川	大門	射水市大門新	3.00	5.00	5.50	7.40	7.70	8.50	テレメータ	国土交通省
	小矢部川	千保川	志貴野橋	高岡市内免	0.50	1.70	3.00	4.90	5.80	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	千保川	市場橋	高岡市佐野	0.40	2.00	2.50	2.90	3.50	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	祖父川	樋詰橋	高岡市中保	0.50	1.50	2.00	2.30	3.00	－	テレメータ	富山県
	下条川	下条川	駅南大橋	射水市三ヶ	0.50	1.50	2.60	3.10	3.80	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	岸渡川	岸渡川鉄道橋	高岡市福岡町大滝	0.60	1.70	2.00	2.00	2.60	－	テレメータ	富山県
氷見土木	庄川	和田川	本江	射水市大門本江	2.50	3.00	3.50	3.70	4.30	－	テレメータ	富山県
	仏生寺川	仏生寺川	川尻橋	氷見市川尻	0.20	1.40	1.70	2.30	2.80	－	テレメータ	富山県
	上庄川	上庄川	泉大橋	氷見市中村	0.20	2.00	2.50	3.80	4.50	－	テレメータ	富山県
	余川川	余川川	糍屋橋	氷見市稲積	0.50	1.60	2.00	2.80	3.10	－	テレメータ	富山県
	阿尾川	阿尾川	指崎大橋	氷見市指崎	0.40	1.40	2.00	2.30	2.70	－	テレメータ	富山県
	宇波川	宇波川	宇波川	氷見市脇方	0.90	1.50	1.80	2.20	2.70	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	小矢部川	津沢	小矢部市津沢	2.00	4.70	5.20	6.20	6.60	8.00	テレメータ	国土交通省
	小矢部川	小矢部川	石動	小矢部市東福町	0.30	1.70	2.50	4.80	5.30	6.80	テレメータ	国土交通省
小矢部土木	小矢部川	渋江川	蓮沼	小矢部市蓮沼	1.90	3.20	3.70	4.40	4.80	5.70	テレメータ	国土交通省
	小矢部川	渋江川	下御亭橋	小矢部市末友	0.40	1.80	2.10	2.60	2.80	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	横江宮川	宮川橋	小矢部市高木出	0.40	1.40	1.90	2.60	3.00	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	子撫川	宮島橋	小矢部市糠子島	0.40	2.00	2.80	4.30	4.70	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	小矢部川	川崎橋	南砺市上川崎	0.50	1.50	2.00	2.30	3.10	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	小矢部川	新福光大橋	南砺市遊部	0.40	1.10	1.50	1.90	2.20	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	山田川	桜橋	南砺市広安	0.30	1.00	1.50	1.60	1.90	－	テレメータ	富山県
	小矢部川	旅川	柴田屋橋	南砺市柴田屋	0.30	1.30	1.50	1.50	1.90	－	テレメータ	富山県

*氾濫発生水位は、越水により氾濫する可能性のある数値である。

附表－6

流量観測所及び基準流量一覧表

水系	河川	観測位置	指定流量 (m^3/s)	警戒流量 (m^3/s)	管理者
小川	小川	朝日小川ダム	30	50	富山県
小川	舟川	舟川ダム	4	7	富山県
黒部川	黒部川	愛本	550	700	国土交通省
黒部川	黒部川	宇奈月ダム		650	国土交通省
黒部川	黒部川	出し平ダム	280	480	関西電力(株)
黒部川	黒部川	黒部ダム	170	300	関西電力(株)
黒瀬川	大谷川	大谷ダム	3	5	富山県
片貝川	片貝川	片貝第二発電所(※)	140	220	北陸電力(株)
片貝川	布施川	布施川ダム	12	25	富山県
角川	角川	角川ダム	15	25	富山県
上市川	上市川	上市川ダム	110	170	富山県
上市川	上市川	上市川第二ダム	110	170	富山県
白岩川	白岩川	白岩川ダム	20	30	富山県
神通川	神通川	神三ダム	1,600	2,300	北陸電力(株)
神通川	宮川	打保ダム	310	850	関西電力(株)
神通川	熊野川	熊野川ダム	20	40	富山県
神通川	井田川	室牧ダム	70	100	富山県
神通川	久婦須川	久婦須川ダム	40	60	富山県
神通川	山田川	菅沼ダム	50	80	富山県
神通川	湯谷川	湯谷川ダム	6	10	富山県
庄川	庄川	鳩谷ダム	300	460	関西電力(株)
庄川	庄川	成出ダム	350	550	関西電力(株)
庄川	庄川	小牧ダム	600	1,000	関西電力(株)
庄川	和田川	和田川ダム	40	60	富山県
庄川	利賀川	利賀川ダム	40	60	富山県
庄川	境川	境川ダム	20	50	富山県
小矢部川	小矢部川	刀利ダム	30	60	富山県
小矢部川	山田川	城端ダム	10	15	富山県
小矢部川	子撫川	子撫川ダム	30	40	富山県

※当分の間、片貝第二発電所の指定・警戒流量について、新川土木センターへ情報提供を行うものとする。

附表－7

波高・潮位観測所一覧表

1 波高・風向観測所

観測所	位置	観測施設	管理者
田中	入善町田中	波高・波向（超音波式） 流向・流速（超音波式） 風向・風速（プロペラ光電式）	国土交通省 （黒部河川事務所）
石田	黒部市浜石田	波高・波向（超音波式） 流向・流速（超音波式） 風向・風速（プロペラ光電式）	国土交通省 （黒部河川事務所）
富山	富山市 （富山港沖合）	波高・周期・波向（超音波式）	国土交通省 （伏木富山港湾事務所）
伏木	高岡市 （伏木港沖合）	波高・周期・波向（超音波式）	国土交通省 （伏木富山港湾事務所）

2 検潮所

観測所	位置	観測施設	管理者
生地	黒部市生地 （黒部漁港）	潮位（水圧型）	国土交通省 （黒部河川事務所）
富山	富山市草島 （富山港）	潮位（電波式）	気象庁 （富山地方気象台）
新湊	射水市堀岡新明神 （富山新港）	潮位（デジタル式フース型）	国土交通省 （伏木富山港湾事務所）
伏木富山	高岡市伏木錦町 （伏木港）	潮位（デジタル式フース型）	国土交通省 （伏木富山港湾事務所）

附表－8

水 防 団 員 等 現 況 表

(令和8年4月1日現在)

市 町 村 等	水防団員 (人)	消防吏員 (人)	消防団員 (人)	合 計 (人)
富 山 市		469	1,955	2,424
高 岡 市			886	886
魚 津 市			362	362
氷 見 市			655	655
滑 川 市			253	253
黒 部 市			406	406
砺 波 市			529	529
小 矢 部 市			409	409
南 砺 市			999	999
射 水 市		117	664	781
舟 橋 村			31	31
上 市 町			202	202
立 山 町		37	295	332
入 善 町			301	301
朝 日 町			242	242
高岡市消防本部		278		278
富山県東部消防組合		117		117
新川地域消防組合		114		114
砺波地域消防組合		187		187
合 計	0	1,319	8,189	9,508

(令和7年4月1日現在)

市 町 村 等	水防団員 (人)	消防吏員 (人)	消防団員 (人)	合 計 (人)
富 山 市		469	1,955	2,424
高 岡 市			903	903
魚 津 市			388	388
氷 見 市			665	665
滑 川 市			258	258
黒 部 市			422	422
砺 波 市			529	529
小 矢 部 市			412	412
南 砺 市			1,022	1,022
射 水 市		114	645	759
舟 橋 村			30	30
上 市 町			204	204
立 山 町		37	299	336
入 善 町			308	308
朝 日 町			242	242
高岡市消防本部		279		279
富山県東部消防組合		117		117
新川地域消防組合		114		114
砺波地域消防組合		185		185
合 計	0	1,315	8,282	9,597

附表－ 9

水 防 警 報 河 川 ・ 海 岸 及 び そ の 区 域

1 国土交通大臣指定河川

水 系	河 川	区 域
黒部川	黒部川	左岸 黒部市宇奈月温泉字尾ノ沼 1 番の 1 地先 右岸 黒部市宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷 2 番の乙地先 から 海まで
常願寺川	常願寺川	富山市岡田字岩谷割 9 番の 2 地先（横江堰堤）から 海まで
神通川	神通川	左岸 富山市長川原字浦山 8 番の 1 地先 から 右岸 富山市長走字開割138番地先 海まで（西派川を含む）
神通川	井田川	左岸 富山市八尾町福島字川原40番地先 右岸 富山市八尾町字十三石尻43番の 3 地先（県道十三石橋）から 神通川合流点まで
神通川	熊野川	左岸 富山市栗山字野田割292番の 2 地先 右岸 富山市安養寺字砂田割876番の 4 地先 から 神通川合流点まで
庄川	庄川	砺波市庄川町金屋字小川原921番地先（庄川用水合口堰堤）から 海まで
小矢部川	小矢部川	左岸 小矢部市鴨島186番の 1 地先（旅川合流点）から 右岸 南砺市本江116番地先 海まで
小矢部川	渋江川	左岸 小矢部市蓮沼1504番地先 右岸 小矢部市矢水町94番の 4 地先（関川合流点）から 小矢部川合流点まで

2 富山県知事指定河川

水 系	河 川	区 域
境川	境川	左岸 下新川郡朝日町大平（上路橋）から 右岸 新潟県糸魚川市上路 海まで
笹川	笹川	下新川郡朝日町笹川（七重谷川合流点）から 海まで
木流川	木流川	下新川郡朝日町南保（北陸自動車道橋）から 海まで
小川	小川	左岸 下新川郡朝日町羽入（上小川橋）から 右岸 下新川郡朝日町蛭谷 海まで
小川	舟川	下新川郡入善町舟見（連長橋）から 小川合流点まで
小川	山合川	下新川郡朝日町山崎（山合橋）から 小川合流点まで
吉田川	吉田川	黒部市杓掛5133番地先（三日市用水取水堰）から 海まで
高橋川	高橋川	黒部市若栗（県道黒部宇奈月線橋）から 海まで
黒瀬川	黒瀬川	黒部市宇奈月町栃屋1430（黒西合口用水）から 海まで
片貝川	片貝川	魚津市前黒谷（黒谷橋）から 海まで
片貝川	布施川	左岸 黒部市池尻（田親川合流点）から 右岸 黒部市田親字島田 片貝川合流点まで
鴨川	鴨川	魚津市本江（県道富山滑川魚津線橋）から 海まで
角川	角川	左岸 魚津市鹿熊字向割（市道宮城橋）から 右岸 魚津市鹿熊字前田割 海まで
早月川	早月川	左岸 滑川市蓑輪（豊隆橋）から 右岸 魚津市鉢 海まで
中川	中川	滑川市上小泉（新行田橋）から 海まで
中川	沖田川	滑川市沖田新（市道下梅沢上小泉線橋）から 中川合流点まで
上市川	上市川	中新川郡上市町釈泉寺（上市川発電所）から 海まで

水 系	河 川	区 域
白岩川	白岩川	左岸 中新川郡立山町中蔵 (町道中蔵橋) から 海まで 右岸 中新川郡立山町白岩
白岩川	栃津川	中新川郡立山町下田 (吉峰橋) から 白岩川合流点まで
白岩川	大岩川	中新川郡上市町柿沢 (柿沢橋) から 白岩川合流点まで
神通川	いたち川	左岸 富山市大泉本町2丁目 (いたち川橋) から 神通川合流点まで 右岸 富山市大泉東町2丁目
神通川	坪野川	富山市婦中町速星 (市道麦島速星線新川橋) から 宮島川合流点まで
神通川	山田川 (婦負山田川)	左岸 富山市婦中町蓮花寺字前田110番地先 から 井田川合流点まで 右岸 富山市婦中町蓮花寺1445番地先
神通川	土川	左岸 富山市森田字辻田割313番地先 から 神通川合流点まで 右岸 富山市森田字三百刈割162番地先
神通川	熊野川	左岸 富山市文珠寺大上割 (文珠寺橋) から 左岸 富山市栗山字野田割292番の2地先 まで 右岸 富山市文珠寺和田平割 右岸 富山市安養寺字砂田割876番の4地先
下条川	下条川	左岸 射水市宿屋 (新宿屋橋) から 放生津潟合流点まで 右岸 射水市下条
庄川	和田川	左岸 射水市梅木 (県道串田新黒河線梅ノ木函渠) から 庄川合流点まで 右岸 射水市山ノ谷
小矢部川	小矢部川	左岸 南砺市天神 (豊栄橋) から 左岸 小矢部市鴨島186番地先 まで 右岸 南砺市高宮 右岸 南砺市本江116番地先
小矢部川	千保川	高岡市東藤平蔵 (J R城端線橋りょう) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	祖父川	高岡市戸出5丁目 (市道331号線1号橋) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	岸渡川	小矢部市七社 (長岡橋) から 荒又川合流点まで
小矢部川	子撫川	小矢部市宮中字新村 (子撫川ダム) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	横江宮川	左岸 小矢部市水島五歩10367番地先 から 小矢部川合流点まで 右岸 小矢部市下後亟字落合野43番地先
小矢部川	渋江川	小矢部市臼谷 (臼谷大橋) から 関川合流点まで
小矢部川	旅川	南砺市池田字千谷川2597番地 (砂防堰堤) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	山田川 (砺波山田川)	左岸 南砺市野口字下大島 (城南橋) から 小矢部川合流点まで 右岸 南砺市城端字向川原島
仏生寺川	仏生寺川	氷見市川尻 (川尻橋) から 海まで
上庄川	上庄川	左岸 氷見市中村 (泉大橋) から 海まで 右岸 氷見市泉
余川川	余川川	氷見市高柳 (金谷橋) から 海まで
阿尾川	阿尾川	氷見市森寺 (森寺橋) から 海まで
宇波川	宇波川	氷見市宇波 (中島橋) から 海まで

3 国土交通大臣指定海岸

海 岸	区 域
富山湾沿岸 (下新川海岸)	下新川郡朝日町泊大字草野字草下209番1地先 から 黒部市宇大島4331番2地先 まで (下新川郡朝日町泊大字赤川字下川原948番地先から下新川郡入善町古黒部字東梶田3番11地先 まで及び下新川郡入善町下飯野字其ノ木4675番地先から黒部市荒俣1920の1番地先までを除く。)

4 富山県知事指定海岸

海 岸	区 域
下新川海岸	下新川郡朝日町境字切通2563の3番地地先 (境川左岸境界) から 下新川郡朝日町泊大字草野字草下209番地の1地先 まで

附表－10

水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・国）

種類	内 容	発 令 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

附表－10の1

水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・県）

水防警報河川における水防警報の発表基準は、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えるおそれのあるときとし、その段階は、次の表のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。
その他の河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

種類	内 容	発 令 基 準
準備	第1段階 水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの。	雨量、水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 または、水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

なお、これらの指令は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動指令を発しないことがある。
また、地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。

附表－10の2

下新川海岸における水防警報の種類及び発表基準：黒部市生地以東

下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：田中波浪観測所）				
種類	発令基準	具体的な発令基準		内 容
		うねりの場合	風波の場合	
待機・準備	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。	田中観測所において有義波高3.0m以上（最大波でも越波が発生しない波高）が観測された場合で、うねりと判定され、気象・海象情報等を勘案し今後更に波高が高くなると予想され、発表が必要と判断されるとき。	田中観測所において有義波高3.0m以上（最大波でも越波が発生しない波高）が観測された場合において、風波と判定され、更に田中観測所の6時間平均風速が14m/s以上の場合、気象・海象情報等を勘案し今後更に波高が高くなると予想され、発表が必要と判断されるとき。	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機及び出勤の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。
出動	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波が起こるおそれがあるとき。	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式により田中観測所において有義波高が4.5mを超えると予測され、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予想され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。 なお、田中観測所において有義波高が4.5mを超えると、越波が発生し、更に波高が増大すると浸水被害等が発生すると考えられる。	田中観測所において強風が継続しており、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなり、有義波高が4.5mを超えおそれが予想され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等
距離確保準備	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式で有義波高が4.5mを超えると予測される1時間前、または田中観測所の有義波高が4.0mを超え、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予想され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。	田中観測所の有義波高が4.0mを超え、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予測され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。
距離確保	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。	田中観測所において有義波高が4.5mを超えたとき、または、気象情報、CCTV情報等により、越波もしくはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき。 なお、田中観測所において有義波高が4.5mを超えると、越波が発生し、更に波高が増大すると浸水被害等が発生すると考えられる。		激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。
距離確保解除	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。	田中観測所において有義波高が4.5mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき。		激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。
解除	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	田中観測所において有義波高が4.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案し、波高の低下傾向が続くと判断され、更に水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。		激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

下新川海岸における水防警報の種類及び発表基準：黒部市生地以西

下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：石田波浪観測所）			
種類	発令基準	具体的な発令基準	内 容
待機・準備	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。	石田観測所において10分間平均風速が24m/s以上（風向W～NW）が観測されたとき、または、石田観測所において有義波高が2.5mを超え、気象・海象情報等を勘案し今後更に波高が高くなると予想され、発表が必要と判断されるとき。	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。
出動	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波が起こるおそれがあるとき。	石田観測所において1時間平均風速が24m/s以上（風向W～NW）が観測され、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予想され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等
距離確保準備	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。	石田観測所において時間平均風速24m/s以上（風向W～NW）が2時間継続した場合、または、石田観測所において有義波高が3.0mを超えた場合、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予想され、CCTV情報を勘案して発表が必要と判断されるとき。	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。
距離確保	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。	石田観測所において有義波高が4.0mを超えたとき、または、気象情報、CCTV情報等により、越波もしくはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき。 なお、石田観測所において有義波高が4.0mを超えると、越波が発生し、更に波高が増大すると浸水被害等が発生すると考えられる。	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。
距離確保解除	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。	石田観測所において有義波高が4.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき。	激しい越波のおそれなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。
解除	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	石田観測所において有義波高が3.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案し、波高の低下傾向が続くと判断され、更に水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	激しい越波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

附表－10の3

津波に関する水防警報（河川・国）【暫定版】

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 種類及び発表基準

富山県知事は、国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係する機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりとする。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合のみ発表とする。以下、海岸・国、県の場合でも同様とする。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※津波に関する水防警報にかかる国土交通大臣指定河川は、附表－9の1の項のとおり。

国土交通省管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の1の項のとおり。

※津波に関する水防警報については、既存の水防警報伝達経路にて伝達する。

附表－10の4

津波に関する水防警報（海岸・国）【暫定版】

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 種類及び発表基準

富山県知事は、国土交通大臣が指定した海岸について水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係する機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりとする。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合のみ発表とする。以下、海岸・国、県の場合でも同様とする。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※津波に関する水防警報にかかる国土交通大臣指定海岸は、附表－９の３の項のとおり。

国土交通省管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の１の項のとおり。

※津波に関する水防警報については、既存の水防警報伝達経路にて伝達する。

附表－10の５

津波に関する水防警報（県）【暫定版】

１ 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

２ 種類及び発表基準

富山県知事は、指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係する機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりとする。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合にのみ発表とする。以下、海岸・国、県の場合でも同様とする。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※富山県知事指定の水防警報河川については、既に津波時の対応が記載されていることから、今回暫定の基準は定めない。ただし、巨大な津波の遡上等により身の危険が予想されるときは、水防団員の安全を最優先とし、上記基準に準ずる措置をとること。

※津波に関する水防警報にかかる富山県知事指定河川・海岸は、附表－９の２及び４の項のとおり。

富山県管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の２の項のとおり。

附表－11

水 防 警 報 発 報 担 当 者 及 び 受 報 者

1 国土交通省管理区間

水 系	河 川 海 岸	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受 報 水 防 管 理 団 体	伝 達 方 法
黒部川	黒部川	愛本	黒部河川事務所長	河川課長	黒部市、入善町、朝日町	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
常願寺川	常願寺川	大川寺	富山河川国道事務所長	河川課長	富山市 常願寺川右岸水防市町村組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
神通川	神通川	大沢野大橋	富山河川国道事務所長	河川課長	富山市	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
神通川	神通川	神通大橋	富山河川国道事務所長	河川課長	富山市	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
神通川	井田川	杉原橋	富山河川国道事務所長	河川課長	富山市	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
神通川	熊野川	熊野橋	富山河川国道事務所長	河川課長	富山市	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
庄川	庄川	小牧ダム	富山河川国道事務所長	河川課長	庄川水害予防組合 富山市	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
庄川	庄川	大門	富山河川国道事務所長	河川課長	庄川水害予防組合 富山市	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	小矢部川	津沢	富山河川国道事務所長	河川課長	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	小矢部川	石動	富山河川国道事務所長	河川課長	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	小矢部川	長江	富山河川国道事務所長	河川課長	高岡市、射水市	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	洩江川	蓮沼	富山河川国道事務所長	河川課長	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
－	富山湾沿岸 (下新川海岸)	田中	黒部河川事務所長	河川課長	黒部市、入善町、朝日町	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
－	富山湾沿岸 (下新川海岸)	石田	黒部河川事務所長	河川課長	黒部市、入善町、朝日町	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)

2 富山県管理区間

水 系	河 川 海 岸	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受 報 水 防 管 理 団 体	伝 達 方 法
境川	境川	境橋	入善土木事務所長	－	朝日町	公衆回線、防災行政無線等
笹川	笹川	笹川	入善土木事務所長	－	朝日町	公衆回線、防災行政無線等
木流川	木流川	木流橋	入善土木事務所長	－	朝日町	公衆回線、防災行政無線等
小川	小川	小川橋	入善土木事務所長	－	入善町、朝日町	公衆回線、防災行政無線等
小川	舟川	学校橋	入善土木事務所長	－	入善町、朝日町	公衆回線、防災行政無線等
小川	山合川	山崎	入善土木事務所長	－	朝日町	公衆回線、防災行政無線等
吉田川	吉田川	舞亀橋	入善土木事務所長	－	黒部市	公衆回線、防災行政無線等
高橋川	高橋川	堀切橋	入善土木事務所長	－	黒部市	公衆回線、防災行政無線等
黒瀬川	黒瀬川	新田橋	入善土木事務所長	－	黒部市	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	片貝川	東城橋	新川土木センター所長	－	魚津市	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	片貝川	落合橋	新川土木センター所長	－	魚津市、黒部市	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	布施川	田初	新川土木センター所長	－	魚津市、黒部市	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	布施川	荒町	新川土木センター所長	－	魚津市、黒部市	公衆回線、防災行政無線等
鴨川	鴨川	鴨川	新川土木センター所長	－	魚津市	公衆回線、防災行政無線等
角川	角川	住吉	新川土木センター所長	－	魚津市	公衆回線、防災行政無線等

水 系	河 川 海 岸	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受 報 水 防 管 理 団 体	伝 達 方 法
早月川	早月川	月形橋	新川土木センター所長	-	魚津市、滑川市	公衆回線、防災行政無線等
中川	中川	中川	新川土木センター所長	-	滑川市	公衆回線、防災行政無線等
中川	沖田川	沖田川	新川土木センター所長	-	滑川市	公衆回線、防災行政無線等
上市川	上市川	交観橋	立山土木事務所長	-	富山市、滑川市、上市町	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	泉正橋	立山土木事務所長	-	富山市、上市町、立山町 舟橋村	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	交益橋	立山土木事務所長	-	富山市、上市町、舟橋村、立山町	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	新池田橋	立山土木事務所長	-	富山市、滑川市	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	栃津川	流観橋	立山土木事務所長	-	上市町、立山町、舟橋村 富山市	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	大岩川	新屋橋	立山土木事務所長	-	上市町、富山市	公衆回線、防災行政無線等
神通川	いたち川	千歳橋	富山土木センター所長	-	富山市	公衆回線、防災行政無線等
神通川	坪野川	坪野橋	富山土木センター所長	-	富山市	公衆回線、防災行政無線等
神通川	山田川 (婦負山田川)	長沢橋	富山土木センター所長	-	富山市	公衆回線、防災行政無線等
神通川	土川	土川橋	富山土木センター所長	-	富山市	公衆回線、防災行政無線等
神通川	熊野川	熊野橋	富山河川国道事務所長 富山土木センター所長	-	富山市	公衆回線、防災行政無線等
下条川	下条川	駅南大橋	高岡土木センター所長	-	射水市	公衆回線、防災行政無線等
庄川	和田川	本江	高岡土木センター所長	-	高岡市、射水市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	小矢部川	新福光大橋	砺波土木センター所長	-	南砺市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	小矢部川	川崎橋	砺波土木センター所長	-	南砺市 小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	市場橋	高岡土木センター所長	-	高岡市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	志貴野橋	高岡土木センター所長	-	高岡市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	祖父川	樋詰橋	高岡土木センター所長	-	高岡市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	岸渡川	岸渡川鉄道橋	高岡土木センター所長	-	高岡市、砺波市 小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	子撫川	宮島橋	小矢部土木事務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	横江宮川	宮川橋	小矢部土木事務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	渋江川	下御亭橋	小矢部土木事務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	旅川	柴田屋橋	砺波土木センター所長	-	南砺市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	山田川 (砺波山田川)	桜橋	砺波土木センター所長	-	南砺市	公衆回線、防災行政無線等
仏生寺川	仏生寺川	川尻橋	氷見土木事務所長	-	氷見市	公衆回線、防災行政無線等
上庄川	上庄川	泉大橋	氷見土木事務所長	-	氷見市	公衆回線、防災行政無線等
余川川	余川川	糍屋橋	氷見土木事務所長	-	氷見市	公衆回線、防災行政無線等
阿尾川	阿尾川	指崎橋	氷見土木事務所長	-	氷見市	公衆回線、防災行政無線等
宇波川	宇波川	宇波川	氷見土木事務所長	-	氷見市	公衆回線、防災行政無線等
-	下新川海岸	田中 (国波高計)	入善土木事務所長	-	朝日町	公衆回線、防災行政無線等

附表－11の1

水 防 警 報 発 報 及 び 解 除 伝 達 簿

月 日

伝 達 時 刻	発 報 者	受 報 者	警 報 内 容	備 考

附表－11の2

水 防 警 報 発 報 及 び 解 除 受 報 簿

月 日

伝 達 時 刻	発 報 者	受 報 者	警 報 内 容	備 考

水防警報（待機）

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
国土交通省 黒部河川事務所発表
(第〇号)

(見出し)

くろべがわ あいもと

黒部川の愛本基準観測所 水防機関待機

(現況)

くろべがわ あいもと

黒部川の愛本基準観測所（黒部市）の流量は、○日 ○時 ○分 現在
○. ○m³/sです。

(発表)

水防機関は待機してください。

(水防警報発表状況)

黒部河川事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	新着
	基準観測所	愛本（流量表示）
	対象河川	
	水防警報発表状況	待機
新着	黒部市	待機
新着	下新川郡入善町	待機
新着	下新川郡朝日町	待機

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2155600001&fld=1
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=137.5547222&y=36.8594444&z=13
------	---



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 黒部河川事務所 河川管理課 電話：0765-52-4687

水防警報（出動）

令和〇年〇月〇日

〇時〇分

国土交通省

黒部河川事務所発表

（第〇号）

（見出し）

くろべがわ あいもと

黒部川の愛本基準観測所

水防機関出動

（現況）

くろべがわ あいもと

黒部川の愛本基準観測所（黒部市）の流量は、〇日 〇時 〇分 現在 〇. 〇m³/sです。

（発表）

水防機関は出動してください。

（水防警報発表状況）

黒部河川事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	新着
	基準観測所	愛本（流量表示）
	対象河川	
	水防警報発表状況	出動
新着	黒部市	出動
新着	下新川郡入善町	出動
新着	下新川郡朝日町	出動

☐
水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2155600001&fld=1
---------------	---

☐
河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

☐
氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=137.5547222&y=36.8594444&z=13
------	---



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

国土交通省 黒部河川事務所 河川管理課 電話：0765-52-4687

水防警報（情報）

令和〇年〇月〇日

〇時〇分

国土交通省

黒部河川事務所発表

（第〇号）

（見出し）

くろべがわ あいもと

黒部川の愛本基準観測所

水防機関情報

（現況）

くろべがわ あいもと

黒部川の愛本基準観測所（黒部市）の流量は、〇日 〇時 〇分 現在 〇. 〇m³/sです。

（発表）

水防機関は厳重に警戒してください。

（水防警報発表状況）

黒部河川事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	新着
	基準観測所	愛本（流量表示）
	対象河川	
	水防警報発表状況	情報
新着	黒部市	情報
新着	下新川郡入善町	情報
新着	下新川郡朝日町	情報

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2155600001&fld=1
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=137.5547222&y=36.8594444&z=13
------	---



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

国土交通省 黒部河川事務所 河川管理課 電話：0765-52-4687

水防警報（解除）

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
国土交通省 黒部河川事務所発表
(第〇号)

(見出し)

くろべがわ あいもと

黒部川の愛本基準観測所 水防機関解除

(現況)

くろべがわ あいもと

黒部川の愛本基準観測所（黒部市）の流量は、○日 ○時 ○分 現在 ○. ○m³/sです。

(発表)

水防警報を解除します。

(水防警報発表状況)

黒部河川事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	新着
	基準観測所	愛本（流量表示）
	対象河川	
	水防警報発表状況	解除
新着	黒部市	解除
新着	下新川郡入善町	解除
新着	下新川郡朝日町	解除

☐水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2155600001&fld=1
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=137.5547222&y=36.8594444&z=13
------	---



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 黒部河川事務所 河川管理課 電話：0765-52-4687

正規

水防警報(準備)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 富山河川国道事務所発表
(第1号)

(見出し)
〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関準備

(現況)
〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)の水位は、〇日〇〇時〇〇分 現在
〇.〇〇mです。

(発表)
水防機関は準備してください。

(水防警報発表状況)

富山河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新								
	基準観測所	大川寺	大沢野大橋	神通大橋	杉原橋	熊野橋	大門	小牧(流量表示)	津沢
	対象河川	常願寺川	神通川	神通川	井田川	熊野川	庄川	庄川	小矢部川
	水防警報発表状況								
	富山市	-	-	-	-	-	-	-	-
	高岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
	砺波市	-	-	-	-	-	-	-	-
	小矢部市	-	-	-	-	-	-	-	-
	南砺市	-	-	-	-	-	-	-	-
	射水市	-	-	-	-	-	-	-	-
	中新川郡立山町	-	-	-	-	-	-	-	-

富山河川国道事務所水防警報発表状況				
新着・更新	新着・更新			
	基準観測所	〇〇	〇〇	〇〇
	対象河川	〇〇	〇〇	〇〇
	水防警報発表状況	-	-	-
	〇〇	-	-	-
	〇〇	-	-	-
	〇〇	-	-	-

(参考)

〇〇 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇左岸:〇〇市〇〇(〇〇)から〇〇川〇〇、右岸:〇〇市〇〇(〇〇)から〇〇)

常願寺川・神通川・庄川・小矢部川・井田川・熊野川・渋江川 水防警報発表形式

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2155500022
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=136.860277800&y=36.653888900&z=13
------	---



川の防災情報
水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課 電話:076-443-4715

正規

水防警報(出動)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 富山河川国道事務所発表
(第2号)

(見出し)

〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関出動

(現況)

〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)の水位は、〇日〇〇時〇〇分 現在
〇.〇〇mです。

(発表)

水防機関は出動してください。

(水防警報発表状況)

富山河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新								
	基準観測所	大川寺	大沢野大橋	神通大橋	杉原橋	熊野橋	大門	小牧(流量表示)	津沢
	対象河川	常願寺川	神通川	神通川	井田川	熊野川	庄川	庄川	小矢部川
	水防警報発表状況								
	富山市	-	-	-	-	-	-	-	-
	高岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
	砺波市	-	-	-	-	-	-	-	-
	小矢部市	-	-	-	-	-	-	-	-
	南砺市	-	-	-	-	-	-	-	-
	射水市	-	-	-	-	-	-	-	-
	中新川郡立山町	-	-	-	-	-	-	-	-

富山河川国道事務所水防警報発表状況				
新着・更新	新着・更新			
	基準観測所	〇〇	〇〇	〇〇
	対象河川	〇〇	〇〇	〇〇
	水防警報発表状況	-	-	-
	〇〇	-	-	-
	〇〇	-	-	-
	〇〇	-	-	-

(参考)

〇〇 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇左岸:〇〇市〇〇(〇〇)から〇〇川〇〇、右岸:〇〇市〇〇(〇〇)から〇〇)

常願寺川・神通川・庄川・小矢部川・井田川・熊野川・渋江川 水防警報発表形式

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2155500022
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=136.860277800&y=36.653888900&z=13
------	---



川の防災情報
水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課 電話：076-443-4715

正規

水防警報(状況)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 富山河川国道事務所発表
(第3号)

(見出し)
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関状況

(現況)
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)の水位は、〇日〇〇時〇〇分 現在
〇.〇〇mです。

(発表)
テスト

(水防警報発表状況)

富山河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新								
	基準観測所	大川寺	大沢野大橋	神通大橋	杉原橋	熊野橋	大門	小牧(流量表示)	津沢
	対象河川	常願寺川	神通川	神通川	井田川	熊野川	庄川	庄川	小矢部川
	水防警報発表状況								
	富山市	-	-	-	-	-	-	-	-
	高岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
	砺波市	-	-	-	-	-	-	-	-
	小矢部市	-	-	-	-	-	-	-	-
	南砺市	-	-	-	-	-	-	-	-
	射水市	-	-	-	-	-	-	-	-
	中新川郡立山町	-	-	-	-	-	-	-	-

富山河川国道事務所水防警報発表状況				
新着・更新	新着・更新			
	基準観測所	〇〇	〇〇	〇〇
	対象河川	〇〇	〇〇	〇〇
	水防警報発表状況	-	-	-
	〇〇	-	-	-
	〇〇	-	-	-
	〇〇	-	-	-

(参考)

〇〇 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇左岸:〇〇市〇〇(〇〇)から〇〇川〇〇、右岸:〇〇市〇〇(〇〇)から〇〇)

常願寺川・神通川・庄川・小矢部川・井田川・熊野川・渋江川 水防警報発表形式

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2155500022
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=136.860277800&y=36.653888900&z=13
------	---



川の防災情報
水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課 電話：076-443-4715

正規

水防警報(解除)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 富山河川国道事務所発表
(第4号)

(見出し)
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関解除

(現況)
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)の水位は、〇日〇〇時〇〇分 現在
〇.〇〇mです。

(発表)
水防警報を解除します。

(水防警報発表状況)

富山河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新								
	基準観測所	大川寺	大沢野大橋	神通大橋	杉原橋	熊野橋	大門	小牧(流量表示)	津沢
	対象河川	常願寺川	神通川	神通川	井田川	熊野川	庄川	庄川	小矢部川
	水防警報発表状況								
	富山市	-	-	-	-	-	-	-	-
	高岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
	砺波市	-	-	-	-	-	-	-	-
	小矢部市	-	-	-	-	-	-	-	-
	南砺市	-	-	-	-	-	-	-	-
	射水市	-	-	-	-	-	-	-	-
	中新川郡立山町	-	-	-	-	-	-	-	-

富山河川国道事務所水防警報発表状況				
新着・更新	新着・更新			
	基準観測所	〇〇	〇〇	〇〇
	対象河川	〇〇	〇〇	〇〇
	水防警報発表状況	-	-	-
	〇〇	-	-	-
	〇〇	-	-	-
	〇〇	-	-	-

(参考)

〇〇 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇左岸:〇〇市〇〇(〇〇)から〇〇川〇〇、右岸:〇〇市〇〇(〇〇)から〇〇)

常願寺川・神通川・庄川・小矢部川・井田川・熊野川・渋江川 水防警報発表形式

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2155500022
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=136.860277800&y=36.653888900&z=13
------	---



川の防災情報
水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課 電話：076-443-4715

2 富山県管理区間（河川）

（水防警報用紙）

_____川水防警報第 _____号

_____年 _____月 _____日 _____時 _____分

富山県 土木センター（事務所）発表

河 川 名	基 準 水 位 観 測 所 名	観測所	観測所	観測所	
	現 況 水 位	m	m	m	時 分
水防警報の種類	水防団待機水位（指定水位）				富山県水防計画 （附表5）に定 める水位
☐ 準 備	氾 濫 注 意 水 位（警戒水位）				
☐ 出 動	避 難 判 断 水 位				
☐ 状 況	氾濫危険水位（危険水位・特別警戒水位）				
☐ 解 除					

符号	本 文
1	（ ）川流域の（ ）日（ ）時から（ ）日（ ）時までの総雨量は、 〔 ）観測所（ ）mm、〔 ）観測所（ ）mm、〔 ）観測所（ ）mmに達しました。
2	（ ）川流域の（ ）日（ ）時現在の時間雨量は、 〔 ）観測所（ ）mm、〔 ）観測所（ ）mm、〔 ）観測所（ ）mmに達しました。
3	（ ）川流域では（ ）
4	〔 ）観測所では、（ ）日（ ）時頃、水防団待機水位に達しました。
5	〔 ）観測所では、（ ）日（ ）時頃、 〔 氾濫注意水位 避難判断水位 〕 を（ ）m下回りました。
6	〔 ）観測所の（ ）日（ ）時現在の水位は、（ ）mです。
7	水位は、今後 〔 次第 〕 に 〔 上がる 〕 ものと予想されます。が 〔 下がる 〕 （ ）は 〔 〕
8	〔 〕
9	水防機関は出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。
10	水防機関は出動し、堤防その他を見廻り、厳重に警戒してください。
11	水防機関は、引き続き危険箇所の早期水防をしてください。
12	なお、今後の増水状況に応じて出動人員を増やしてください。
13	（ ）
14	（ ）川の水防警報を解除します。
15	ただし、被害のあった所は応急作業を続けてください。
16	ただし、今後も気象状況の変化に十分注意してください。

※ F A X送信後、発信者側から受信者側へ電話連絡し、受信確認を行ってください。

伝 達 方 法	連 絡 先	県河川課	市	町				
	受 信 者							
	発 信 者							
	確認時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

3 国土交通省管理区間（海岸）

下新川海岸水防警報 第 号

〈待機・準備，出動，距離確保準備，距離確保，距離確保解除，解除〉

（該当を○で囲む）

年 月 日 時 分

国土交通省 黒部河川事務所 発表

1. 気象状況（該当を○で囲む）

注 意 報 ・ 警 報	富山地方気象台は、年 月 日 時 分 に 富山県東部北地域（黒部市・入善町・朝日町）の 波浪注意報・波浪警報 を発表しました。
[参 考] 気象情報	

2. 海象状況

観測地点	1/3有義波 波高：周期	最大波 波高：周期	観測日時
田中（入善町田中地先）	m：s	m：s	日 時 分
石田（黒部市浜石田地先）	m：s	m：s	日 時 分

[参考：日本海側北部沿岸の海象状況]

※新潟沖：毎正時観測

留萌（北海道留萌市）	m：s	m：s	日 時 分
酒田（山形県酒田市）	m：s	m：s	日 時 分
新潟沖（新潟県新潟市）	m：s	m：s	日 時（※）
直江津（新潟県上越市）	m：s	m：s	日 時 分

3. 水防警報の内容（該当を○で囲む）

該当	区分	内 容
	待機・準備	波浪による越波が懸念されるため、各水防機関は出動出来る体制を整え、水防に係る準備や情報連絡体制の確保を行ってください。
	出 動	越波による災害の起こる恐れがあるため、各水防機関は出動し、住居密集地区等について見回りを開始するほか、状況に応じ水防活動を実施してください。
	距離確保準備	越波の発生が迫ったため、各水防機関は海岸からの距離を保持して、活動を行ってください。
	距離確保	越波が発生したため、各水防機関は安全に活動出来る範囲を保持して、活動を行ってください。
	距離確保解除	越波の発生する恐れがなくなったため、被災箇所等の復旧活動を行ってください。
	解 除	水防活動を必要とする状況が解消したと認められるため、水防警報を解除します。なお、今後も気象状況の変化に十分注意してください。

伝達確認	発 信	受 信							
	国 交 省 黒部河川	富 山 県 河 川 課	黒 部 市 道路河川課	入 善 町 建設課	朝 日 町 建設課	富 山 地 方 気 象 台	河川情報 センター	国 交 省 黒部流域 治水 出張所	国 交 省 北陸地整 水災害予報C
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
発受 信者									

4 富山県管理区間（海岸）

水防警報発表形式

下新川海岸（県管理）水防警報 第 号

年 月 日 時 分
富山県入善土木事務所 発表

1. 気象状況（該当を○で囲む）

注 意 報 ・ 警 報	富山地方気象台は、年 月 日 時 分 に 富山県東部北地域（朝日町）の 波浪注意報・波浪警報 を発表しました。
〔参 考〕 気象情報	北陸地方に次の気象情報が発表されています。 【気象庁発表内容の「見出し」・「防災事項」等を適宜記載】

2. 海象状況

観測地点	1/3 有義波 波高(m)：周期(s)	最大波 波高(m)：周期(s)	観測日時
田中（入善町田中地先）	m ： s	m ： s	日 時 分
石田（黒部市浜石田地先）	m ： s	m ： s	日 時 分

〔参考：日本海側北部沿岸の海象現象〕

※新潟沖：毎正時観測

留萌（北海道留萌市）	m ： s	m ： s	日 時 分
酒田（山形県酒田市）	m ： s	m ： s	日 時 分
新潟沖（新潟県新潟市）	m ： s	m ： s	日 時 (※)
直江津（新潟県上越市）	m ： s	m ： s	日 時 分

3. 水防警報の内容（該当を○で囲む）

該当	区分	内 容
	待機 準備	波浪による越波が予想されるため、各水防機関は出動できる体制を整え、水防にかかる準備や情報連絡体制の確保を行ってください。
	出動	越波による災害の起こるおそれがあるため、各水防機関は出動し、住居密集地区等について見回りを開始するほか、状況に応じ水防活動を実施してください。
	距離確保 準備	越波の発生が迫ったため、各水防機関は海岸からの距離を保持して、活動を行ってください。
	距離 確保	越波が発生したため、各水防機関は安全に活動出来る範囲を保持して、活動を行ってください。
	距離確保 解除	越波の発生するおそれがなくなったため、被災箇所等の復旧活動を行ってください。
	解除	水防活動を必要とする状況が解消したと認められるため、水防警報を解除します。なお、今後も気象状況の変化に十分注意してください。

伝 達 確 認	発 信	受 信						
	入善土木 事務所	富山県 河川課	富山県 水産漁港課	富山県防災・ 危機管理課				
	時 分	時 分	時 分	時 分				

5 国土交通省管理区間（河川）【津波暫定版】

〇〇川水防警報		種 類 第 号 月 日 時 分 (待機、 出動、 解除) 国土交通省 北陸地方整備局 〇〇事務所発表						
番号	基準水位観測所	〇〇観測所		〇〇観測所		〇〇観測所		
1	富山県に (イ、 日 時 分) に津波警報 { ロ、大津波 ハ、津 波 } が発表されました。							
2	富山では 津波到達予想時刻は(イ、 日 時 分)、津波高さ(ロ、)m と予測されています。 (※西部は伏木富山港新湊)							
3	富山県に発表されていた津波警報 { イ、大津波 ロ、津 波 } が解除されました。							
4	水防機関は { 待 機 ・ 出 動 } してください。							
5	津波による危機は一応去ったものと認められるため							
6	() 川の水防警報を解除します。							
伝達確認	通 知 先							
	電 話 番 号							
	通 報 者							
	受 報 者							
	通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

6 国土交通省管理区間（海岸）【津波暫定版】

下新川海岸水防警報 (国直轄区間)		種 類 (待機、 出動、 解除) 第 号 月 日 時 分 国土交通省 北陸地方整備局 黒部河川事務所発表						
番号	基準海象観測所	田中観測所		石田観測所				
1	富山県に (イ、 日 時 分) に津波警報 { ロ、大津波 ハ、津 波 } が発表されました。							
2	富山では 津波到達予想時刻は(イ、 日 時 分)、津波高さ(ロ、)m と予測されています。							
3	富山県に発表されていた津波警報 { イ、大津波 ロ、津 波 } が解除されました。							
4	水防機関は { イ、水防団の安全を確保し、待機して下さい。 ロ、出動して下さい。 }							
5	津波による危機は一応去ったものと認められるため							
6	下新川海岸の水防警報を解除します。							
伝達確認	通 知 先							
	電 話 番 号							
	通 報 者							
	受 報 者							
	通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

7 富山県管理区間（河川・海岸）【津波暫定版】

水 防 警 報 （河川・海岸）

種類	待機 ・ 出動 ・ 解除			
発表河川・海岸		基準水位観測所		第 号
日時	年 月 日 時 分（ ）発表			
1	富山県において 日 時 分に（ 津波 ・ 大津波 ）警報が発表されました。			
2	・ 富山 では（ ）m ・ 伏木富山港新湊 では（ ）m の津波が予測されています。			
3	津波到達時刻は、 ・ 富山 で 日 時 分 ・ 伏木富山港新湊 で 日 時 分 頃と予想されています。			
4	水防機関は （ 待機 ・ 出動 ） してください。			
5	水防警報を解除します。			

通 知 先					
電 話 番 号					
通 報 者					
受 報 者					
通 報（受 報）時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

附表－12 の 1

水 防 巡 視 出 動 状 況 等 報 告 形 式

1 河川

水防〔 巡視出動状況 ・ 作業状況 ・ 被災 ・ 避難状況 〕 報告						
報 告 機 関 名				No.		
種 別	通 報 の 内 容					
① 巡視出動状況	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔 右岸・左岸 〕 ____〔 市・町・村 〕 ____地先〔 へ・で 〕 ____が ____名 （イ. 出動し河川の巡視を ロ. 被災箇所に向け出動します。） （ハ. 実施します。 ニ. 実施中です。 ホ. 実施しました。） 巡視所見連絡等					
② 水防作業状況	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔 右岸・左岸 〕 ____〔 市・町・村 〕 ____地先で ____が ____名により （ ____工法 ）を 数量〔 ____ 〕 資材の要請、見通し等連絡事項 （ ____ ）					
③ 被災状況と要請事項	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔 右岸・左岸 〕 ____〔 市・町・村 〕 ____地先 において （イ. 堤防 ロ. 護岸 ハ. ____水門 ニ. ____） が の から （ホ. 堤防の決壊 チ. 堤防斜面の崩れ ヘ. 水があふれる リ. 深掘れ ト. 欠損 ヌ. 漏水 ル. ____） （ワ. する恐れがあります。 ヰ. ____m ____か所 発生しました。 カ. しています。 コ. ____） 要請事項等 ____ ____					
④ 一般被害状況	____月 ____日 ____時 ____分現在 ____〔 市・町・村 〕 ____地区の人的被害は、 死者 ____名、行方不明者 ____名、重軽傷者 ____名です。 住家の被害は、全壊・流失・半壊 ____戸で、床上浸水 ____戸、床下浸水 ____戸です。 浸水面積は、宅地 ____ha、田畑など ____ha です。 なお （イ. 現在も被害が拡大しています。 ロ. ____調査が進めばさらに被害が増大するものと思われます。 ハ. 減水し始めたので今後は被害の増大はないものと思われます。 ニ. ____）					
⑤ 避難状況	____〔 市・町・村 〕 ____地区住民は ____月 ____日 ____時 ____分 （イ. に出された ____の避難指示により） （ロ. ____警察署の避難命令により） （ハ. 自主的に） ____へ ____名 ____へ ____名 ____へ ____名 （ニ. 避難し始めました。 ホ. 避難しています。 ヘ. 避難を終了しました。）					
⑥ 伝達確認	発 信		受信（ ____ 土木 ）		受信（ 県河川課・国 ）	
	市町村		受信者		受信者	
	発信者		発信者		発信者	
	発信時刻	時 分	確認時刻	時 分	確認時刻	時 分

水防巡視出動状況等報告形式

2 海岸

下新川海岸 水防〔 巡視出動状況 ・ 作業状況 ・ 被災 ・ 避難状況 〕 報告						
報 告 機 関 名				No.		
種 別	通 報 の 内 容					
① 巡視 出動 状況	____月____日____時____分 下新川 ____ 海岸 〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____地先〔 へ・で 〕 ____が ____名 〔 ハ. 実施します。 〕 巡視所見連絡等 ニ. 実施中です。 ホ. 実施しました。 〔 イ. 出動し河川の巡視を ロ. 被災箇所に向け出動します。 〕					
② 水防 作業 状況	____月____日____時____分 下新川 ____ 海岸 〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____地先で ____が ____名により 〔 ____工法 〕 を 数量〔 ____ 〕 資材の要請、見通し等連絡事項 〔 ____ 〕 〔 イ. 実施します。 ロ. 実施中です。 ハ. 実施しました。 〕					
③ 被災 状況 と 要 請 事 項	____月____日____時____分 下新川 ____ 海岸 〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____ 地先 において 〔 イ. 堤防・護岸 ロ. 離岸堤・人工リーフ ハ. ____ 〕 〔 が の から 〕 〔 ニ. 越波 ホ. 破損・欠損 へ. ____ 〕 要請事項等 〔 ____ 〕 〔 ト. する恐れがあります。 チ. ____m ____か所 発生しました。 リ. しています。 ヌ. ____ 〕					
④ 一 般 被 害 状 況	____月____日____時____分 〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____ 地区の人的被害は、 死者 ____ 名、行方不明者 ____ 名、重軽傷者 ____ 名です。 住家の被害は、全壊・流失・半壊 ____ 戸で、床上浸水 ____ 戸、床下浸水 ____ 戸です。 浸水面積は、宅地 ____ ha、田畑など ____ ha です。 なお 〔 イ. 現在も被害が拡大しています。 ロ. ____ 調査が進めばさらに被害が増大するものと思われます。 ハ. 今後は被害の増大はないものと思われます。 ニ. ____ 〕					
⑤ 避 難 状 況	〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____ 地区住民は ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分 〔 イ. 市・町からの 避難指示 により ロ. ____ 警察からの避難命令により ハ. 自主的に 〕 〔 ____ へ ____ 名 ____ へ ____ 名 ____ へ ____ 名 〕 〔 ニ. 避難し始めました。 ホ. 避難しています。 ヘ. 避難を終了しました。 〕					
⑥ 伝 達 確 認	発 信		受信 (____ 土木)		受信 (県河川課・国)	
	市町		受信者		受信者	
	発信者		発信者		発信者	
	発信時刻	時 分	確認時刻	時 分	確認時刻	時 分

附表－13

洪水予報指定河川及びその区域

○国土交通大臣指定

水 系	河 川	区 域
黒部川	黒部川	左岸 黒部市宇奈月温泉字尾ノ沼1番の1地先 右岸 黒部市宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷2番の乙地先 から 海まで
常願寺川	常願寺川	富山市岡田字岩谷割9番の2地先（横江堰堤）から 海まで
神通川	神通川	左岸 富山市長川原字浦山8番の1地先 から 右岸 富山市長走字開割138番地先 海まで（西派川を含む）
庄川	庄川	砺波市庄川町金屋字小川原921番地先（庄川用水合口堰堤）から 海まで
小矢部川	小矢部川	左岸 小矢部市鴨島186番の1地先（旅川合流点）から 右岸 南砺市本江116番地先 海まで

附表－14

洪水予報の種類及び発表基準等

種 類	名 称	発 表 基 準 等
洪水警報	レベル5 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

附表－14の1

洪水予報指定河川基準地点及び基準水位（流量）一覧表

水 系	河 川	基準観測所	水防団待機水位 (流量)	氾濫注意水位 (流量)	避難判断水位 (流量)		氾濫危険水位 (流量)		* 氾濫発生水位 (流量)		計画高水位 (流量)
黒部川	黒部川	愛本	550 m^3/s	700 m^3/s	A	3,100 m^3/s	A	3,800 m^3/s	A	9,000 m^3/s	6,500 m^3/s
					B	1,600 m^3/s	B	2,500 m^3/s	B	3,900 m^3/s	
			A：愛本下流区間（愛本観測所下流左右岸） B：愛本上流区間（愛本観測所上流左右岸）								
常願寺川	常願寺川	大川寺	4.20 m	5.10 m	5.24 m		6.61 m		9.91 m		9.82 m
神通川	神通川	大沢野大橋	4.50 m	5.10 m	6.10 m		6.60 m		7.70 m		7.14 m
		神通大橋	4.50 m	5.00 m	7.50 m		8.00 m		9.90 m		8.61 m
庄川	庄川	小牧	600 m^3/s	1,000 m^3/s	3,400 m^3/s		4,000 m^3/s		5,100 m^3/s		5,800 m^3/s
		大門	5.00 m	5.50 m	7.40 m		7.70 m		8.50 m		9.81 m
小矢部川	小矢部川	津沢	4.70 m	5.20 m	6.20 m		6.60 m		8.00 m		7.77 m
		石動	1.70 m	2.50 m	4.80 m		5.30 m		6.80 m		5.80 m
		長江	5.00 m	5.80 m	6.90 m		7.30 m		8.00 m		9.13 m

* 氾濫発生水位は、越水により氾濫する可能性のある数値である。

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報
(警戒レベル2 情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 1 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
くろべ かせん じむ しょ とやま ちほう きしやう だい
黒部河川事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	2	
	水位又は流量	現況 2 (レベル2 水位超過)	
		予測	
新着	〇〇市	2	-
新着	△△市	2	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測	
	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	
警戒レベル2								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区からから〇〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区からから〇〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区からから△△△地区まで 左岸 △△市△△地区からから△△△地区まで	

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 2 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
くろべ かせん じむ しよ とやま ちほう きしやう だい
黒部河川事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間
〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		〇〇	△△
	対象河川		〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当		3	2
	水位 又は 流量	現況	3 (レベル3水位超過)	2 (レベル2水位超過)
		予測		
更新	〇〇市		3	-
更新	△△市		3	2
	〇〇町		-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル 2								
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇		△△	
	水位観測所		水位観測所	
	〇〇市		△△市	
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川	
	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル4 氾濫危険警報
(警戒レベル4 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 3 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
くろべ かせん じむ しょ とやま ちほう きしやう だい
黒部河川事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間

これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	水位又は流量	4 (レベル4 水位超過)	3 (レベル3 水位超過)
		現況	
		予測	
更新	〇〇市	4	—
更新	△△市	4	3
	〇〇町	—	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 FL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当					●			
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 Y.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所		△△ 水位観測所		
	〇〇市		△△市		
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川		
	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで	
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで	

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 4 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
くろべ かせん じむ しょ とやま ちほう きしょう だい
黒部河川事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇基準観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では既に氾濫が発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	水位又は流量	現況 5 (氾濫しているおそれ) 予測	3 (レベル3 水位超過)
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pg/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位（m）	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
			00:00現在	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当									
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m								
	氾濫危険水位 X.XX m								
	避難判断水位 X.XX m								
	氾濫注意水位 X.XX m								
	ゼロ点高 EL=X.XX m								

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 5 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
くろべ かせん じむ しよ とやま ちほう きしやう だい
黒部河川事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（〇〇岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（〇〇岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		〇〇	△△
	対象河川		〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当		5	3
	水位 又は 流量	現況	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
		予測		
更新	〇〇市		5	-
更新	△△市		5	3
	〇〇町		-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（〇〇岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報解除

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 6 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
くろべ かせん じむ しよ とやま ちほう きしやう だい
黒部河川事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主文)

〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報解除			
新着・更新	新着・更新	更新	更新
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当		
	水位 又は 流量	現況	
		予測	
更新	〇〇市		-
更新	△△市		
更新	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	—	—	—	—	—	—
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m	●						
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	—	—	—	—	—	—
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m	●						
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報
(警戒レベル2 情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 1 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
とやま かせん こくどう じむ しよ とやま ちほう きしやう だい
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間
〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	
	水位又は流量	現況 2 (レベル2 水位超過)	
		予測	
新着	〇〇市	2	-
新着	△△市	2	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測	
	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	
警戒レベル2								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区からから〇〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区からから〇〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区からから△△△地区まで 左岸 △△市△△地区からから△△△地区まで	

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 2 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
とやま かせん こどう じむ しよ とやま ちほう きしやう だい
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間
〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		〇〇	△△
	対象河川		〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当		3	2
	水位又は流量	現況	3 (レベル3水位超過)	2 (レベル2水位超過)
		予測		
更新	〇〇市		3	-
更新	△△市		3	2
	〇〇町		-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル 2								
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル4 氾濫危険警報
(警戒レベル4 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 3 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
とやま かせん こくどう じむ しよ とやま ちほう ちほう きしやう だい
富山河川国道事務所・富山地方地方気象台 共同発表

(見出し)
〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)
【警戒レベル4 相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
【警戒レベル3 相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	水位又は流量	現況 4 (レベル4 水位超過)	3 (レベル3 水位超過)
		予測	
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(雨量)
多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
△△ （△△市）	警戒レベル3相当				●			
	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所		△△ 水位観測所		
	〇〇市		△△市		
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川		
	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで	
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで	

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 4 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
とやま かせん こくどう じむ しよ とやま ちほう ちほう きしやう だい
富山河川国道事務所・富山地方地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇基準観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では既に氾濫が発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	水位 又は 流量	現況 5 (氾濫しているおそれ) 予測	3 (レベル3 水位超過)
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pg/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所		△△ 水位観測所	
	〇〇市		△△市	
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川	
	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 5 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
とやま かせん こくどう じむ しよ とやま ちほう ちほう きしょう だい
富山河川国道事務所・富山地方地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（〇〇岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（〇〇岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）				
新着・更新	新着・更新	更新		
	基準観測所名	〇〇		△△
	対象河川	〇〇川		〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5		3
	水位又は流量	現況 5 (氾濫の確認)		3 (レベル3水位超過)
		予測		
更新	〇〇市	5		-
更新	△△市	5		3
	〇〇町	-		3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（〇〇岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報解除

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 6 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
とやま かせん こくどう じむ しょ とやま ちほう ちほう きしやう だい
富山河川国道事務所・富山地方地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主文)

〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報解除			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準観測所名		〇〇
	対象河川		〇〇川
	警戒レベル（ ）相当		〇〇川
	水位 又は 流量	現況	
		予測	
更新	〇〇市		-
更新	△△市		
更新	〇〇町		-

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の
受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が
想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	—	—	—	—	—	—
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m	●						
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	—	—	—	—	—	—
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m	●						
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	http://www.river.go.jp/
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/
----------	---

附表－16

水 位 周 知 河 川 及 び そ の 区 域

1 国土交通大臣指定河川

水 系	河 川	区 域
神通川	井田川	左岸 富山市八尾町福島字川原40番地先 右岸 富山市八尾町字十三石尻43番の3地先 (県道十三石橋) から 神通川合流点まで
神通川	熊野川	左岸 富山市栗山字野田割292番の2地先 右岸 富山市安養寺字砂田割876番の4地先 (県道興南大橋) から 神通川合流点まで
小矢部川	渋江川	左岸 小矢部市蓮沼1504番地先 右岸 小矢部市矢水町94番の4地先 (関川合流点) から 小矢部川合流点まで

2 富山県知事指定河川

水 系	河 川	区 域
境川	境川	左岸 下新川郡朝日町大平 (上路橋) から 右岸 新潟県糸魚川市上路 海まで
笹川	笹川	下新川郡朝日町笹川 (七重谷川合流点) から 海まで
木流川	木流川	下新川郡朝日町南保 (北陸自動車道橋) から 海まで
小川	小川	左岸 下新川郡朝日町羽入 (上小川橋) から 右岸 下新川郡朝日町蛭谷 海まで
小川	舟川	下新川郡入善町舟見 (連長橋) から 小川合流点まで
小川	山合川	下新川郡朝日町山崎 (山合橋) から 小川合流点まで
吉田川	吉田川	黒部市沓掛5133番地先 (三日市用水取水堰) から 海まで
高橋川	高橋川	黒部市若栗 (県道黒部宇奈月線橋) から 海まで
黒瀬川	黒瀬川	黒部市宇奈月町枋屋1430 (黒西合口用水) から 海まで
片貝川	片貝川	魚津市前黒谷 (黒谷橋) から 海まで
片貝川	布施川	左岸 黒部市池尻 (田舂川合流点) から 右岸 黒部市田舂字島田 片貝川合流点まで
鴨川	鴨川	魚津市本江 (県道富山滑川魚津線橋) から 海まで
角川	角川	左岸 魚津市鹿熊字向割 (市道宮城橋) から 右岸 魚津市鹿熊字前田割 海まで
早月川	早月川	左岸 滑川市蓑輪 (豊隆橋) から 右岸 魚津市鉢 海まで
中川	中川	滑川市上小泉 (新行田橋) から 海まで
中川	沖田川	滑川市沖田新 (市道下梅沢上小泉線橋) から 中川合流点まで
上市川	上市川	中新川郡上市町釈泉寺 (上市川発電所) から 海まで
白岩川	白岩川	左岸 中新川郡立山町中蔵 (町道中蔵橋) から 右岸 中新川郡立山町白岩 海まで
白岩川	枳津川	中新川郡立山町下田 (吉峰橋) から 白岩川合流点まで
白岩川	大岩川	中新川郡上市町柿沢 (柿沢橋) から 白岩川合流点まで
神通川	いたち川	左岸 富山市大泉本町2丁目 (いたち川橋) から 右岸 富山市大泉東町2丁目 神通川合流点まで
神通川	坪野川	富山市婦中町速星 (市道麦島速星線新川橋) から 宮島川合流点まで

水 系	河 川	区 域
神通川	山田川 (婦負山田川)	左岸 富山市婦中町蓮花寺字前田110番地先 から 井田川合流点まで 右岸 富山市婦中町蓮花寺1445番地先
神通川	土川	左岸 富山市森田字辻田割313番地先 から 神通川合流点まで 右岸 富山市森田字三百刈割162番地先
神通川	熊野川	左岸 富山市文珠寺大上割 (文珠寺橋) から 左岸 富山市栗山字野田割292番の2地先 まで 右岸 富山市文珠寺和田平割 右岸 富山市安養寺字砂田割876番の4地先
下条川	下条川	左岸 射水市宿屋 (新宿屋橋) から 放生津潟合流点まで 右岸 射水市下条
庄川	和田川	左岸 射水市梅木 (県道串田新黒河線梅ノ木函渠) から 庄川合流点まで 右岸 射水市山ノ谷
小矢部川	小矢部川	左岸 南砺市天神 (豊栄橋) から 左岸 小矢部市鴨島186番地先 まで 右岸 南砺市高宮 右岸 南砺市本江116番地先
小矢部川	千保川	高岡市東藤平蔵 (J R城端線橋りょう) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	祖父川	高岡市戸出5丁目 (市道331号線1号橋) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	岸渡川	小矢部市七社 (長岡橋) から 荒又川合流点まで
小矢部川	子撫川	小矢部市宮中字新村 (子撫川ダム) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	横江宮川	左岸 小矢部市水島五歩10367番地先 から 小矢部川合流点まで 右岸 小矢部市下後亟字落合野43番地先
小矢部川	渋江川	小矢部市臼谷 (臼谷大橋) から 関川合流点まで
小矢部川	旅川	南砺市池田字千谷川2597番地 (砂防堰堤) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	山田川 (砺波山田川)	左岸 南砺市野口字下大島 (城南橋) から 小矢部川合流点まで 右岸 南砺市城端字向川原島
仏生寺川	仏生寺川	氷見市川尻 (川尻橋) から 海まで
上庄川	上庄川	左岸 氷見市中村 (泉大橋) から 海まで 右岸 氷見市泉
余川川	余川川	氷見市高柳 (金谷橋) から 海まで
阿尾川	阿尾川	氷見市森寺 (森寺橋) から 海まで
宇波川	宇波川	氷見市宇波 (中島橋) から 海まで

附表－17

氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報発報担当者及び受報者

1 国土交通省管理区間

水 系	河 川	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受報水防管理団体	受 量 水 標 管 理 者	伝 達 方 法
神通川	井田川	杉原橋	富山河川国道 事務所長	河川課長	富山市	富山土木セン ター所長	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
神通川	熊野川	熊野橋	富山河川国道 事務所長	河川課長	富山市	富山土木セン ター所長	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	渋江川	蓮沼	富山河川国道 事務所長	河川課長	小矢部川中流水害予防組合	小矢部土木事 務所長	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)

2 富山県管理区間

水 系	河 川	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受 報 水 防 管 理 団 体	受 量 水 標 管 理 者	伝 達 方 法
境川	境川	境橋	入善土木事務 所長	-	朝日町	-	公衆回線、防災行政無線等
笹川	笹川	笹川	入善土木事務 所長	-	朝日町	-	公衆回線、防災行政無線等
木流川	木流川	木流橋	入善土木事務 所長	-	朝日町	-	公衆回線、防災行政無線等
小川	小川	小川橋	入善土木事務 所長	-	入善町、朝日町	-	公衆回線、防災行政無線等
小川	舟川	学校橋	入善土木事務 所長	-	入善町、朝日町	-	公衆回線、防災行政無線等
小川	山合川	山崎	入善土木事務 所長	-	朝日町	-	公衆回線、防災行政無線等
吉田川	吉田川	舞亀橋	入善土木事務 所長	-	黒部市	-	公衆回線、防災行政無線等
高橋川	高橋川	堀切橋	入善土木事務 所長	-	黒部市	-	公衆回線、防災行政無線等
黒瀬川	黒瀬川	新田橋	入善土木事務 所長	-	黒部市	-	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	片貝川	東城橋	新川土木セン ター所長	-	魚津市	-	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	片貝川	落合橋	新川土木セン ター所長	-	魚津市、黒部市	-	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	布施川	田舂	新川土木セン ター所長	-	魚津市、黒部市	-	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	布施川	荒町	新川土木セン ター所長	-	魚津市、黒部市	-	公衆回線、防災行政無線等
鴨川	鴨川	鴨川	新川土木セン ター所長	-	魚津市	-	公衆回線、防災行政無線等
角川	角川	住吉	新川土木セン ター所長	-	魚津市	-	公衆回線、防災行政無線等
早月川	早月川	月形橋	新川土木セン ター所長	-	魚津市、滑川市	-	公衆回線、防災行政無線等
中川	中川	中川	新川土木セン ター所長	-	滑川市	-	公衆回線、防災行政無線等
中川	沖田川	沖田川	新川土木セン ター所長	-	滑川市	-	公衆回線、防災行政無線等
上市川	上市川	交観橋	立山土木事務 所長	-	富山市、滑川市、上市町	-	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	泉正橋	立山土木事務 所長	-	富山市、上市町、立山町 舟橋村	-	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	交益橋	立山土木事務 所長	-	富山市、上市町、舟橋村、 立山町	-	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	新池田橋	立山土木事務 所長	-	富山市、滑川市	-	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	栃津川	流観橋	立山土木事務 所長	-	上市町、立山町、舟橋村 富 山市	-	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	大岩川	新屋橋	立山土木事務 所長	-	上市町、富山市	-	公衆回線、防災行政無線等
神通川	いたち川	千歳橋	富山土木セン ター所長	-	富山市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
神通川	坪野川	坪野橋	富山土木セン ター所長	-	富山市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等

水 系	河 川	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受 報 水 防 管 理 団 体	受 報 量水標管理者	伝 達 方 法
神通川	山田川 (婦負山田川)	長沢橋	富山土木セン ター所長	-	富山市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
神通川	土川	土川橋	富山土木セン ター所長	-	富山市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
神通川	熊野川	熊野橋	富山河川国道事務所長 富山土木センター所長	-	富山市	-	公衆回線、防災行政無線等
下条川	下条川	駅南大橋	高岡土木セン ター所長	-	射水市	-	公衆回線、防災行政無線等
庄川	和田川	本江	高岡土木セン ター所長	-	高岡市、射水市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	小矢部川	新福光大橋	砺波土木セン ター所長	-	南砺市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	小矢部川	川崎橋	砺波土木セン ター所長	-	南砺市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	市場橋	高岡土木セン ター所長	-	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	志貴野橋	高岡土木セン ター所長	-	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	祖父川	樋詰橋	高岡土木セン ター所長	-	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	岸渡川	岸渡川鉄道橋	高岡土木セン ター所長	-	高岡市、砺波市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	子撫川	宮島橋	小矢部土木事 務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	横江宮川	宮川橋	小矢部土木事 務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	渋江川	下御亭橋	小矢部土木事 務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	旅川	柴田屋橋	砺波土木セン ター所長	-	南砺市 砺波市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	山田川 (砺波山田川)	桜橋	砺波土木セン ター所長	-	南砺市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
仏生寺川	仏生寺川	川尻橋	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等
上庄川	上庄川	泉大橋	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等
余川川	余川川	糺屋橋	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等
阿尾川	阿尾川	指崎橋	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等
宇波川	宇波川	宇波川	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報
(警戒レベル2 情報)

令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
こくど こうつうしょう とやま かせん こくどう じむ しょ
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第1号)

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位 (〇. 〇〇m) に到達しました。

(主文)

【警戒レベル2】〇〇基準観測所 (〇〇市) 受け持ち区間
〇〇川の〇〇基準観測所 (〇〇市) では、〇〇日〇〇時間〇〇分頃に「氾濫注意水位」に到達しました。
洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)			
新着・更新	新着・更新		新着
	基準観測所名		〇〇
	対象河川		〇〇川
	警戒レベル () 相当		2
	水位 又は 流量	現況	2 (レベル2 水位超過)
新着	〇〇市		2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の
受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が
想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所
	〇〇市
受け持ち区間	〇〇川
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇 〇〇地区まで
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇 〇〇地区まで

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
国土交通省 富山 河川 国道 事務所 発表
(第2号)

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位 (〇. 〇〇m) に到達しました。

(主文)

【警戒レベル3 相当】 〇〇基準観測所 (〇〇市) 受け持ち区間
高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所 (〇〇市) では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に
「避難判断水位」に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るな
ど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準観測所名		〇〇
	対象河川		〇〇川
	警戒レベル () 相当		3
	水位 又は 流量	現況	3 (レベル3 水位超過)
更新	〇〇市		3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の
受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が
想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	
	〇〇市	
受け持ち区間	〇〇川	
	左岸	〇〇市〇〇地区から〇 〇〇地区まで
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇 〇〇地区まで

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル4 氾濫危険警報
(警戒レベル4 相当情報)

令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
こくど こうつうしょう とやま かせん こくどう じむ しよ
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第3号)

(見出し)
〇〇川では、氾濫危険水位 (〇. 〇〇m) に到達し、氾濫のおそれあ
(主文)

【警戒レベル4 相当】 〇〇基準観測所 (〇〇市) 受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所 (〇〇市) では、「氾濫危険水位」に到達
しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあり
ます。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を
とってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準観測所名		〇〇
	対象河川		〇〇川
	警戒レベル () 相当		4
	水位 又は 流量	現況	4 (レベル4 水位超過)
更新	〇〇市		4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の
受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が
想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所
	〇〇市
受け持ち区間	〇〇川
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇 〇〇地区まで
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇 〇〇地区まで

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第4号)

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇基準観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では既に氾濫が発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準観測所名		〇〇
	対象河川		〇〇川
	警戒レベル（ ）相当		5
	水位 又は 流量	現況	5 (氾濫しているおそれ)
更新	〇〇市		5

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（〇〇岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所
	〇〇市
受け持ち区間	〇〇川
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第5号)

(見出し)

〇〇川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（〇〇岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（〇〇岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準観測所名		〇〇
	対象河川		〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	
水位 又は 流量	現況	5	
		5 (氾濫の確認)	
更新	〇〇市		5

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（〇〇岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市 〇〇川	△△市 〇〇川	
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XX
--------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報解除

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第6号)

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主文)

〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報解除			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準観測所名		〇〇
	対象河川		〇〇川
	警戒レベル()相当		
新着・更新	水位又は流量	現況	
	〇〇市		

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所
	〇〇市
受け持ち区間	〇〇川
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨(解析雨量、降水短時間予報)	https://XX
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---

年 月 日
 ○○ 時 ○○ 分発表
 富山県○○土木センター

○○川 氾濫危険水位情報

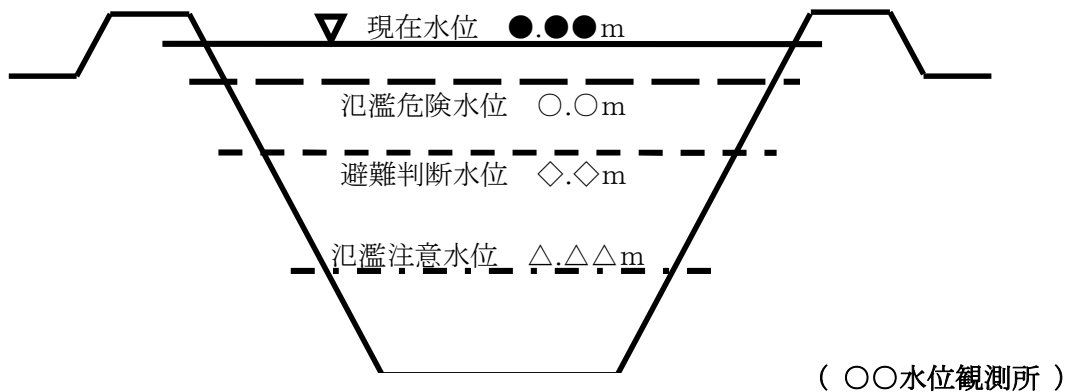
※氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

【主文】【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】

○○川は、○○時○○分に、□□市△△地内の○○水位観測所で、避難指示の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位 ◇◇.◇ mに達しました。

○○観測所では、●日●●時～○○時の1時間に、約▲.▲m水位が上昇し、その後も水位が上昇しています。

市町村長が発する避難情報に十分注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。



伝達確認	通知先								
	電話番号								
	通知者								
	受信者								
	通知（受信）時刻								

2026年 月 日
 〇〇 時 〇〇 分発表
 富山県〇〇土木センター

〇〇川 【氾濫発生・決壊等】情報

※氾濫発生通報（水防法第 24 条の 2 で規定される通知）
 ※決壊等通報（水防法第 25 条で規定される通知）

【主文】【警戒レベル 5 相当情報 河川氾濫・決壊等】
 〇〇川は、〇〇時〇〇分に、□□市△△地内で【河川氾濫・決壊等】が確認
 されました。

河川氾濫・決壊等 発生情報
 〇〇川
 〇時〇分
 右岸／左岸

市町村からの避難情報を確認するとともに、
 各自安全確保を図るなど、適切な防災行動
 をとってください。

伝達確認	通 知 先					
	電 話 番 号					
	通 知 者					
	受 信 者					
	通知（受信）時刻					

2 0 2 6 年 月 日
 ○○ 時 ○○ 分発表
 富山県○○土木センター

○○海岸 【高潮氾濫発生・決壊等】情報

※決壊等通報（水防法第 25 条で規定される通知）

【見出し】

○○海岸で高潮氾濫発生

【主文】
 ○○海岸（富山県）の□□市△△地先において、高潮による氾濫が発生しました。
 いまだ危険な場所にいる場合は、直ちに高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等をしてください。

伝達確認	通 知 先								
	電 話 番 号								
	通 知 者								
	受 信 者								
	通知（受信）時刻								

（連絡系統）
 県土木センター・事務所 → 県河川課、関係市町村、（その他関係者）
 県河川課 → 富山地方気象台、報道機関

附表－19

水 防 実 施 状 況 報 告 書

(水防を行った箇所ごとに作成するもの)

(第1号様式)

年 月 日

(作成責任者)

印

管理団体名				出水 の 概況	川(水位観測所)		雨量(観測所)					
水防実施の 台風又は豪雨名					警戒水位(氾濫注意水位) m		mm/h					
				最高水位 m		mm/24h						
水防実施箇所	右 川 岸 左 地先 m (水防実施箇所の位置がわかる地図の写しを添付すること)											
日時	自 月 日 時 至 月 日 時			水 防 の 結 果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口
					効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
					被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
出動人員数	消防団員	その他	計	使 用 資 材	区分	管理団体分	付帯支出分		計			
	人	人	人				国	県				
					土のう類	枚	枚	枚	枚			
					蓆(むしろ) ビニールシート	枚	枚	枚	枚			
水防作業の 概況及び工法	工法: 箇所: m				縄	玉	玉	玉	玉			
				丸太	本	本	本	本				
				その他								
水防活動または 被害状況写真	(水防活動または被害状況写真)				(水防活動または被害状況写真)							
居住者の出動状況				水防関係者の死傷								
他団体・警察 からの応援状況												
立退きの状況及び これを指示した理由				雨量水位の状況								
今回の水防活動に 関する 反省 備考												

〇〇土木センター(事務所) 水防実施状況報告書

(土木センター(事務所)で作成する総括表)

(第2号様式)

年 月 日

作成責任者 氏名:

出動団体名											
出水の状況											
日時	自 月 日 時 至 月 日 時	水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	
			効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
			被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
		使用資材	区分	管理団体分	付帯支出分		計				
					国	県					
土のう類	枚		枚	枚	枚						
蓆(むしろ)ビニールシート	枚		枚	枚	枚						
出動	消防団員	その他	計	使用資材	縄	玉	玉	玉	玉		
					丸太	本	本	本	本		
	人	人	人		その他						
水防活動	実施箇所数		箇所								
	概要										

水防実施状況報告書記載上の注意

第1号様式

- 1 各水防管理団体及び土木センター(事務所)で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- 2 各管理団体においては、所轄土木センター(事務所)に箇所ごとの報告書を3部提出すること。
- 3 水防を行った箇所の位置がわかる地図の写し等を添付すること。
- 4 水防活動また被害状況の写真は、下欄に概要や位置について記入すること。
- 5 一般及び溜池関係は、各々別とすること。

第2号様式

- 1 各管理団体より提出された第1号様式と土木センター(事務所)で作成した1号様式を集計して、第2号様式を作成すること。
- 2 第2号様式に第1号様式を附して水防本部長に2部提出すること。
水防本部長は、提出された各様式を国(北陸地方整備局)に1部提出すること。
- 3 様式の作成にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ア 出水の状況
出水当時の模様を具体的に記入すること。(降雨の期間、降雨状況、河川水位状況、公共土木施設の被害状況など)
 - イ 水防実施の日時及び終結日時
出動の最も早かったものと最終解散のものについて記載のこと。
 - ウ 出動員数は延人数を記入してください。
 - エ 水防活動の実施箇所数
箇所数のみ記載すること。
 - オ 水防活動の概要
水防管理団体及び土木センター(事務所)で実際に行った工法の種類と延長を記載すること。

附表－20

洪水または高潮の際における新潟県と富山県との水防事務に関する協定書

水防法第7条第2項の規定により、洪水または高潮の際における水防事務（以下「水防」という。）について、新潟県（以下「甲」という。）と富山県（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、次表の河川及び海岸の水防について、その円滑な実施を期するため、相互に協力し、当該地域の水災の防止軽減につとめるものとする。

河川または海岸名	水 防 区 域	摘 要
境 川	当河川水系流域	二級河川
青 海 町 海 岸	新潟県西頸城郡青海町	
朝 日 町 海 岸	富山県下新川郡朝日町	

（雨量、水位の通報）

第2条 前条の水防区域を所管する甲及び乙の出先機関（以下「関係出先機関」という。）は、雨量、水位観測資料を次表のとおりそれぞれ通報するものとする。

観 測 所 名	施設管理者	位 置	連 絡 担 当 機 関	通 報 先
上路雨量観測所	青 海 町	青海町大字上路	糸魚川土木事務所	入善土木事務所
境橋水位観測所	富 山 県	朝日町大字境	入善土木事務所	糸魚川土木事務所

2 前項の雨量、水位の通報基準は、次表のとおりとする。

観 測 所 名	通報水位	警戒水位	通 報 基 準
上路雨量観測所			イ 1時間20ミリ以上の雨量を観測したとき。 ロ 降り始めてからの雨量が70ミリに達したとき。 ハ イ、ロの雨量に達したのち、更に30ミリずつ増加したとき。 ニ 洪水にかかる気象注・警報発表時は、ロの雨量に達したのち1時間毎。
境橋水位観測所	1.30m	1.50m	イ 通報水位に達したとき。 ロ 警戒水位に達したとき。 ハ 最高水位に達したとき。 ニ 通報水位を超えたのちは、この水位以下になるまで1時間毎。

（水防活動等の連絡）

第3条 甲と乙は、第1条の水防区域で青海町と朝日町の消防応援協定に基づく水防活動を開始した場合及び顕著な被害または非常災害切迫状況その他特に連絡が必要と認められる状況が発生した場合には、関係出先機関を経由のうえ相互に連絡するものとする。

（資材等の応援）

第4条 甲及び乙は、第1条の水防区域の水防活動のために資器材等が不足し、または不足が予想され、かつ緊急を要するときには、相互に資器材等の応援融通を求めることができるものとする。

2 前項の応援融通を求められた県は、当該県内の水防のためやむをえない事情がない限り、できるだけその求めに応じるものとする。

3 前2項の規定による応援融通のために要した費用は、当該応援融通を求めた県の負担とする。

（水防計画の交換）

第5条 甲と乙は、この協定内容をおのおの水防計画に記載し、当該水防計画書を毎年交換するものとする。

第6条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、そのつど甲乙協議して処理するものとする。

以上この協定の証として証書を2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

昭和48年6月12日

甲 新 潟 県
新潟県代表者 新潟県知事 旦 四 郎
乙 富 山 県
富山県代表者 富山県知事 中 田 幸 吉

附表 21－1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（町）水防協力団体指定要領

1. 趣旨

〇〇市（町）では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市（町）における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（〇〇市（町）長）（〇〇市（町）△△部□□課）に「〇〇市（町）水防協力団体指定申請書」（資料 17－2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 17－3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- （1）水防管理者（〇〇市（町）長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（資料 17－4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇市（町）水防協力団体指定申請書		年 月 日
〇〇市（町）水防管理者		
〇〇市（町）長	様	
	住 所	
	（事務所所在地）	
	団体の名称	
	代表者氏名	

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の〇〇市（町）の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

Ⅰ 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3－(1) 関係）

1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援

2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護

3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報

4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

Ⅱ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3－(2) 関係）

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

〔 〕

Ⅲ 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3－(3) 関係）

1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視

2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

Ⅳ 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3－(4) 関係）

1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

Ⅴ 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3－(5) 関係）

1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

Ⅵ 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3－(6) 関係）

1 水防団が開催する水防演習への参加

2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

〔 〕

附表 21－4 水防協力団体認定書様式（例）

○○市（町）水防協力団体認定書	
年 月 日	
住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代 表 者	様
○○市（町）水防管理者 ○○市（町）長	
水防法第 3 6 条第 1 項及び○○市（町）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を○○市（町）水防協力団体に指定します。	

附表 21－5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

○○市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領 1. 趣旨 ○○市（町）における水防活動は、○○市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。 2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係） 水防法第 36 条及び○○市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。 3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係） 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 17－6）を提出させることができる。 4. 情報提供等（水防法第 40 条関係） 水防管理者は、○○市（町）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。 5. その他 （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。 附 則 この要領は、○○年○○月○○日から施行する。
--

附表 21－6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

○○市（町）水防協力団体協力活動報告書		年 月 日
○○市（町）水防管理者 ○○市（町）長	様	住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、○○市（町）水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。		

水防管理団体の水防計画作成要領

1 作成要領

- (1) 指定水防管理団体は、富山水防計画に応じた水防計画を毎年作成し、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮り、遅滞なく富山県知事に届け出なければならない。

非指定水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて水防計画を作成し、所管の土木センター・土木事務所に提出するものとする。

- (2) 水防計画の作成にあつては、水防協議会（これに準ずるものを含む。）において、各種の事態を想定してできる限り具体的に作成し、これを住民に周知徹底するように努めるものとする。

2 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、次の事項を中心に、具体的に水防計画を作成するものとする。

- (1) 水防本部の設置及び組織
- (2) 水防団担任区域及び動員計画
- (3) 予警報、水防に関する指示命令の受領伝達の方法及び責任者
- (4) 警察、消防その他の関係機関との連絡及び応援計画並びに応援の場合の責任分担
- (5) 水防資材、設備等の整備、備蓄及び運用
- (6) 避難計画
- (7) 水防訓練計画

3 水防計画の作成及び実施上留意すべき事項

- (1) 危険箇所の把握及び被害報告

水防計画は、実際の水防活動に適合するように現地に即したものでなければならない。したがって、水防計画の作成にあつては、その前提となる危険箇所の把握、的確な被害想定が極めて重要な要素であるので、その把握、的確な想定に努めることが必要である。

また、地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものが区域内に所在する水防管理団体は、その施設管理者との連絡体制を確立し、非常事態に対応するための水防計画を作成すること。

- (2) 関係機関との応（受）援体制の確立

複雑な行政組織の中にあつても、その地域で起こり得る事態に対処できるよう、常に関係機関との間で物的、人的応（受）援体制を周到に検討し、確立しておくこと。

- (3) 避難計画

次の事項について、留意、検討すること。

- イ 立退きの指示の時期
- ロ 立退きの指示の方法及び避難の範囲
- ハ 伝達担当者及び避難誘導の責任者、場所、経路
- ニ 水防管理者、警察、県知事の間での立退きの指示に関する調整
- ホ 水防管理者への立退きの指示権の委任
- ヘ 現場指揮体制の確立

附表-23

公用負担権限委任証明書様式（例）

第	号
公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
上記の者に する。	区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明
年	月 日
水 防 管 理 者 氏名	
印	

附表-24

公用負担命令票様式(例)

公 用 負 担 命 令 票					
物 件		数 量	負 担 内 容 (使 用 ・ 収 用 ・ 処 分)	期 間	摘 要

負担者 住所
氏名

水防法第28条の規定により、上記物件を使用（収用・処分）する。

年 月 日

命令者 氏名

印

附表－25

高潮予報海岸の区間

沿岸名	予報区間名	区 間
富山湾沿岸 (富山県)	黒部市区間	富山県黒部市荒俣地先（黒部川河口）から 富山県黒部市大島地先（片貝川河口）まで
	入善町区間	富山県下新川郡入善町古黒部地先（小川河口）から 富山県下新川郡入善町芦崎地先（黒部川河口）まで
	朝日町区間	富山県下新川郡朝日町境地先（新潟県境）から 富山県下新川郡朝日町赤川地先（小川河口）まで

附表－25 の 1

高潮予報の情報名及び発表基準

情報名	発表基準
レベル 2 高潮注意報	水位（潮位＋波の打上げ高）の予測値がレベル 5 基準高、または潮位の予測値がレベル 4 基準高に達すると予想される約 18 時間前までに発表する。
レベル 3 高潮警報	水位の予測値がレベル 5 基準高、または潮位の予測値がレベル 4 基準高に達すると予想される約 12 時間前までに発表する。
レベル 4 高潮危険警報	水位の予測値がレベル 5 基準高、または潮位の予測値がレベル 4 基準高に達すると予想される約 6 時間前までに発表する。
レベル 5 高潮特別警報 ※「レベル 5 高潮 氾濫発生情報」 と一体的に運用 する。	次のいずれかの状況となったときに発表する。 なお、どの状況によって発表したかは、情報確度を市町村が判断するための重要な要素となるため、情報文中に記載する。 <確認情報> 越波、越流、堤防決壊並びに背後地の浸水を実際に確認したとき <予測・推定情報> 水位または潮位の予測値がそれぞれのレベル 5 基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき

附表－25 の 2

高潮予報の水位基準高及び潮位基準高

予報 区間名	水位基準高				潮位基準高		関係水防 管理団体
	基準 地点名	所在地	レベル 5 (T. P. m)	堤防天端高 (T. P. m)	レベル 4 (T. P. m)	レベル 5 (T. P. m)	
黒部市 区 間	黒部市	富山県 黒部市 荒俣地先	5. 5m	5. 5m	1. 1m	1. 6m	黒部市
入善町 区 間	入善町	富山県 下新川郡入善町 吉原地先	5. 5m	5. 5m	1. 8m	2. 3m	入善町
朝日町 区 間	朝日町	富山県 下新川郡朝日町 赤川地先	5. 6m	5. 6m	4. 6m	5. 1m	朝日町

附表－25 の 3

高潮予報の担当官署

高潮予報海岸名	担当官署
富山湾沿岸（富山県）	北陸地方整備局、富山地方気象台、富山県

富山湾沿岸（富山県）

レベル 2 高潮注意報

〇〇〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
北陸地方整備局／富山地方气象台／富山県 発表

（見出し）

富山湾沿岸で〇月〇〇日〇〇時頃から

高潮・高波による氾濫が発生するおそれ

（主文）

【警戒レベル 2】高潮予報区間：〇〇区間

富山湾沿岸〇〇区間では、〇〇日〇〇時頃より、潮位又は水位が基準を超え、氾濫するおそれがあります。高潮・高波に関する情報に注意してください。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
- （〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル）※実況がない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位＋波の打ち上げ高

富山湾沿岸（富山県）

レベル3 高潮警報

〇〇〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
北陸地方整備局／富山地方气象台／富山県 発表

（見出し）

富山湾沿岸で〇月〇〇日〇〇時頃から

高潮・高波による氾濫が発生するおそれ

（主文）

【警戒レベル3相当】高潮予報区間：〇〇区間

これは、高齢者避難の発令の目安です。富山湾沿岸〇〇区間では、〇〇日〇〇時頃より、潮位又は水位が基準を超え、氾濫するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
（〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル）※実況がない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位＋波の打ち上げ高

富山湾沿岸（富山県）

レベル4 高潮危険警報

〇〇〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
北陸地方整備局／富山地方气象台／富山県 発表

（見出し）

富山湾沿岸で〇月〇〇日〇〇時頃から

高潮・高波による氾濫が発生するおそれ

（主文）

【警戒レベル4相当】高潮予報区間：〇〇区間

これは、避難指示の発令の目安です。富山湾沿岸〇〇区間では、〇〇日〇〇時頃より、潮位又は水位が基準を超え、氾濫するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
（〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル）※実況がない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位＋波の打ち上げ高

富山湾沿岸（富山県）

レベル5 高潮特別警報／高潮氾濫発生情報

〇〇〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

北陸地方整備局／富山地方気象台／富山県 発表

（見出し）

富山湾沿岸で高潮・高波による氾濫が発生

（主文）

【警戒レベル5相当】高潮予報区間：〇〇区間

災害が発生しています。富山湾沿岸〇〇区間では、〇〇市〇〇地区付近で高潮・高波（越波 or 越水 or 決壊）による氾濫が発生しました。〇〇区間のその他の地区においても既に氾濫が発生している可能性があります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が予想される地区

〇〇区間：〇〇市・〇〇市・〇〇町

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。

気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位（レベル5） : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
（〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル）※実況が計測ない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位＋波の打ち上げ高

附表－26

氾濫等の通報のうち例外的な対応をする河川、区間

河川名	例外的な対応をする区域	
小矢部川	区域①	左岸 富山県小矢部市田川町五位庄頭工から 上流 300mまで

通知の伝達経路及び手段

伝達系統図（案）



* 上記、氾濫発生水位・流量は越水により氾濫する可能性のある水位・流量である。

正規

おやべがわ たがわ ちさき ふきん
小矢部川田川地先付近氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 富山河川国道事務所 発表

(主文)

災害が発生しているおそれがあります。小矢部市田川では小矢部川の氾濫により浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

問い合わせ先
国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課 電話：076-443-4715

* 上記、氾濫発生水位・流量は越水により氾濫する可能性のある水位・流量である。

附表－27

海岸の氾濫等の通報を行う区間

区間名	区 間
黒部市区間	富山県黒部市荒俣地先（黒部川河口）から 富山県黒部市大島地先（片貝川河口）まで
入善町区間	富山県下新川郡入善町古黒部地先（小川河口）から 富山県下新川郡入善町芦崎地先（黒部川河口）まで
朝日町区間	富山県下新川郡朝日町境地先（新潟県境）から 富山県下新川郡朝日町赤川地先（小川河口）まで

附表－27 の 1

海岸の氾濫等の通報基準及び通報担当官署等

区間名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当官署
黒部市 区 間	・巡視や監視カメラにより、 氾濫の発生を確認した場合	黒部市	黒部河川事務所 黒部海岸（黒部地区） 入善土木事務所 黒部漁港海岸 黒部市 石田漁港海岸
入善町 区 間	・巡視や監視カメラにより、 氾濫の発生を確認した場合	入善町	黒部河川事務所 入善海岸（入善地区） 入善町 入善漁港海岸
朝日町 区 間	・巡視や監視カメラにより、 氾濫の発生を確認した場合	朝日町	黒部河川事務所 朝日海岸（赤川・東草野地区） 入善土木事務所 朝日海岸（境地区） 朝日海岸（宮崎地区） 宮崎漁港海岸 朝日海岸（朝日地区） 朝日海岸（大屋地区）

※「氾濫の発生」とは、越波や越流、堤防決壊、背後地の浸水等をいう。

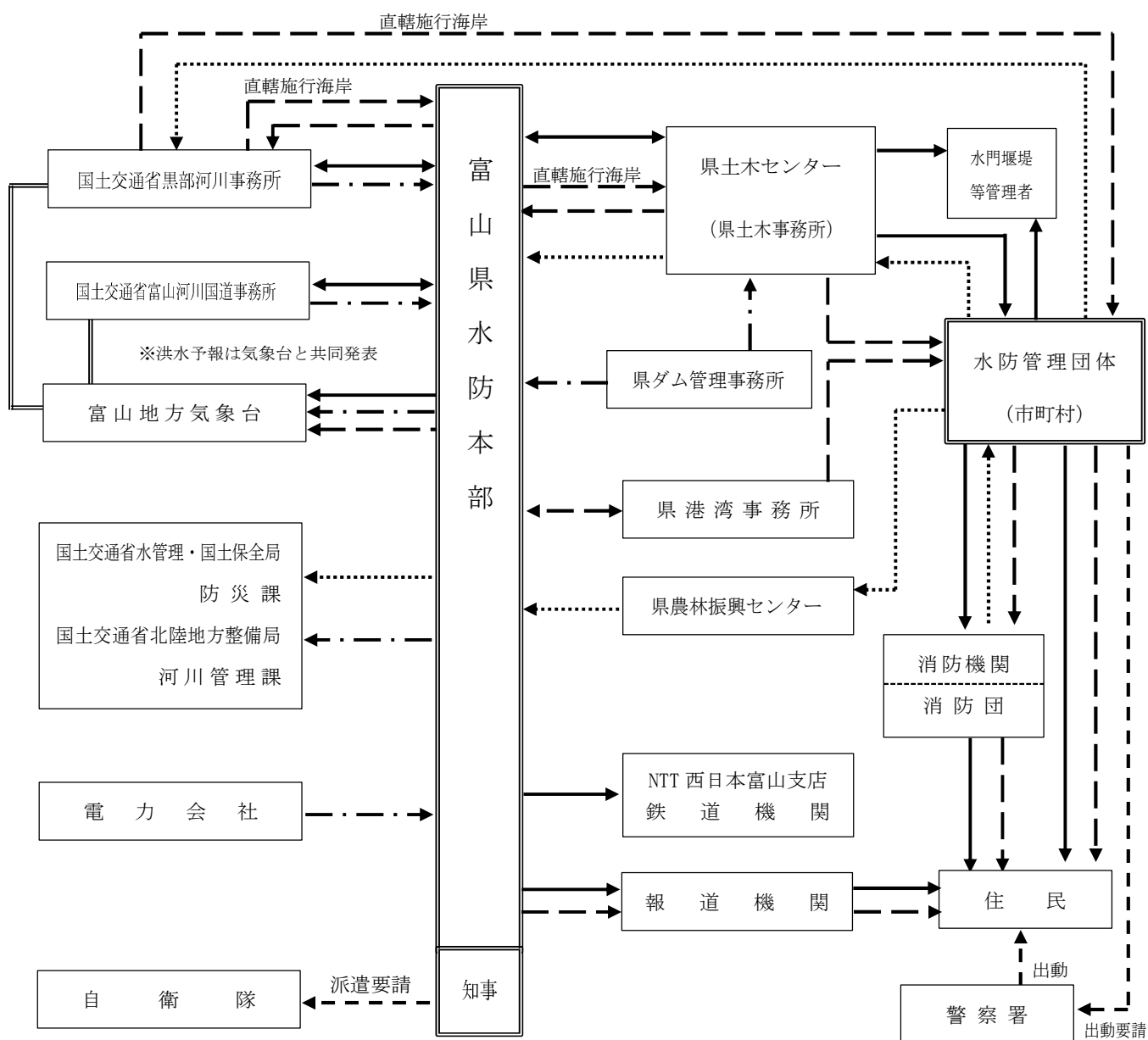
〔 附 属 資 料 〕

(附 図)

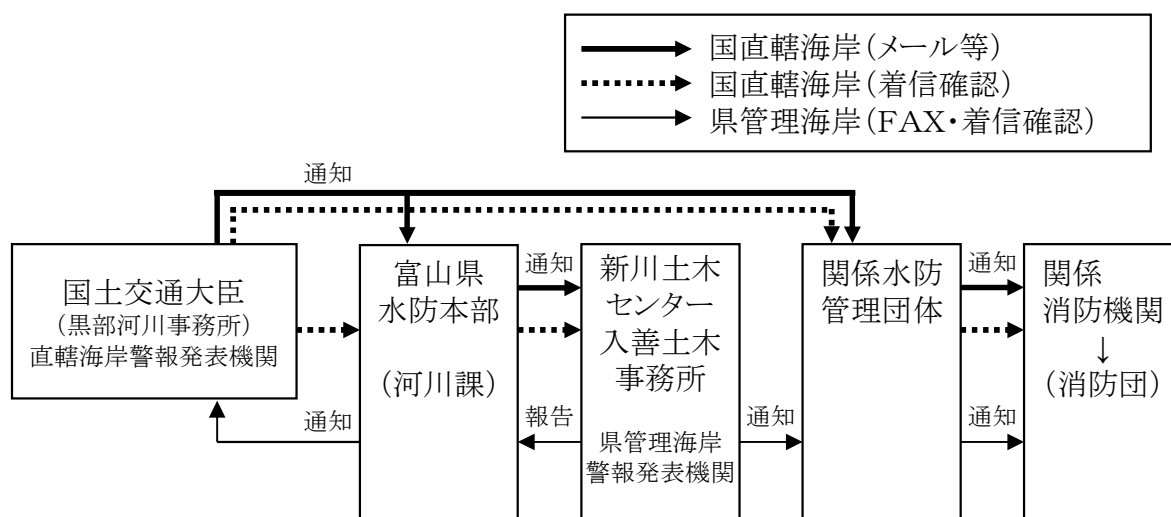
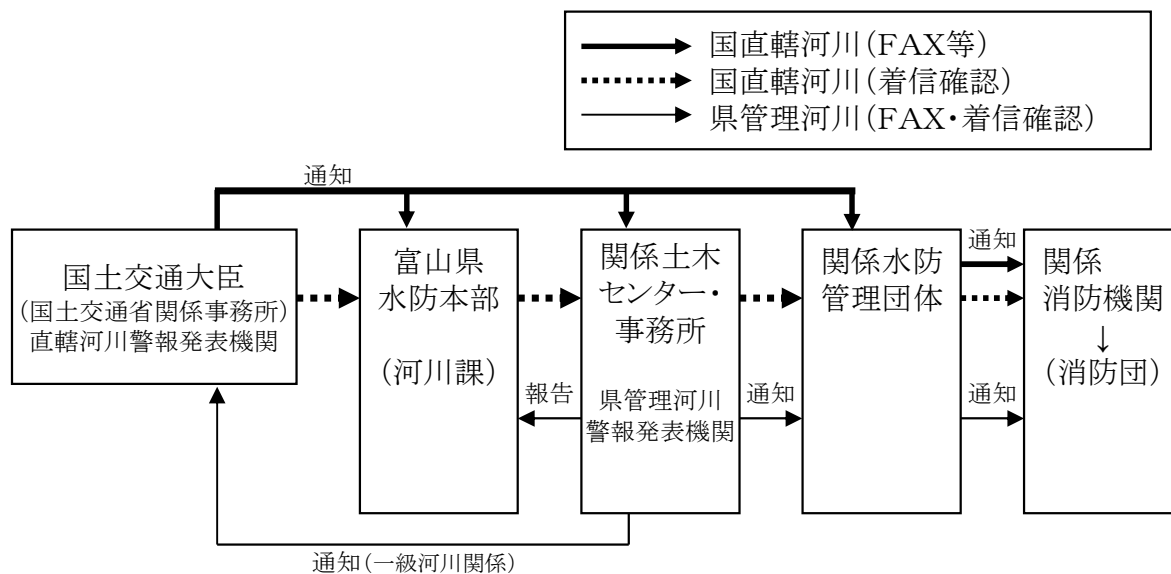
附図－１	水防情報通信連絡系統概要図	．．．．．	179
附図－１の１	水防情報通信連絡系統詳細図	．．．．．	181
附図－２	気象情報等の通知系統図	．．．．．	182
附図－２の１	洪水予報に係る連絡系統図	．．．．．	183
附図－２の２	防災気象情報通知系統図	．．．．．	183
附図－３	水防本部への雨量通報連絡系統図	．．．．．	184
附図－３の１	水防本部からの雨量情報連絡系統図	．．．．．	185
附図－４	河川水位・有義波高の通報連絡系統図	．．．．．	185
附図－５	ダムの水位・流量通報連絡系統図	．．．．．	186
附図－６	水防法第18条の規定による標識等	．．．．．	187
附図－７	水防法第49条第２項の規定による証票	．．．．．	188
附図－８	高潮予報海岸における通知系統図、海岸の氾濫等の通知系統図	．．．．．	189

水 防 情 報 通 信 連 絡 系 統 概 要 図

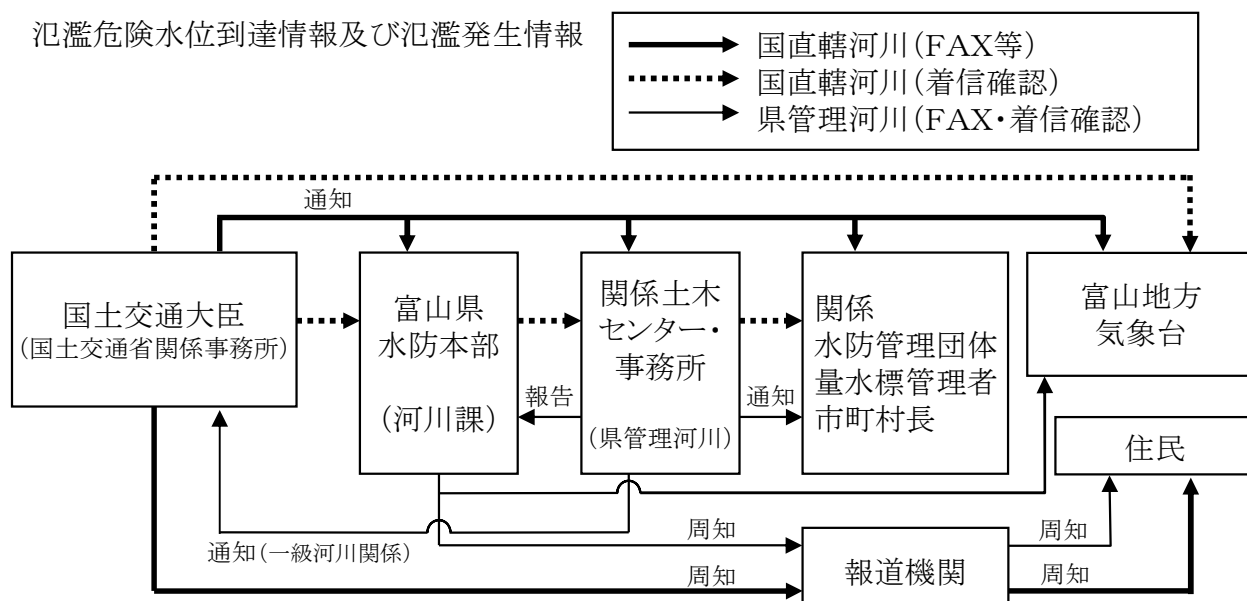
————▶	河川情報	—・—▶	ダム情報
.....▶	被害報告等	---▶	要請関係
— —▶	海岸状況		



2 水防警報

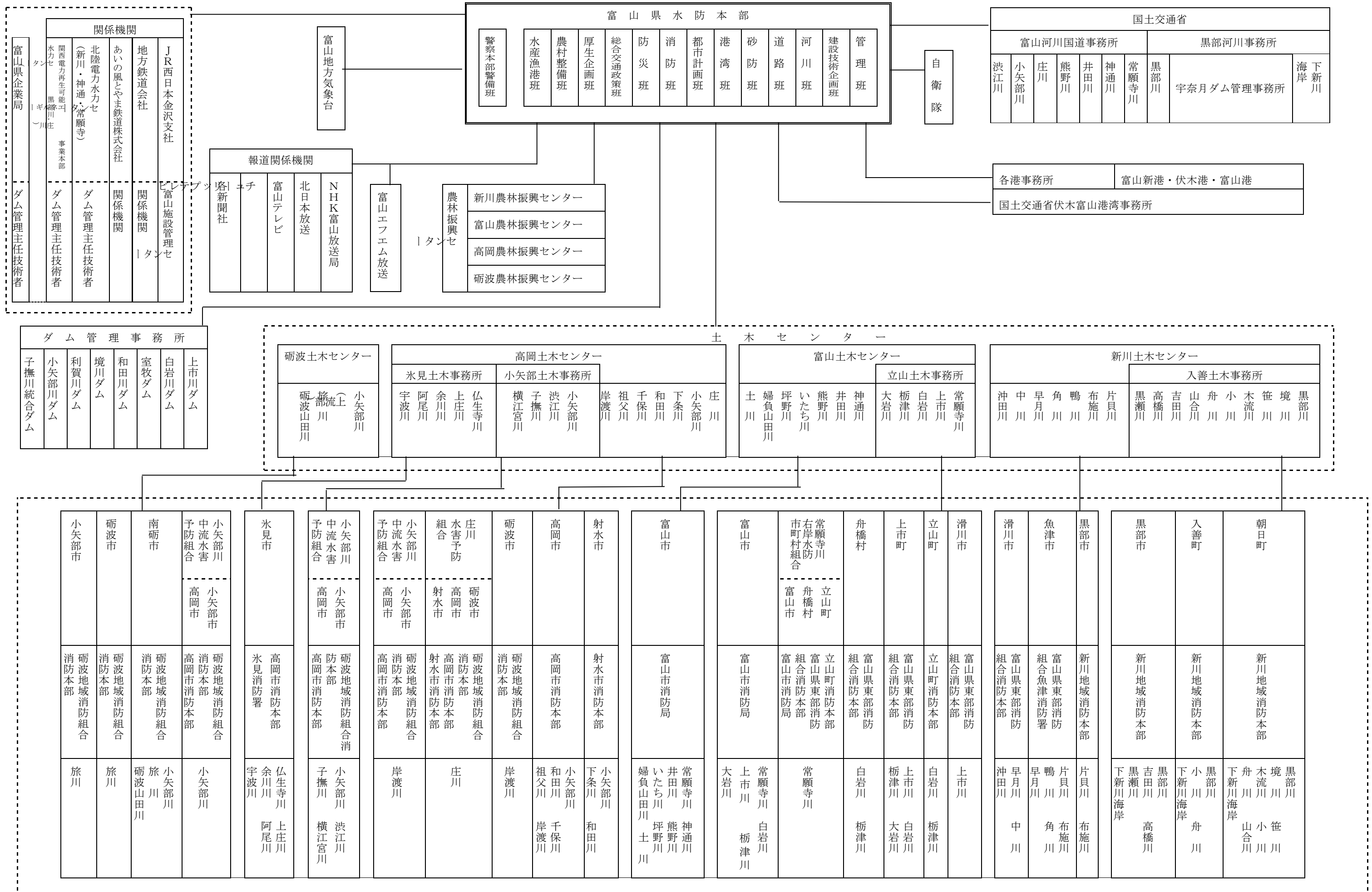


3 氾濫危険水位到達情報及び氾濫発生情報



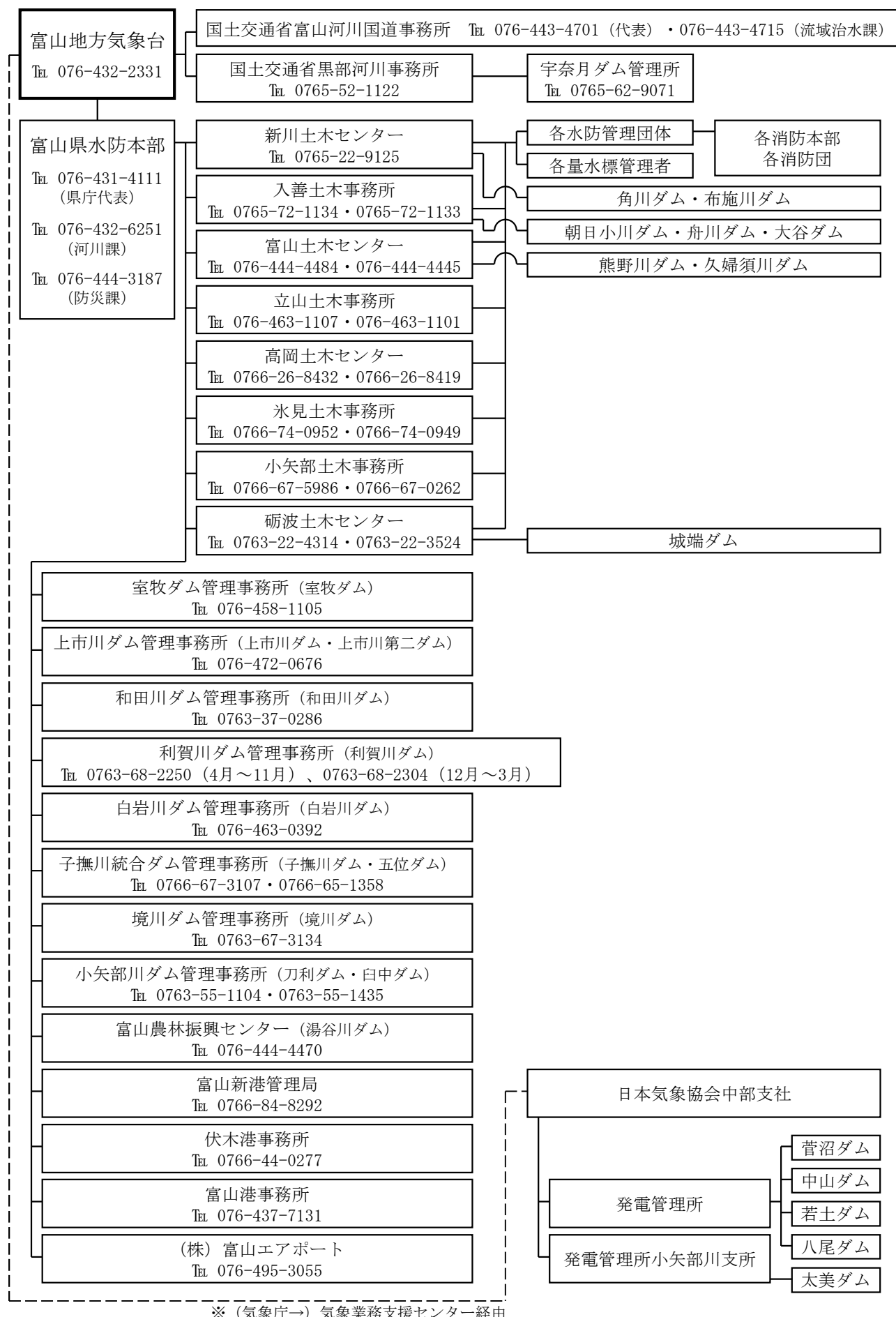
※国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所が発する氾濫危険水位到達情報は、水防管理団体等に直接一斉にFAX送信される(平成19年4月1日運用開始)

水 防 情 報 通 信 連 絡 系 統 詳 細 図



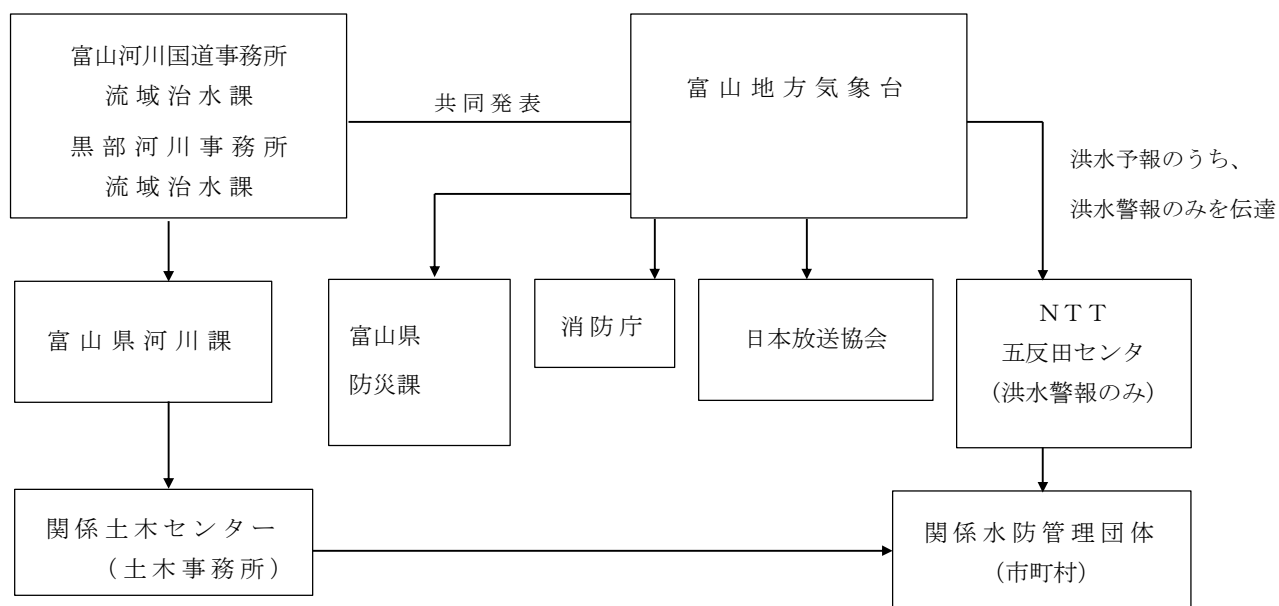
附図－２

気象情報等の通知系統図



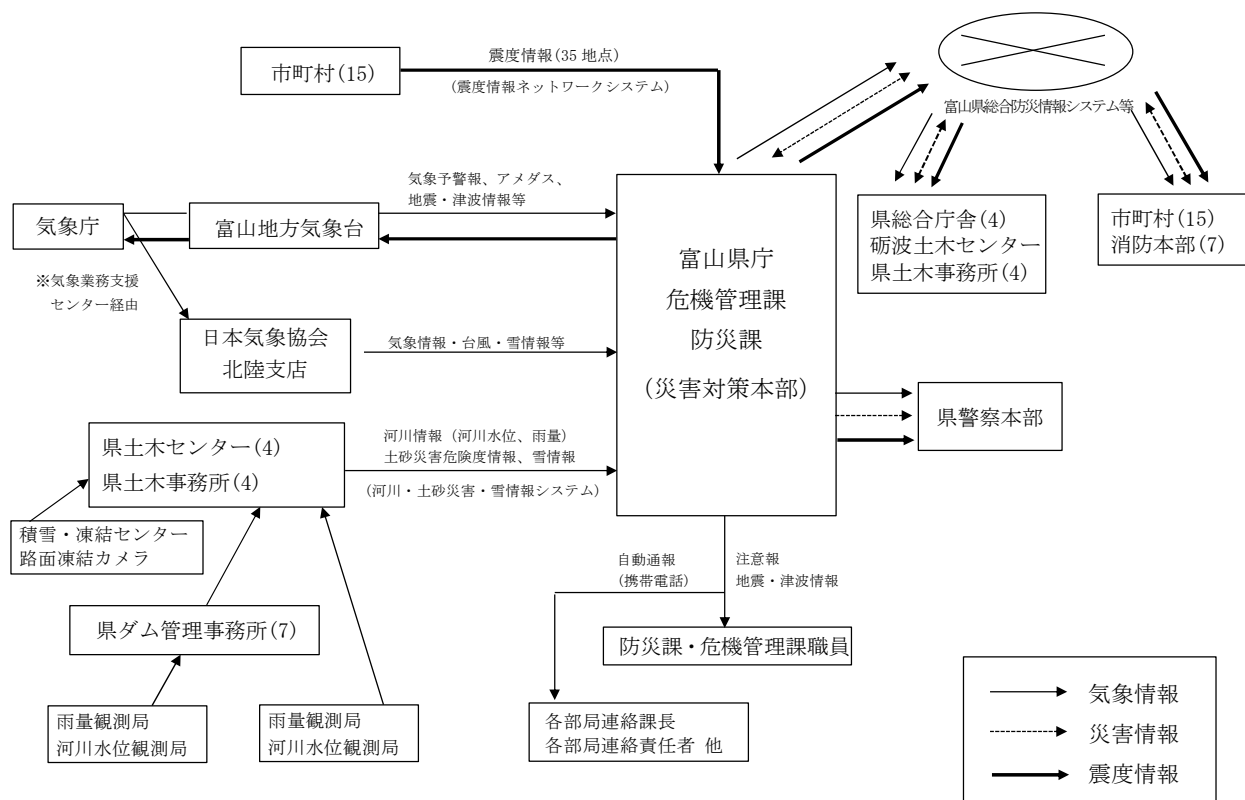
附図－２の１

洪水予報に係る連絡系統図



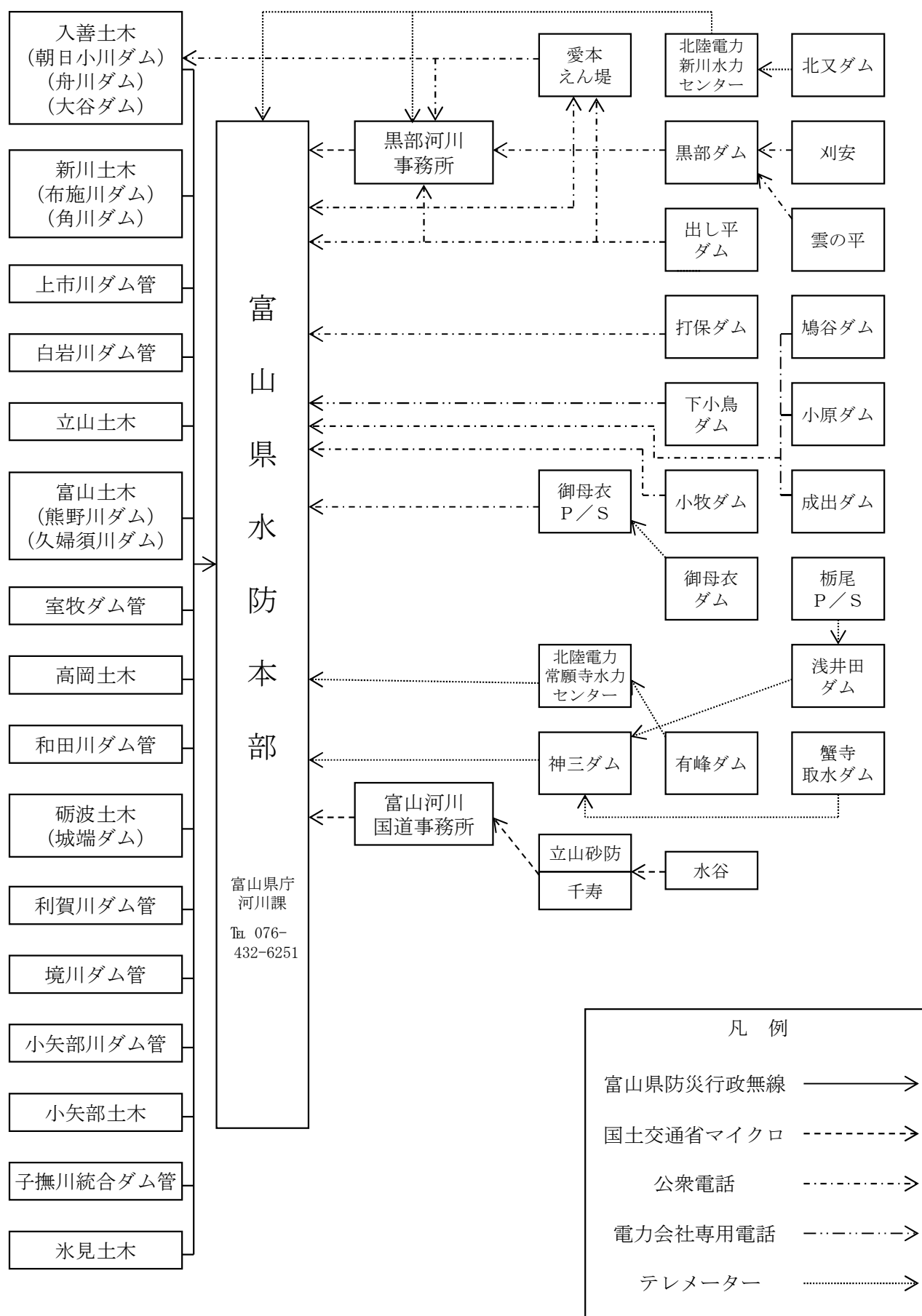
附図－２の２

防災気象情報通知系統図



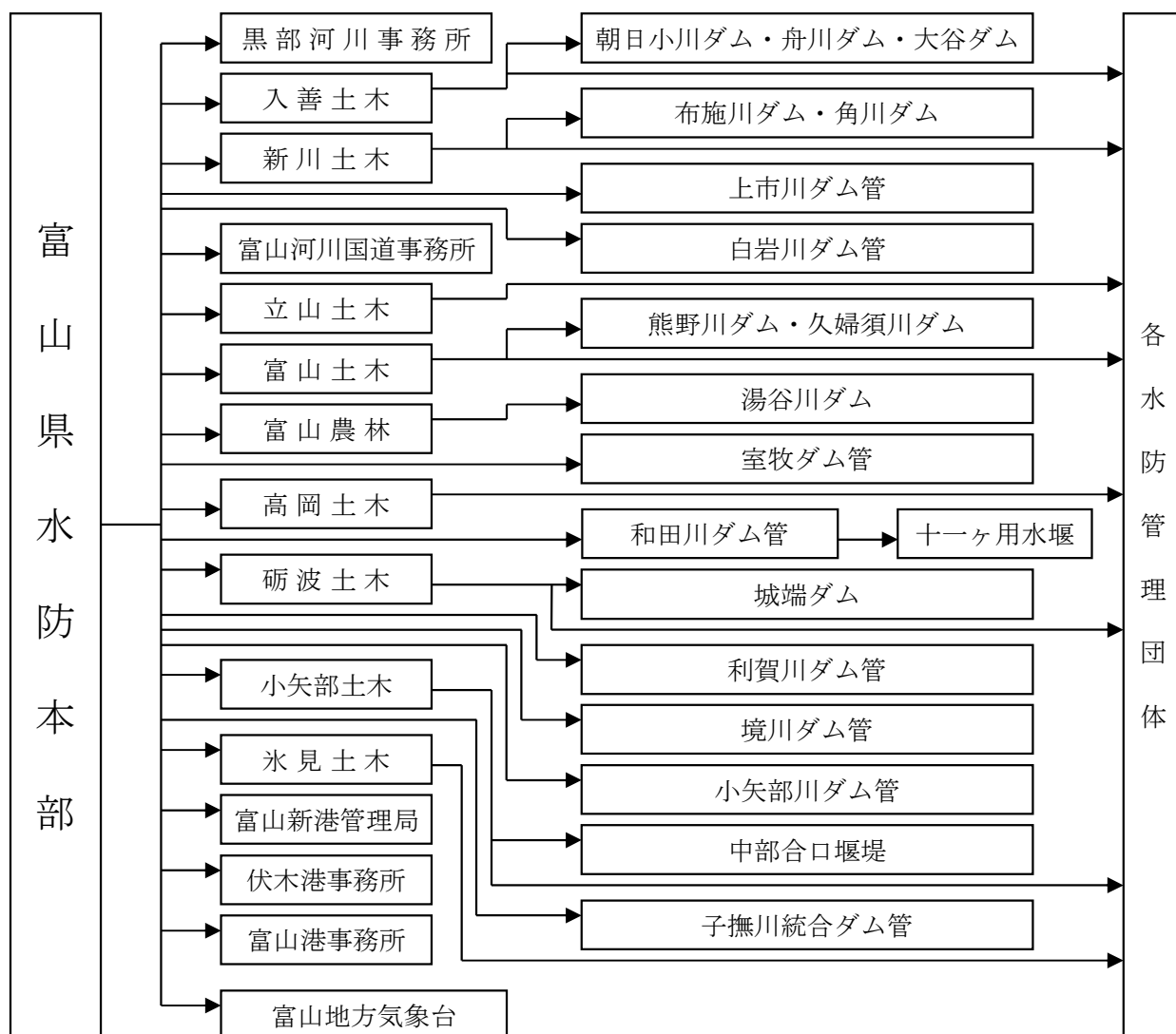
附図－３

水防本部への雨量通報連絡系統図



附図－３の１

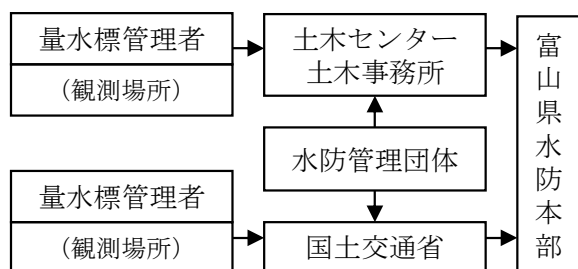
水防本部からの雨量情報連絡系統図



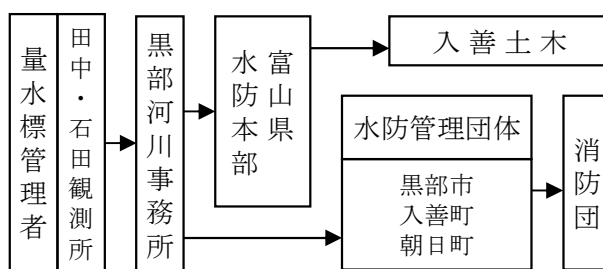
附図－４

河川水位・有義波高の通報連絡系統図

河川水位系統図

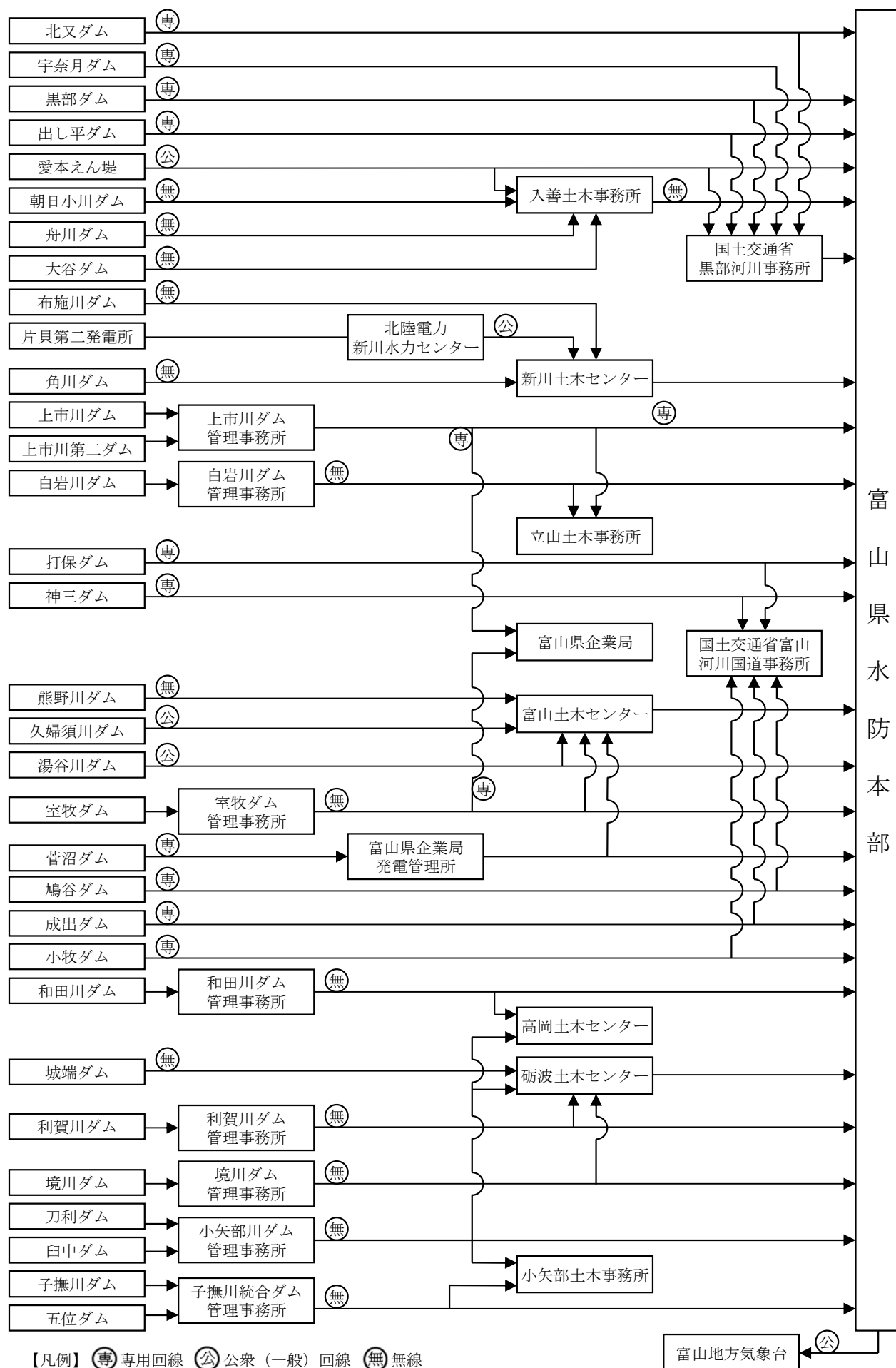


有義波高系統図



附図－５

ダムの水位・流量通報連絡系統図

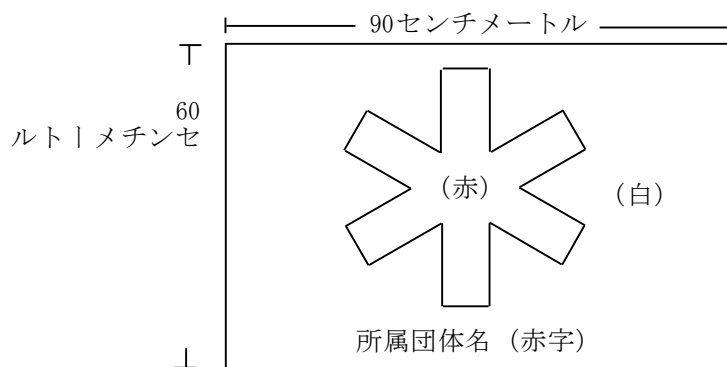


※ただし書き操作に関する情報

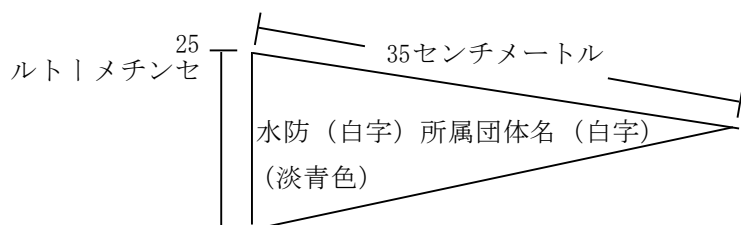
附図－6

水防法第18条の規定による標識等

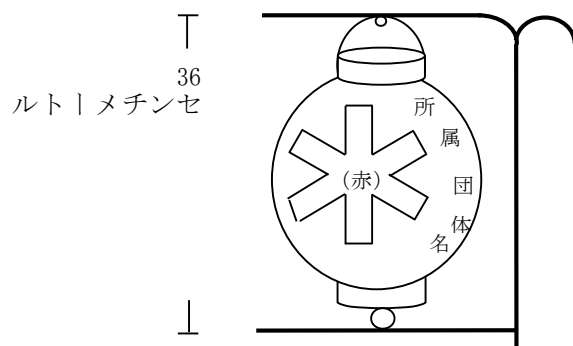
1 標旗 1



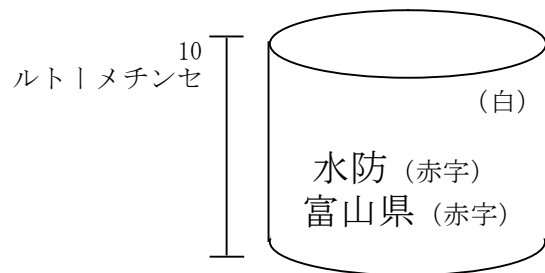
2 標旗 2



3 標灯



4 腕章



附図－ 7

水防法第49条第 2 項の規定による証票

(表)

第	号
水防法第49条第 2 項の規定による証票	
所 属	
職 名	
氏 名	
年	月 日交付
富山県知事	
印	

(裏)

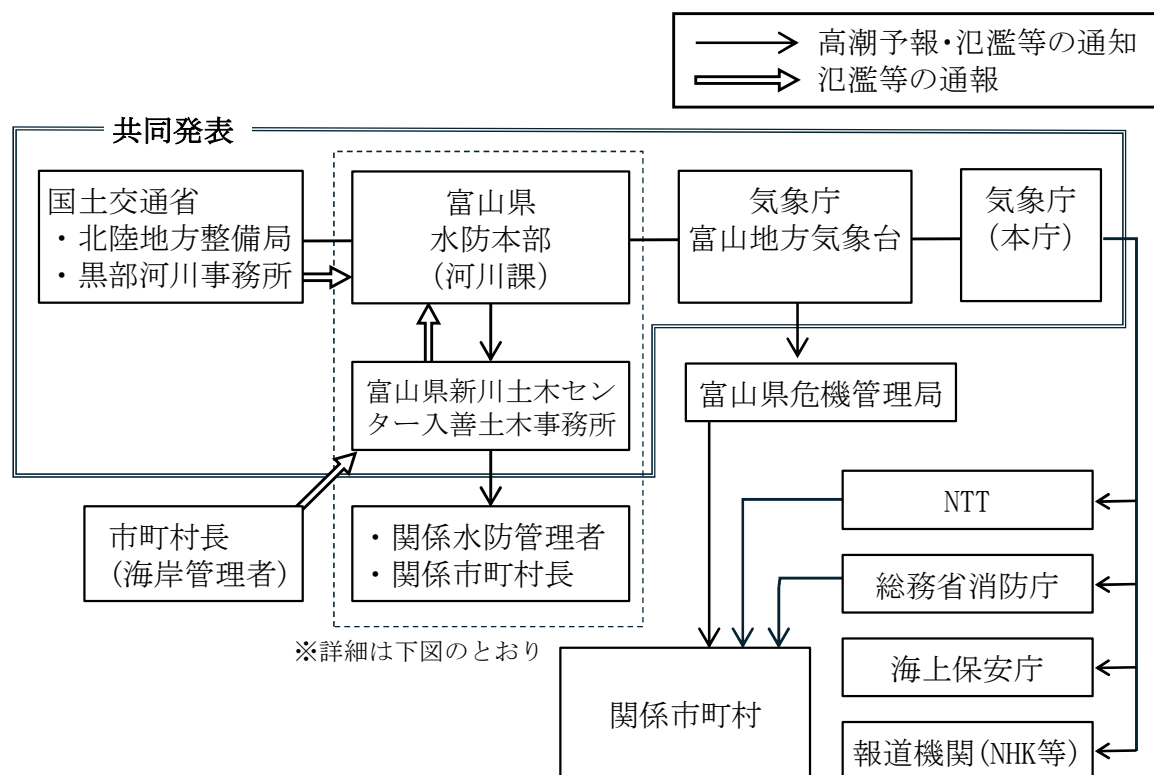
水防法（抜すい）

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

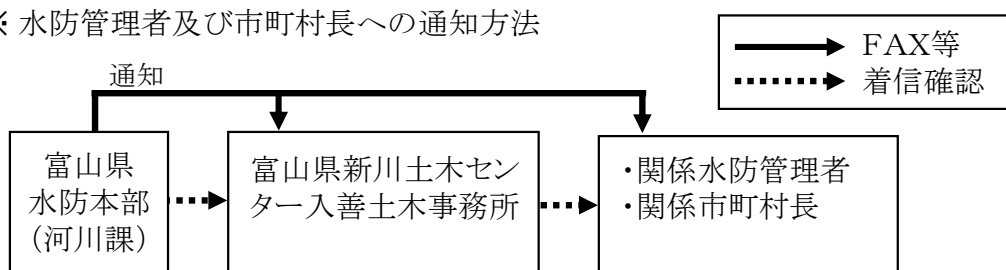
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附図－8

高潮予報海岸における高潮予報及び氾濫等の通報、通知経路概要図



※ 水防管理者及び市町村長への通知方法



《 参 考 》

参考－１	水防下部組織所管区域一覧表	192
参考－２	防災行政用全国マイクロ回線系統図	193
参考－３	富山県防災行政無線系統図	194
参考－４	消防無線系統図	195
参考－５	富山地方気象台が発表する水防活動に必要な予報、注意報・警報	196
参考－６	富山県水防協議会条例	200
参考－７	富山県水防協議会委員等名簿	201
参考－８	一般県民の協力事項	202
参考－９	ダム操作規則（洪水調節関係抜粋）	203
参考－１０	ダム・水門等一覧表	215
参考－１１	水 防 法	218
参考－１２	気象業務法（抄）	237
参考－１３	水防関係機関連絡先一覧表	242
参考－１４	インターネットによる河川・海岸に関する情報	246

参考－１

水防下部組織所管区域一覧表

１ 土木センター

(1) 条例所管区域 ※（ ）は県行政組織規則による。

名 称	位 置	所 管 区 域
富山県新川土木センター (入善土木事務所)	魚 津 市 (下新川郡入善町)	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡 (黒部市 下新川郡)
富山県富山土木センター (立山土木事務所)	富 山 市 (中新川郡立山町)	富山市 中新川郡 (富山市(旧中新川郡水橋町の区域に限る。) 中新川郡)
富山県高岡土木センター (氷見土木事務所) (小矢部土木事務所)	高 岡 市 (氷見市) (小矢部市)	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市 (氷見市) (小矢部市)
富山県砺波土木センター	南 砺 市	砺波市 南砺市

(2) 告示所管区域

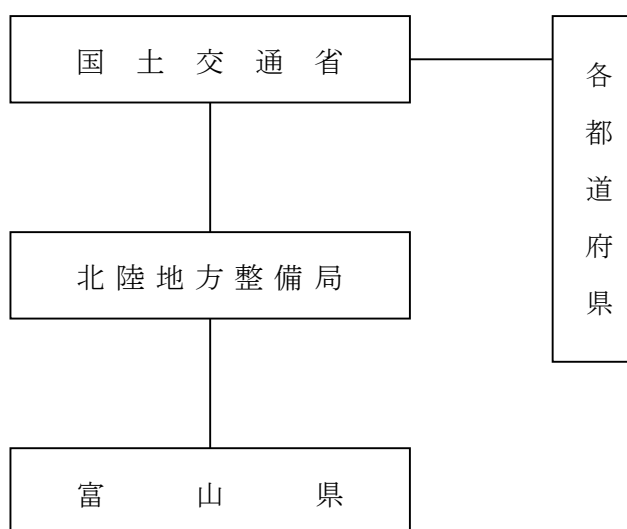
所管センター	区 域	所管でなくなる センター
富山県新川土木 センター (１・３…入善 土木事務所)	１ 富山市のうち、１級河川黒部川、針ノ木谷川及び東沢谷川 ２ 中新川郡上市町のうち、２級河川郷川の山見橋の下流及びこの区域を横架する橋りょう ３ 中新川郡立山町のうち、１級河川黒部川、剣沢川、棒小屋沢川、西沢小沢川、御前沢川、針ノ木谷川及び御山谷川	富山県富山土木 センター
富山県富山土木 センター	滑川市のうち、２級河川上市川及び同川を横過する橋りょう並びに２級河川郷川の左岸の区域(河川敷を除く。)並びに一般県道富山滑川魚津線及び一般県道辻滑川線の旧上市川河川敷の区域	富山県新川土木 センター
	射水市のうち、一般県道八町大門線の本江地内の区域	富山県高岡土木 センター
	砺波市のうち、主要地方道砺波細入線の清水大橋	富山県砺波土木 センター
富山県高岡土木 センター (２…小矢部土 木事務所)	富山市のうち、一般県道小杉吉谷線の射水市青井谷地内七通橋から北側の区域	富山県富山土木 センター
	１ 砺波市のうち、１級河川小矢部川水系岸渡川の江波地内の区域 ２ 南砺市のうち、主要地方道小矢部福光線	富山県砺波土木 センター
富山県砺波土木 センター	１ 小矢部市のうち、１級河川小矢部川の１級河川旅川との合流点から上流及びこの区域を横過する橋りょう並びに主要地方道福光福岡線の鈿橋 ２ 高岡市福岡町のうち、主要地方道富山戸出小矢部線の福岡町矢部地内の区域	富山県高岡土木 センター

2 農林振興センター

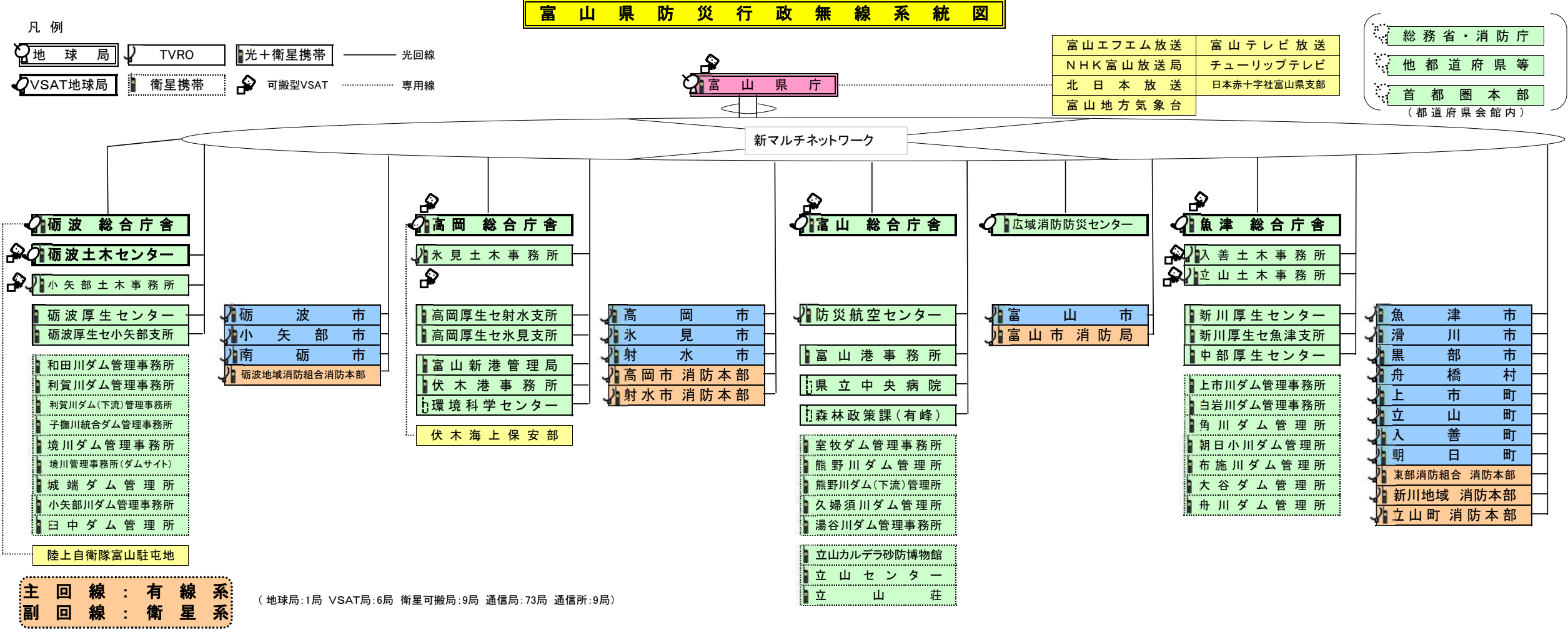
名 称	位 置	所 管 区 域
富山県新川農林振興センター	魚 津 市 黒 部 市	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡
富山県富山農林振興センター	富 山 市	富山市 中新川郡
富山県高岡農林振興センター	高 岡 市	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市
富山県砺波農林振興センター	砺 波 市	砺波市 南砺市

参考－2

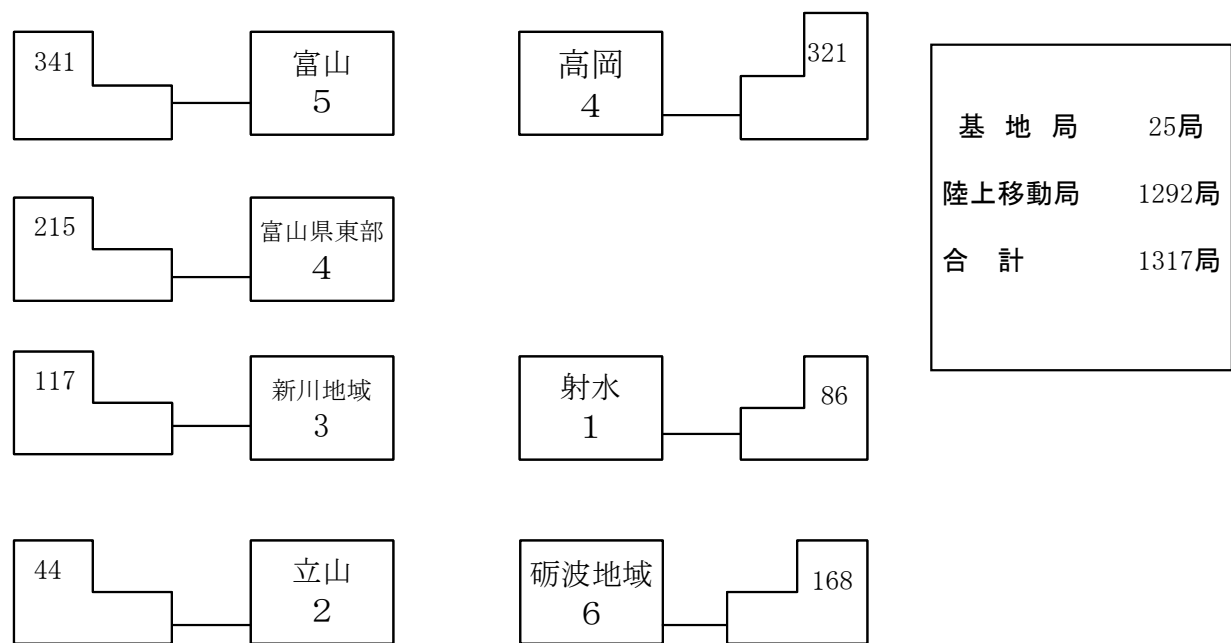
防 災 行 政 用 全国マイクロ回線系統図



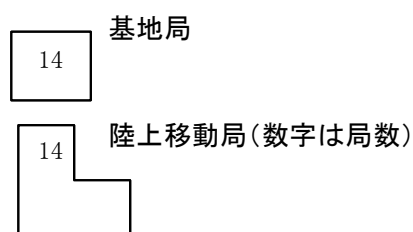
参考一3



消 防 無 線 系 統 図



凡 例



注1 市町村名は、各市町村の消防機関を示す。
注2 局数は、消防団を含むものである。
注3 令和8年4月1日現在。

参考－５

富山地方気象台が発表する水防活動に必要な予報、注意報・警報

１ 気象業務法（第14条の２）に基づく、水防活動の利用に適合する注意報及び警報

①水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	レベル３大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５大雨特別警報	大雨による重大な浸水が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	レベル３高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４氾濫危険警報又はレベル４大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。
	レベル５氾濫特別警報又はレベル５大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。

水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意 報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意 報又はレベル2 大 雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

②指定河川における水防活動の利用に適合する注意報、警報

気象業務法第14条の2第2項又は第3項の規定により、富山地方気象台は、水防法第10条第2項又は第11条第1項の規定により指定された河川について、富山河川国道事務所、黒部河川事務所と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。

2 水防活動に関係するその他の注意報及び警報

種 類	概 要
レベル5 土砂災害特別 警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 土砂災害危険 警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル2 土砂災害注意 報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。 発表基準としては、 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量が20mm以上

- (注) 1 警報、注意報は、その種類にかかわらず、新たな警報、注意報が発表されたときに切り替えられたものとし、解除されるまで継続されるものとする。

- 2 予報、警報に東部、西部等の地域名を附したときの区域は、次のとおりである。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
東 部	東 部 南	富山市／舟橋村／上市町／立山町
	東 部 北	魚津市／滑川市／黒部市／入善町／朝日町
西 部	西 部 北	高岡市／氷見市／小矢部市／射水市
	西 部 南	砺波市／南砺市

- 3 気象警報、気象注意報の発表基準について、利用の際には最新の値を確認ください。

気象庁HP (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki jun/toyama.html>)

3 津波警報・注意報、津波情報及び津波予報

(1) 津波警報・注意報

種 類	発 表 基 準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想される津波の最大波の高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想される津波の最大波の高さ≤3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m≤予想される津波の最大波の高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種 類	概 要
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	概 要
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

富 山 県 水 防 協 議 会 条 例

(昭和24年10月27日 富山県条例第41号)

最終改正 平成25年富山県条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定に基づき、水防協議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水防法第8条第1項の規定に基づき、富山県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の定数は、15人以内とする。

2 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間としその他の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

3 知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会長への委任)

第8条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるものの外協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年富山県条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年富山県条例第51号）（抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

富 山 県 水 防 協 議 会 委 員 等 名 簿			委員任期 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日現在)
区 分	所 属 ・ 職	氏 名	備 考
会 長	富山県知事	新 田 八 朗	
委 員	水防管理団体代表 南砺市長	田 中 幹 夫	(会長職務代理第1順位)
委 員	水防管理団体代表 入善町長	笹 島 春 人	(会長職務代理第2順位)
委 員	消防関係団体代表 富山県消防協会 理事長	瘡 師 富士夫	
委 員	消防関係団体代表 富山県女性防火クラブ連絡協議会 会長	寺 崎 いくえ	
委 員	赤十字奉仕団富山県支部 委員会委員長	中 西 順 子	
委 員	公益社団法人 富山県看護協会 専務理事	吉 田 智 子	
委 員	富山県婦人会	岩 原 陽 子	
委 員	富山県小学校長会理事	網 功 治	
委 員	西日本電信電話(株) 富山支店長	瓜 生 知 史	
委 員	北陸電力(株)理事 富山支店長 富山統括責任者	竹 内 要 一	
委 員	富山県老人福祉施設協議会 特別養護老人ホームにながわ光風苑 施設長	蜷 川 泰 子	
委 員	国土交通省北陸地方整備局 河川部長	大 呑 智 正	
委 員	富山地方気象台長	水 守 博 和	
委 員	第7施設群第382施設中隊長	高 島 拓 哉	
委 員	富山県警察本部長	高 木 正 人	
幹 事	富山県土木部長	川 上 孝 裕	
幹 事	富山県理事 土木部次長	大 西 哲 憲	
幹 事	富山県危機管理局消防課長	野 田 安 宏	
幹 事	富山県危機管理局防災課長	山 口 康 志	
幹 事	富山県厚生部参事 厚生企画課長	高 田 敏 暁	
幹 事	富山県農林水産部参事 農村整備課長	國 分 義 幸	
幹 事	富山県土木部参事 建設技術企画課長	根 上 幹 雄	
幹 事	富山県土木部都市計画課長	高 野 卓 弥	
幹 事	富山県企業局 電気事業室 発電施設課長	板 倉 治 行	
幹 事	富山県警察本部警備部警備課長	長 谷 臣 康	
幹 事	富山県土木部参事 河川課長	若 林 修	

一 般 県 民 の 協 力 事 項

河川、堤防及び附属工作物の保護等についての一般県民の協力及び努力事項は、次のとおりである。

- 1 護岸水勢測量計及び量水表等の河川の施設物にみだりに触れないこと。
- 2 堤防の破損を招き、または流水の疎流を妨げるような設備をしないこと。
- 3 堤防にみだりに杭木を打込み、あるいは植樹をしないこと。
- 4 堤防上或いは堤外に、廃棄物を投棄しないこと。
- 5 河川区域或いは河川の工作物に破損を生じたときや、出水時に堤防及び護岸に危険があるときには、速やかに所管の県土木センター・土木事務所に通報すること。
- 6 その他河川及び堤防に害を及ぼすような行為をしないこと。

宇奈月ダム操作規則（抜粋）

（洪水警戒体制）

第13条 北陸地方整備局黒部河川事務所長（以下「所長」という。）は、富山地方気象台から富山県東部に降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、第16条第1項及び第2項の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 北陸地方整備局、富山地方気象台、関西電力株式会社新愛本制御所（以下「制御所」という。）その他細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) ゲート及びゲート操作に必要な機械及び器具の点検及び整備並びに予備電源施設の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

（ゲート等の名称）

第15条 常用洪水吐ゲートとは、低越流部と高越流部の間にあるゲートをいう。

2 越流部とは次の各号に掲げる部分をいう。

(1) 洪水期間においては、低越流部及び高越流部

(2) 非洪水期間においては、クレストゲートの頂部及び高越流部

（洪水調節等）

第16条 所長は、洪水期間においては、次の各号に定める方法により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 水位が、制限水位から標高250.0メートルに達するまでの間にあっては、越流部からの自然放流により行うこと。

(2) 水位が、標高250.0メートルから253.0メートルに達するまでの間にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、常用洪水吐ゲートをそれぞれ別表1に掲げる当該水位について定める開度に操作して放流すること。

(3) 水位が、標高253.0メートルを超えたとき以後は、越流部及び常用洪水吐ゲートからの自然放流により行うこと。

(4) 第2号又は第3号による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 第2号の場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が減少しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、流入量と放流量が等しくなるときまで放流すること。

ロ 第3号の場合にあっては、最大流入量のときの放流量を、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

(5) 前号の方法による操作の後、流入量が増加しはじめた以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 前号イの場合にあっては、第2号に規定する方法により放流を行うこと。

ロ 前号ロの場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流すること。

(6) 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、前号イ又はロの場合にあっては、第4号イ又はロの方法により放流を行うこと。

(7) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、水位が制限水位に下がるまでの間に、流入量がふたたび増加しはじめたとき以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 水位が制限水位から標高250.0メートルまでの間にあり、第1号の方法による操作の途中で次条の規定に移行した場合にあっては、第1号に規定する方法により放流を行うこと。また、水位が制限水位から標高250.0メートルまでの間にあり、第1号以外の方法による操作の途中で、次条の規定に移行した場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、水位が標高250.0メートルを超えたとき以後は、次のロに規定する方法により放流を行うこと。

ロ 水位が標高250.0メートルから標高253.0メートルまでの間にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、当該開度が別表1に定める開度にあっては、水位が同表に定める当該開度における水位に達したとき以後、又は当該開度が別表1に定める以外の開度にあっては、水位が同表に定める当該開度より大きい直近の開度における水位に達したとき以後は、常用洪水吐ゲートをそれぞれ当該水位について定める開度に操作して放流し、水位が標高253.0メートルを超えたとき以後は、第3号に規定する方法により放流を行うこと。

ハ 水位が標高253.0メートルを超えているときは、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめ

たときの常用洪水吐ゲートの開度で放流すること。

- (8) 放流量が毎秒6,200立方メートルに達したとき以後は、流入量が毎秒6,200立方メートルに等しくなるまで、毎秒6,200立方メートルの水量を放流すること。

- 2 所長は、非洪水期において水位が常時満水位を超える場合にあっては、越流部からの自然放流により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、降水期間において、前条第1項本文の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位を超えているときは、すみやかに水位を制限水位に低下させるため、降水調節を行った後にあっては、前条第1項本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、越流部からの自然放流により、水位を制限水位に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水調節を行った後にあっては、下流に支障を与えない程度の流量、洪水に達しない流水の調節の後において、毎秒650立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

- 2 所長は、非洪水期において、前条第2項の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水に調節を行った後において、越流部からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水調節を行った後にあっては、下流に支障を与えない程度の流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒650立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

室 牧 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第15条 室牧ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他の洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第16条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台、室牧発電所(以下「発電所」という。)その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予想すること。
- (3) 洪水調節計画をたてるとともに、非洪水期間にあっては予備放流水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検その他ダムの操作に関し、必要な措置をとること。

(予備放流)

第17条 所長は、非洪水期間において次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号の規定により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水調節)

第18条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行なわなければならない。ただし、所長は気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 流入量が毎秒100立方メートルから毎秒595立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒{(流入量-100)×0.33+100}立方メートルを放流すること。
- (2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒{(前号の方法による操作中における最大流入量-100)×0.33+100}立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第1号から第2号に規定する方法により放流すること。

(4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒100立方メートルを下回るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒{(当該放流量－100)×1/0.33+100}立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。

(5) 流入量が、前号に規定する毎秒{(当該放流量－100)×1/0.33+100}立方メートルを超えたとき以後は、第1号から第4号に定める方法により放流すること。

(6) 流入量が毎秒595立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒265立方メートルに等しくなるときまで、毎秒265立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節後における水位の低下)

第19条 所長は、洪水期間においては、前条の規定により洪水調節を行なった後において水位が制限水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 所長は気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 所長は、非洪水期間にあつては気象、水象その他の状況により、予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

上 市 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 上市川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合その他必要があると認める場合は、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置

(洪水調節)

第15条 所長は、洪水期間においては、流入量が毎秒170立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を全開し、クレストゲートの開度を2.5メートルの一定開度に保つ方法により、洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が第8条に規定する制限水位より著しく下にある場合又は標高195.4メートル以上にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は、洪水期間において、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、第15条の規定により洪水調節を行つた後又は前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が制限水位を超えているときは、速やかに水位を制限水位に低下させるため、洪水調節を行つた後においては第15条に定める方法により、洪水に達しない流水の調節を行つた後においては毎秒170立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められる場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

上 市 川 第 二 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 上市川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合その他必要があると認める場合は、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) その他洪水調節を行うために必要な措置

(洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(1) 洪水期間 水位が制限水位を超える場合は下部常用洪水吐き、水位が常時満水位を超える場合は下部常用洪水吐き及び上部常用洪水吐き

(2) 非洪水期間 水位が常時満水位を超える場合は、上部常用洪水吐き

(洪水調節等の後における水位の低下)

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行つた後においては、前条の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、水位を、洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

和 田 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調整等

(洪水警戒体制)

第17条 和田川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

(1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられとき。

(2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第18条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 土木部河川課、高岡土木センター、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、企業局発電制御所、射水平野土地改良区中央管理所、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 和田川に係る最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及びその流入量の時間的変化を予測すること。

(3) 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。

(4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 19 条 所長は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第 3 号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 20 条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- (1) 和田川からの流入量が毎秒 60 立方メートルから毎秒 185 立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-60) \times 0.48+60\}$ 立方メートルの水量を極力放流すること。
- (2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-60) \times 0.48+60\}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は、流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで極力放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第 1 号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以降は、1 号から 2 号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 60 立方メートルを下回るまでの間に流入量が再び増加し、流入量が放流量と等しくなったとき以降は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1/0.48+60\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- (5) 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1/0.48+60\}$ 立方メートルを超えたとき以降は、1 号から 4 号に定める方法により放流すること。
- (6) 流入量が毎秒 185 立方メートルを超えたとき以降は、流入量が毎秒 120 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 120 立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 21 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後、又は、次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位を超えているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 22 条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 23 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 24 条 所長は、気象、水象その他の状況により、予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

利 賀 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 13 条 利賀川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合にあっては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 14 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山県砺波土木センター、北陸地方整備局富山河川国道事務所、富山地方気象台、関西電力(株)千束ダム管理所、関西電力(株)北陸水力制御所（以下「水力制御所」という。）その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 非洪水期間については、洪水調節計画をたて、予備放流計画を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検その他ダム操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が予備放流水位を超えているときは水位を洪水期間にあつては、当該予備放流水位に、非洪水期間にあつては前条第3号の予備放流計画に基づき、当該予備放流水位を限度として低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒 60 立方メートルから毎秒 330 立方メートルまでの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-60) \times 0.52 + 60\}$ 立方メートルを限度として、放流すること。
- (2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-60) \times 0.52 + 60\}$ 立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第1号から第2号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 60 立方メートルを下回るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量に等しくなったとき以後は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1 / 0.52 + 60\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- (5) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1 / 0.52 + 60\}$ 立方メートルを超えたとき以後は、第1号から前号までの規定を準用して放流すること。
- (6) 流入量が毎秒 330 立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒 200 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 200 立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は、次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。
(水位の上昇)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するように努めなければならない。

白岩川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 白岩川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なおうとする場合は、洪水警戒体制を執ることが出来る。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、立山土木事務所、富山地方気象台及びその他の細目で定める関係機関と連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び、その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節)

第14条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 流入量が毎秒30立方メートルから毎秒340立方メートルの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量} - 30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルの水量を放流すること。
- (2) 前号の放流による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量} - 30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルの水量を流入量が当該量に等しくなるとき又は、流入量が前号の方法により操作中における最大流入量と等しくなるまで放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第一号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第一号から第二号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において放流量が毎秒30立方メートルを下回るまでの間に流入量が再び増加した場合で流入量が放流量と等しくなったとき以後は流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量} - 30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。
- (5) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量} - 30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルを超えたとき以後は第1から第4号に定める方法により放流すること。
- (6) 流入量が毎秒340立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒240立方メートルに等しくなるときまで、毎秒240立方メートルに等しくなるときまで、毎秒240立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 所長は前条の規定により洪水調節を行った後、又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては前条第1項本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒30立方メートルの水量を限度としてダムから放流を、行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は気象、水象、その他の状況により必要があると認める場合には洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

子撫川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 子撫川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、高岡土木センター小矢部土木事務所、国土交通省富山河川国道事務所、富山地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- (3) 洪水調整計画をたてること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第14条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒40立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(\text{流入量} - 40) \times 0.37 + 40\}$ 立方メートルを

限度として放流すること。

(2) 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量 - 40) \times 0.37 + 40\}$ 立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

(3) 次条の規定によりダムから放流を行なっている場合において流入量が毎秒40立方メートルを下らず、かつ、水位が常時満水位に低下するまでの間に流入量がふたたび増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなったときから毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 40) \times 1 / 0.37 + 40\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。

(4) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 40) \times 1 / 0.37 + 40\}$ 立方メートルに等しくなったときから以降は、第1号から前号までの規定を準用して放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 所長は、前条の規定により洪水調節を行なった後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調整を行なった後において、水位が、常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

境川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 境川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、境川ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、砺波土木センターその他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに關し必要な措置。

(洪水調節等)

第16条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

角川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 新川土木センター所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は、警報が発せられたとき。

(2) その他洪水が予想されるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水位に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

（洪水調節等）

第13条 所長は、水位が常時満水位を越える場合は、放流管からの自然放流により、洪水及び洪水に達しない流水の調節を行なうものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

布 施 川 ダ ム 操 作 規 則 （抜粋）

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第13条 新川土木センター所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、布施川ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制をとらなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位（制限水位）を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位（制限水位）に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

朝 日 小 川 ダ ム 操 作 規 則 （抜粋）

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第11条 新川土木センター入善土木事務所所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合には、これを解除しなければならない。

大 谷 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 新川土木センター入善土木事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、大谷ダム操作細則(以下「細則」という。)で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

- (1) 非降雪期間 水位が制限水位を超える場合は常用洪水吐き、水位が常時満水位を超える場合は常用洪水吐き及び常用洪水吐き(横越流)。
- (2) 降雪期間 水位が常時満水位を超える場合は常用洪水吐き(横越流)。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、前項の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、水位を非降雪期間にあっては制限水位、降雪期間にあっては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

舟 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

(洪水警戒体制)

第11条 新川土木センター入善土木事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、舟川ダム操作細則(以下「細則」という。)で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

熊 野 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 富山土木センター所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに關し必要な措置。

(洪水調節等)

第14条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位をこえる場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

久 婦 須 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 富山土木センター所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当する時は洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 富山地方気象台からダムに係る直接集水区域を含む予報区を対象として降雨に関する警報が発令されたとき。
- (2) その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

- (1) 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に關し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第16条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

- (1) 洪水期 水位が制限水位を超える場合は、洪水期常用洪水吐き及び非洪水期常用洪水吐き。
- (2) 非洪水期 水位が常時満水位を超える場合は、非洪水期常用洪水吐き。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、非洪水期にあっては常時満水位、洪水期にあっては制限水位に常用洪水吐きからの自然放流により水位を低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

城 端 ダ ム 操 作 規 則 （ 抜 粋 ）

第 4 章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第12条 砺波土木センター所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、城端ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第14条 洪水調節等は、水位が常時満水位（制限水位）を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第15条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位（制限水位）に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合には、これを解除しなければならない。

ダ ム ・ 水 門 等 一 覧 表

1 ダム（高さ15.0m以上）

水 系	河川名	ダ ム	管理者 (操作担当者)	型 式	流域面積 (k m ²)	高 さ (m)	有効貯水量 (m ³)	満 水 位 (m)	低 水 位 (m)	最大取水量 (m ³ /s)	計画高水流量 (m ³ /s)	洪水吐ゲートの種類・規模・数
黒部川	黒部川	黒部ダム	関西電力㈱	アーチ式	202.85	186.0	148,843,000	1,448.00	1,388.00	72.000	1,260	
黒部川	黒部川	仙人谷ダム	関西電力㈱	重力式	284.09	47.5	246,000	851.00	846.00	36.310	1,280	鋼製シェル構造ローラーゲート 6.00×21.00 2門
黒部川	黒部川	小屋平ダム	関西電力㈱	重力式	417.43	54.5	505,000	529.40	524.40	47.200	1,750	鋼製シェル構造ローラーゲート 6.50×28.50 2門
黒部川	黒部川	出し平ダム	関西電力㈱	重力式	461.18	76.7	1,657,000	343.00	325.00	114.490	6,200	ラジアルゲート 18.75×10.70 3門
黒部川	黒部川	宇奈月ダム	国土交通省	重力式	617.50	97.0	12,700,000	245.00	220.00	70.000	6,900	摺動式高圧ラジアルゲート 5.00×8.22 2門
黒部川	黒薙川	北又ダム	北陸電力㈱	重力式	39.95	35.0	230,000	674.00	667.00	13.020	930	ローラーゲート 7.53×11.0 2門
小川	小川	朝日小川ダム	富山県	重力式	28.30	84.0	3,580,000	243.00	224.00	19.000	430	
小川	舟川	舟川ダム	富山県	重力式	3.44	49.8	360,000	295.30	290.90	0.247	45	
黒瀬川	大谷川	大谷ダム	富山県	ゾーン型フィル	1.50	29.5	200,000	150.50	143.10	0.030	38	
片貝川	布施川	布施川ダム	富山県	ロックフィル	13.00	58.5	1,000,000	287.00	271.80	0.729	230	ローラーゲート 4.0×2.8 1門
角川	角川	角川ダム	富山県	ロックフィル	16.20	58.5	1,150,000	133.50	120.25	－	180	
上市川	上市川	上市川ダム	富山県	重力式	44.70	64.0	3,500,000	198.80	176.00	8.000	460	ラジアルゲート 4.40×4.40 1門 5.60×6.00 2門
上市川	上市川	上市川第二ダム	富山県	ロックフィル	38.70	67.0	4,700,000	285.40	269.90	6.000	550	ローラーゲート 4.50×6.00 2門
白岩川	白岩川	白岩川ダム	富山県	複合式	24.00	50.0	1,700,000	137.50	123.80	0.100	340	ローラーゲート 2段 5.5×14.2 1門
常願寺川	和田川	有峰ダム	北陸電力㈱	重力式	49.93	140.0	205,000,000	1,088.00	1,015.00	119.170	380	ラジアルゲート 7.62×7.00 2門
常願寺川	和田川	新中地山ダム	北陸電力㈱	重力式	79.63	35.0	78,000	604.00	599.00	33.000	465	ローラーゲート 4.00×6.00 4門
常願寺川	小口川	祐延ダム	北陸電力㈱	重力式	6.78	45.5	8,399,000	1,399.65	1,372.00	2.780	46	
常願寺川	小口川	小俣ダム	北陸電力㈱	重力式	36.60	37.0	600,000	330.30	319.00	30.000	235	ローラーゲート 4.50×7.00 2門
常願寺川	小口川	小口川ダム	北陸電力㈱	重力式	31.10	72.0	1,500,000	437.00	419.00	26.000	780	ラジアルゲート 10.00×5.40 2門 4.23×3.40 1門
神通川	神通川	神一ダム	北陸電力㈱	重力式	1,960.00	45.0	3,494,000	182.00	177.00	261.720	5,800	ラジアルゲート 12.35×9.20 9門
神通川	神通川	神二ダム	北陸電力㈱	重力式	2,060.00	40.0	3,227,000	116.80	112.50	172.000	6,100	ラジアルゲート 12.35×9.20 9門
神通川	神通川	神三ダム	北陸電力㈱	重力式	2,063.00	15.5	821,000	86.00	82.50	162.310	6,100	ローラーゲート 7.30×18.00 6門 8.30×13.00 2門
神通川	大長谷川	中山ダム	富山県	重力式	65.20	24.0	69,000	350.50	346.50	14.000	735	ラジアルゲート 8.50×7.00 2門
神通川	百瀬川	菅沼ダム	富山県	重力式	43.10	22.0	333,000	592.00	586.00	5.500	440	ラジアルゲート 6.00×7.50 2門
神通川	山田川	若土ダム	富山県	アーチ式	62.60	26.0	207,000	186.50	179.00	4.000	380	
神通川	室牧川	室牧ダム	富山県	アーチ式	85.20	80.5	13,500,000	259.00	227.00	23.000	595	ローラーゲート 4.60×12.0 2門 2.88×4.11 2門
神通川	室牧川	八尾ダム	富山県	重力式	92.40	21.0	211,000	140.50	134.50	19.000	970	ローラーゲート 11.00×6.10 2門
神通川	熊野川	熊野川ダム	富山県	重力式	39.80	89.0	7,600,000	326.00	286.50	6.000	540	
神通川	久婦須川	久婦須川ダム	富山県	重力式	58.70	95.0	6,900,000	344.00	321.00	7.000	500	
神通川	湯谷川	湯谷川ダム	富山県	ロックフィル	4.20	63.7	1,400,000	255.50	233.00	0.526	200	
庄川	庄川	成出ダム	関西電力㈱	重力式	723.00	53.2	3,186,000	391.60	385.50	209.600	2,964	ラジアルゲート 8.60×8.10 8門
庄川	庄川	赤尾ダム	関西電力㈱	重力式	778.10	29.2	749,000	336.70	332.70	220.000	4,300	ローラーゲート 9.60×13.70 5門

水 系	河川名	ダ ム	管理者 (操作担当者)	型 式	流域面積 (k m ²)	高 さ (m)	有効貯水量 (m ³)	満 水 位 (m)	低 水 位 (m)	最大取水量 (m ³ /s)	計画高水流量 (m ³ /s)	洪水吐ゲートの種類・規模・数
庄川	庄川	小原ダム	関西電力㈱	重力式	814.50	52.0	5,099,000	318.60	310.40	240.400	3,339	ラジアルゲート 8.60×8.70 8門
庄川	庄川	祖山ダム	関西電力㈱	重力式	929.40	73.2	9,205,000	248.30	241.20	213.700	3,200	ラジアルゲート 7.60×7.60 12門
庄川	庄川	小牧ダム	関西電力㈱	重力式	1,100.00	79.2	18,858,000	179.83	164.59	138.740	3,619	ラジアルゲート 7.62×6.40 17門
庄川	庄川	庄川合口ダム	富山県 (関西電力㈱)	重力式	1,113.00	18.5	405,000	105.70	102.37	134.520	3,680	ラジアルゲート 6.63×7.58 10門
庄川	利賀川	利賀ダム	関西電力㈱	重力式	92.30	31.0	923,000	391.00	377.88	9.700	554	ラジアルゲート 8.00×6.50 2門
庄川	利賀川	千束ダム	関西電力㈱	重力式	66.20	23.5	132,000	614.00	610.30	11.000	640	ラジアルゲート 10.20×10.50 1門
庄川	利賀川	利賀川ダム	富山県	重力式	38.00	37.0	1,350,000	895.50	887.00	7.000	330	ラジアルゲート 10.04×8.0 1門
庄川	和田川	和田川ダム	富山県	重力式	34.00	21.0	1,900,000	44.10	38.00	54.660	185	ラジアルゲート 6.50×8.00 1門
庄川	境川	境川ダム	富山県	重力式	37.70	115.0	56,100,000	573.60	512.00	17.850	570	
小矢部川	小矢部川	刀利ダム	富山県	アーチ式	45.90	101.0	23,400,000	354.50	321.50	16.000	435	ローラーゲート 2.90×8.20 6門
小矢部川	小矢部川	太美ダム	富山県	重力式	48.20	30.5	238,000	260.00	254.00	11.000	457	ラジアルゲート 7.50×7.50 2門
小矢部川	子撫川	子撫川ダム	富山県	ロックフィル	31.80	45.0	6,000,000	107.00	84.30	0.770	390	ラジアルゲート 7.00×10.95 2門
小矢部川	子撫川	五位ダム	富山県	ゾーン型フィル	13.80	57.0	8,100,000	187.60	161.00	3.433	530	
小矢部川	打尾川	臼中ダム	富山県	ロックフィル	13.50	68.9	6,070,000	(339.00) 335.40	309.50	2.160	249	
小矢部川	山田川	城端ダム	富山県	重力式	10.80	59.0	2,400,000	268.50	246.00	2.000	125	

2 水門・閘門（高さ15.0m未満）

水 系	河川名	水門・閘門	管理者（操作担当者）	型 式	流域面積 (k m ²)	高 さ (m)	満 水 位 (m)	低 水 位 (m)	最大取水量 (m ³ /s)	計画高水流量 (m ³ /s)	洪水吐ゲートの種類・規模・数
黒部川	黒部川	愛本えん堤	富山県（北陸電力㈱）	フローティング	663.21	7.076	131.17	－	77.840	6,000	ローラーゲート 3.00×37.00－1 3.50×37.00－1
富岩運河		牛島ゲート	富山県（富山港事務所）								ローラーゲート 3.60×4.71
富岩運河		中島閘門	富山県（富山港事務所）								マイターゲート 上流側 2.995×5.253－2 下流側 5.765×5.339－2
小川	小川	小川頭首工	富山県（朝日町土改）	フローティング	45.60	4.70	118.60	116.30	3.442	640	ローラーゲート 2.30×5.00－2
片貝川	片貝川	黒谷頭首工	富山県（北陸電力㈱）	フローティング	92.70	5.50	202.80	－	14.409	1,100	ローラーゲート 2.90×2.00－1 2.00×22.00－1
片貝川	布施川	笠破頭首工	富山県（黒部川左岸土改）	フローティング	29.85	3.15	108.50	－	2.450	－	ローラーゲート 3.00×1.65－1
早月川	早月川	蓑輪頭首工	農林水産省（早月川沿岸土改）	フローティング	130.80	6.20	205.30	204.00	15.640	2,200	ローラーゲート 25.0×2.8－2
上市川	郷川	郷川頭首工	下条用水土改	フローティング	31.00	2.50	14.60	13.00	2.942	167	ローラーゲート 転倒ゲート 2.5×2.27－1 13.97×1.5－1 8.30×1.5－1
上市川	上市川	釈泉寺頭首工	富山県（上市川沿岸土改）	重力式	50.00	3.00	125.60	120.50	6.189	320	ローラーゲート 3.0×3.2－2
白岩川	白岩川	上条頭首工	富山県（上条用水土改）	フローティング	80.00	2.00	17.80	15.50	2.178	580	ローラーゲート 転倒ゲート 5.0×2.0－1 25.0×1.5－1
神通川	室牧川	高熊頭首工	富山県（保内土改）	フローティング	96.00	2.50	88.40	86.30	2.834	590	ローラーゲート 3.0×2.0－1
神通川	合場川	合場川取水口	富山県（牛ヶ首用水土改）	フローティング	9.00	1.37	19.11	18.38	16.570	95	ローラーゲート 17.0×1.37－1 2.80×1.37－1
神通川	井田川	合口頭首工	富山県（井田川水系土改）	フローティング	251.00	1.50	46.79	44.79	2.346	1,380	ローラーゲート 転倒ゲート 5.50×2.30－1 40.1×1.5－2 39.02×1.5－1
庄川	和田川	十一ヶ用水堰	農林水産省（射水平野土改）	フローティング	44.80	5.30	12.63	9.34	11.380	1,850	ローラーゲート 5.40×11.00
小矢部川	小矢部川	第三頭首工	富山県（小矢部川上流用水土改）	フローティング	127.00	1.30	60.60	58.40	2.410	600	ローラーゲート 転倒ゲート 5.0×1.4－1 15.0×0.9－2
小矢部川	小矢部川	小矢部大堰	国土交通省（国土交通省）	フローティング	423.00	1.70	45.50	43.30	5.221	1,300	ローラーゲート 4.1×1.7－6 8.2×1.7－5
小矢部川	小矢部川	五位庄頭首工	富山県（福岡町土改）	フローティング	467.00	2.50	23.40	20.35	5.810	1,800	ローラーゲート 26.5×1.5－2 8.0×3.0－1 30.0×1.8－2

水 系	河川名	ダ ム	管理者 (操作担当者)	型 式	流域面積 (k m ²)	高 さ (m)	有効貯水量 (m ³)	満 水 位 (m)	低 水 位 (m)	最大取水量 (m ³ /s)	計画高水流量 (m ³ /s)	洪水吐ゲートの種類・規模・数
小矢部川	小矢部川	三日市頭首工	高岡市土改	フローティング		497.00	2.20	12.90	10.40	5.580	1,800	ローラーゲート 2.20×38.00 - 2

水 防 法

(昭和24年6月4日 法律第193号)

最終改正 令和7年法律第86号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の23第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水道管理者をいう。第7条第4項及び第24条の2第1項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。第7条第4項及び第24条の2において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は公務による負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提

供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 2以上の都府県に關係する水防事務については、關係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し關係機關に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、關係行政機關の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

（河川等の巡視）

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機關の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機關が行う洪水予報等）

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び關係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機關、新聞社、通信社その他の報道機關（以下「報道機關」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民經濟上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を關係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機關の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報）

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機關の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第11条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条及び第23条の規定は、適用しない。

(国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報)

第11条の3 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項、第11条第1項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるとときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の1級河川又は同法第5条第1項に規定する2級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第2号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2において同じ）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第11条の3第1項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣、第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項、前条若しくは第25条第2項の規定により通知をした都道府県知事、第11条の3第1項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第24条の2第2項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通

知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定しうる最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川
- 三 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の1級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
- 三 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の1級河川又は同法第5条第1項に規定する2級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村長に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定しうる最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第11条の3第1項の規定により指定され、又は第13条の3の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される浸水その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第15条 市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第10条第1項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第11条第1項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第11条の3第1項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。事項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項及び第24条の2第1項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれる者を含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第15条の4において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第4号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第15条の11において「住民等」という。)に周知さ

せるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同行に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
- 4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅延なく、当

該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減陸内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合法の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為を使用とする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りではない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることが

できる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下、この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が認める者

3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模減災対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うために必要があると認められるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第24条の2 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退き等の指示）

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川等における国土交通大臣の指示）

第31条 2以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

（1）当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

（2）高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条第1項、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは、「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条第1項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

（水防計画）

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第42条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。
(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。
(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。
(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。
(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。
(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。
(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の7第3項の規定に違反した者

(2) 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

(2) 第20条第2項の規定に違反した者

(3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則（抄）

1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

水 防 法 施 行 規 則

(平成12年11月21日 建設省令第44号)

最終改正 令和3年11月1日 国土交通省令第69号

(洪水浸水想定区域の指定)

- 第1条** 水防法(以下「法」という。)第14条第1項及び第2項に規定する洪水浸水想定区域(以下単に「洪水浸水想定区域」という。)の指定は、同条第1項に規定する想定最大規模降雨(以下単に「想定最大規模降雨」という。)によって堤防その他の施設(以下「堤防等」という。)の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。
- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第1項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。
- 4 第1項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を1の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第1項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数のものが利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。)をいう。以下同じ。)であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

- 第1条の2** 法第14条第1項第3号及び第2項第3号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設(法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

- 第2条** 法第14条第3項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項(同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。)とする。
- (1) 指定の区域
- (2) 浸水した場合に想定される水深
- (3) 浸水した場合に想定される浸水の継続時間(長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。)
- (4) 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第10条の2第2号イに想定する基本高水の設定の前提となる降雨(次条第2項において「計画降雨」という。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

- 第3条** 法第14条第4項の規定による同条第3項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。
- 2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること(前条第4号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること)を明示しなければならない。

(雨水出水想定区域の指定)

- 第4条** 法第14条の2第1項及び第2項に規定する雨水出水浸水想定区域(以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。)の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域(以下この項において「河川等」という。)に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

- 2 第1条第6項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

(雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準)

- 第4条の2** 法第14条の2第1項第4号及び第2項第4号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に

住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第5条 法第14条の2第3項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定の区域
- (2) 浸水した場合に想定される水深
- (3) 浸水継続時間

2 法第14条の2第1項第1号又は第2項第1号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

（雨水出水浸水想定区域等の公表）

第6条 法第14条の2第4項の規定による同条第3項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（高潮浸水想定区域の指定）

第7条 法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4 第1条第6項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

（高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準）

第7条の2 法第14条の3第1項2号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

（高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第8条 法第14条の3第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 指定の区域
- 2 浸水した場合に想定される水深
- 3 浸水継続時間

（高潮浸水想定区域等の公表）

第9条 法第14条の3第3項の規定による同条第2項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行われるとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第10条 法第15条第1項第4号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるための必要な措置）

第11条 法第15条第3項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号、第5条第1号及び第2号並びに第8条第1号及び第2号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第15条第1項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適

切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

(2) 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることが出来る状態に置くこと。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第12条 法第15条の2第1項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
- (2) 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- (3) 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- (4) 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- (5) 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (6) 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第2条第3項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第2号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）

第13条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第14条 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第15条の2第1項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第15条 法第15条の2第10項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 統括管理者の氏名及び連絡先
- (2) 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- (3) 法第15条第1項第1号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第16条 法第15条の3第1項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- (2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- (3) 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (5) 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

- (6) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第17条 第13条及び第15条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第15条の2第10項」とあるのは、「第15条の3第8項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第18条 法第15条の4第1項の大規模工場等（法第15条第1項第4号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- (2) 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- (3) 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (5) 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

- (6) 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第19条 第13条及び第15条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第15条の2第10項」とあるのは、「第15条の4第2項」と読み替えるものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第19条の2 法第15条の6第1項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第1項第4号及び第19号の4第1号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第19条の3 法第15条の6第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 浸水被害軽減地区の指定をする旨
 - (2) 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
 - (3) 当該浸水被害軽減地区の位置
 - (4) 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第3号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- (1) 市町村、大字、字、小字及び地番
 - (2) 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第19条の4 法第15条の7第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を明示したものであること。
 - イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
 - ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
 - ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
 - ニ 標識の設置者及びその他の連絡先
- (2) 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第19条の5 法第15条の8第1項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第15条の8第1項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものではない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	2500 分の 1 以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	2500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	2500 分の 1 以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	2500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第19条の 6 法第15条の 8 第 1 項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第19条の 7 法第15条の 8 第 2 項の規定による通知は、第19条の 5 第 1 項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第20条 水防法施行令(平成23年政令第428号)第 2 条第 5 号水防法第32条第 1 項第 2 号の水防活動を定める政令(平成23年政令第428号)第 5 号の国土交通省令で定める作

業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第21条 法第36条第 1 項 の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第22条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第47条第 1 項及び第48条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- (1) 法第10条第 2 項の規定により河川を指定すること。
- (2) 法第13条第 1 項の規定により河川を指定すること。
- (3) 法第16条第 1 項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- (4) 法第31条の規定により指示をすること。
- (5) 法第46条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年 1 月 6 日)から施行する。

気 象 業 務 法 （抄）

（昭和二十七年法律第百六十五号）
最終改正：令和七年法律第八十六号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- 二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報
- 三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
- 四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表
- 五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表
- 六 前各号の業務を行うに必要な研究
- 七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

第二章 観測

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第六条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれを行しなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれを行しなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 その成果を発表するための気象の観測
- 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

（観測に使用する気象測器）

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行つた観測又は前項の検定に合格した気象測器を用い

た観測（以下この項において「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであっても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について第一項の規定により高潮の警報をする場合において、水位の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該海岸の状況に関する情報を必要とするときは、水防に関する事務を行う国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができる。

6 気象庁は、次の各号に掲げる河川について第一項の規定により洪水の警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該河川の状況に関する情報を必要とするときは、当該各号に定める者に対し、当該情報の提供を求めることができる。

一 水防法第十条第二項の規定により指定された河川水防に関する事務を行う国土交通大臣

二 水防法第十一条第一項の規定により指定された河川関係都道府県知事

7 前二項の規定により情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該求めに応じて、当該情報を提供しなければならない。

8 気象庁は、前項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならない。

9 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について、水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

5 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専

門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

6 第十三条第三項の規定は、第一項から第四項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第四項までの予報及び警報をする場合は、同条第一項の場合にあつては単独で、同条第二項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、同条第三項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、同条第四項の場合にあつては都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第四項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

(予報業務の許可)

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務に係る同項の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。次条第一項第三号において同じ。）を定めて行う。

3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務に係る第一項の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。

(予報業務の許可の申請)

第十七条の二 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を気象庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。次条第二項第四号及び第二十一条第二項において同じ。）にあつては、国内における代表者（同号及び同項において「国内代表者」という。）又は国内における代理人（以下「国内代理人」という。）の氏名又は名称及び国内の住所並びに法人である国内代理人にあつてはその代表者の氏名

三 予報業務の目的及び範囲

四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、次条第二項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(予報及び警報の標識)

第二十四条 形象、色彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を發表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれをしてなければならない。

第三章の二 気象予報士

(試験)

第二十四条の二 気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報士試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2 試験は、気象予報士の業務に必要な知識及び技能について行う。

(試験の一部免除)

第二十四条の三 試験を受ける者が、予報業務その他国土交通省令で定める気象業務に関し国土交通省令で定める業務経歴又は資格を有する者である場合には、国土交通省令で定めるところにより、試験の一部を免除することができる。

(気象予報士となる資格)

第二十四条の四 試験に合格した者は、気象予報士となる資格を有する。

(指定試験機関の指定等)

第二十四条の五 気象庁長官は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 気象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第二十四条の六 気象庁長官は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第二十四条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十四条の九第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十四条の七 気象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

3 気象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 検定

(検定の有効期間)

第三十一条 構造、使用条件、使用状況等からみて検定について有効期間を定めることが適當であると認められるものとして国土交通省令で定める気象測器の検定の有効期間は、その国土交通省令で定める期間とする。

第六章 雑則

(交通政策審議会への諮問等)

第四十三条の二 交通政策審議会は、気象庁長官の諮問に応じ、第三条各号に掲げる事項その他気象業務に関する重要事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関に対し、意見を述べることができる。
(経過措置)

第四十三条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国土交通省令への委任)

第四十三条の五 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

第七章 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条の十第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者
- 二 指定試験機関が第二十四条の十六第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員
- 三 センターが第二十四条の三十三において準用する第二十四条の十六第二項の規定による第二十四条の二十九に規定する業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をしたセンターの役員又は職員
- 四 登録検定機関が第三十二条の十三第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録検定機関の役員又は職員

水防関係機関連絡先一覧表

項目	機関名	担当課	担当係	電話 (N T T)	内線	防災行政無線	所在地
						光回線	
						衛星回線	
						衛星携帯回線	
河川情報							
国土交通省	北陸地方整備局	水災害予報センター	流域水害対策係	025-370-6770			新潟市中央区美咲町 1－1－1
	富山河川国道事務所	流域治水課	流域連携係	076-443-4715	358		富山市奥田新町 2－1
	黒部河川事務所	河川管理課	管理係	0765-52-4687			黒部市天神新173
富山県	土木部河川課		防災係	076-444-9098	4097	11-4097 111-4097 080-2965-6980	富山市新総曲輪 1－7
	新川土木センター	工務第二課	河川管理班	0765-22-9125		23-367 123-367 080-2965-6992	魚津市新宿10－7
	入善土木事務所	工務課	河川管理班	0765-72-1134		33-14 080-2965-6997	下新川郡入善町上野11473
	富山土木センター	工務第二課	河川管理班	076-444-4484		21-367 121-367 080-2965-6988	富山市舟橋北町 1－11
	立山土木事務所	工務課	河川班	076-463-1107		32-9-37 080-2965-6998	中新川郡立山町前沢2359－5
	高岡土木センター	工務第二課	河川砂防班	0766-26-8432		22-362 122-362 080-2965-6990	高岡市赤祖父211
	氷見土木事務所	工務課	河川班	0766-74-0952		31-14 080-2965-6999	氷見市朝日丘 9－24
	小矢部土木事務所	工務課	河川砂防班	0766-67-5986		35-14 080-2965-7000	小矢部市今石動町 2－13－1
	砺波土木センター	工務第二課	河川班	0763-22-4314		34-14 134-14 080-2965-6996	南砺市寺家330
	富山県市町村	富山市	河川整備課		076-443-2221		
		道路河川管理課		076-443-2093			富山市新桜町7-38
		防災課		076-443-2181	11	71-11 116-80-71-11 080-2965-7037	富山市新桜町7-38
		土木事務所管理課		076-468-1641			富山市高内365
		土木事務所建設課		076-468-1327			富山市高内365
高岡市		土木維持課	河川港湾係	0766-30-7288	2944	72-9-2944	高岡市広小路7-50
魚津市		建設課	維持管理係	0765-23-1029	338	73-9-338	魚津市釈迦堂 1－10－1
氷見市		ふるさと整備課	治水・治山・漁港担当	0766-30-7071	7071	74-9-7071	氷見市鞍川1060番地
滑川市		建設課		076-475-1462		75-11	滑川市寺家町104
		防災危機管理課		076-475-0573		75-11	滑川市寺家町104
黒部市		道路河川課	道路河川維持係	0765-54-2644	2136	76-9-2137	黒部市三日月1301
砺波市		土木課	施設係	0763-33-1435	234	77-18	砺波市栄町 7－3
小矢部市		都市建設課		0766-67-1760	430	78-9-431	小矢部市本町 1－1
南砺市		建設維持課	公園・河川係	0763-23-2022	2259	79-11	南砺市荒木1550
射水市		河川・港湾課	河川・土砂対策係	0766-51-6684	5231	80-9-5231 016-122-80-80-9-4157 080-8694-0988	射水市小島703
舟橋村		住民生活課	産業建設係	076-464-1143		81-9-22	中新川郡舟橋村仏生寺55
上市町		建設課	建設班	076-472-2479	311	82-9-312	中新川郡上市町法音寺 1
立山町		建設課	都市計画係	076-462-9975	1253	83-9-1253	中新川郡立山町前沢2440
入善町		建設課	業務用地係	0765-72-3824(直) 0765-72-1100(代)		84-9-331	下新川郡入善町入膳423
朝日町		建設課		0765-83-1100		85-14	下新川郡朝日町道下1133

項目	機関名	担当課	担当係	電話 (N T T)	内線	防災行政無線	所在地
						光回線	
						衛星回線	
						衛星携帯回線	
ダム情報							
国土交通省	北陸地方整備局	河川管理課	ダム管理係	025-370-6769			新潟市中央区美咲町 1 － 1 － 1
	宇奈月ダム管理所	ダム課	ダム係	0765-62-9071			黒部市宇奈月町舟見明日音沢 4 － 9
富山県	朝日小川ダム管理所			0765-84-8757			下新川郡朝日町山崎字道口 1 － 6
	舟川ダム管理所			0765-78-2250		080-2965-7023	下新川郡入善町舟見字六谷12
	大谷ダム管理所			0765-54-9261		080-2965-7031	黒部市栗寺字南大平208－ 9
	布施川ダム管理所			0765-58-1454		080-2965-7032	黒部市福平字大坂285
	角川ダム管理所			0765-33-9206		080-2965-7024	魚津市大熊字仙久人487
	上市川ダム管理事務所			076-472-0676		080-2965-7020	中新川郡上市町東種字郷津 1 － 2
	白岩川ダム管理事務所			076-463-0392		080-2965-7014	中新川郡立山町白岩字矢割29
	熊野川ダム管理所			076-483-2568		080-2965-7018	富山市手出12
	熊野川ダム管理所連絡所			076-483-2568（夏季） 076-483-1889（冬季）		080-2965-7021	富山市文珠寺下川原割
	室牧ダム管理事務所			076-458-1105		080-2965-7022	富山市八尾町蒲谷41－ 3
	久婦須川ダム管理所			076-455-1311		080-2965-7013	富山市八尾町桐谷字助島18－ 6
	富山農林振興センター （湯谷川ダム）	農村整備課	水利防災第二班	076-444-4478		080-2965-7030	富山市舟橋北町 1 － 11 （富山市山田赤目谷字湯之檜）
	和田川ダム管理事務所			0763-37-0286		080-2965-7033	砺波市増山1491
	城端ダム管理所			0763-62-0550		080-2965-7015	南砺市上原字大仏島811
	利賀川ダム管理事務所			0763-68-2250(夏季) 0763-68-2304(冬季)		080-2965-7025	南砺市利賀村水無 3 － 21（夏季） 南砺市利賀村大勘場556（冬季）
	境川ダム管理事務所			0763-67-3134		080-2965-7016(夏季) 080-2965-7017(冬季)	南砺市新屋786－ 2
	臼中ダム管理所			0763-55-1435		080-2965-7026	南砺市臼中東島410
	小矢部川ダム管理事務所			0763-55-1104		080-2965-7029	南砺市刀利字大平72－ 2
	子撫川統合ダム管理事務所			0766-67-3107		080-2965-7028	小矢部市宮中字新村15
	五位ダム管理所			0766-65-1358		080-2965-7019	高岡市福岡町五位堀切191

【防災行政無線によるかけ方】

＜光回線＞

- ・かけ方 ※80-(番号): 富山県庁、土木センター、土木事務所、
富山新港管理局、伏木富山港、富山港事務所、
市町村、消防本部から

＜衛星回線＞

- ・かけ方 99-(番号): 富山県庁から
※88-(番号): 土木センターから

＜衛星携帯回線＞

- ・かけ方 ※82-(番号): 富山県庁、土木センター、土木事務所、
出先機関(ダム以外)、市町村、消防本部から
(番号) : ダムから

※別表2の機関から発信する場合は、発信特番を付加すること。

(別表2)

富山土木センター立山土木事務所: 8	上市町役場: 69
高岡市役所: 8	立山町役場: 8
魚津市役所: 80	入善町役場: 8
氷見市役所: 9	富山市消防本部: 87
黒部市役所: 8	高岡市消防本部: 17
小矢部市役所: 17	砺波地域消防組合消防本部: 98
射水市役所: 82	射水市消防本部: 9
舟橋村役場: 8	

項目	機関名	担当課	担当係	電話 (N T T)	内線	防災行政無線	所在地
						光回線	
						衛星回線	
						衛星携帯回線	
水防関係機関							
国 土 交 通 省 富 山 県	水管理・国土保全局防災課		災害対策室	03-5253-8111			東京都千代田区霞が関 2－1－3
	立山砂防事務所			076-482-1111			中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂61
	利賀ダム工事事務所			0763-33-4701			砺波市太郎丸 1－5－10
	伏木富山港湾事務所		沿岸防災対策室	076-441-1901			富山市牛島新町11－3
	富山防災センター			076-478-5511			富山市水橋入江334－4
	福岡防災ステーション			0766-64-0770			高岡市福岡町土屋20
	危機管理局防災課		防災係	076-444-3187		11-3373 111-3373	富山市新総曲輪 1－7
	農林水産部農村整備課		水利防災係	076-444-3378		11-3945 111-3945	富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル 4 階
	富山新港管理局		工務課	0766-84-8292		43-12 080-2965-7010	射水市奈呉の江 7
	伏木港事務所		工務課	0766-44-0277		44-11 080-2965-7011	高岡市伏木湊町 5－15
富 山 市 町 村 消 防 本 部	富山港事務所		工務課	076-437-7131		45-11 080-2965-7012	富山市東岩瀬町海岸通り 5
	富山市消防局			076-493-4141		91-9-251 116-80-91-9-251 080-2965-7067	富山市今泉191－1
	高岡市消防本部			0766-22-3131		92-9-241 122-80-92-9-241 080-2965-7069	高岡市広小路 5－10
	射水市消防本部			0766-56-9489		93-9-104 122-80-93-9-104 080-2965-7071	射水市橋下条1522
	富山県東部消防組合魚津消防署			0765-24-7977		94-11 123-80-94-11 080-2965-7073	魚津市本江3197－1
	新川地域消防本部			0765-54-0119		96-11 123-80-96-11 080-2965-7077	黒部市植木761－1
	砺波地域消防組合消防本部			0763-32-4957		97-9-140 124-80-97-9-140 080-2965-7079	砺波市大辻501
	立山町消防本部			076-463-0005		98-11 123-80-98-11 080-2965-7081	中新川郡立山町米沢36
	西日本電信電話株式会社 富山支店	NTTフィールドテクノ 富山設備部 災害対策担当		076-492-9501			富山市東田地方町 1－1－30
	北陸電力株式会社	再生可能 エネルギー部	水力土木チーム	076-441-2511			富山市牛島町15－1
関西電力株式会社 黒部川水力センター	(黒部川水系)	土木係	0765-62-1561			黒部市宇奈月温泉598 - 1	
関西電力株式会社 庄川水力センター	(庄川・神通川水系)	土木係	0763-82-4255			砺波市庄川町青島3102	
気 象 庁	富山地方気象台			076-432-2331			富山市石坂2415
	新潟地方気象台			025-281-5872			新潟市中央区美咲町 1－2－1
	金沢地方気象台			076-260-1462			金沢市西念 3－4－1
	岐阜地方気象台			058-271-4108			岐阜市加納二之丸 6
交通関係							
公 共 交 通 機 関	西日本旅客鉄道株式会社	富山施設管理 センター		076-432-2842			富山市明輪町 1－227
	あいの風とやま鉄道株式会社			076-444-1300			富山市諏訪川原一丁目3-22
	富山地方鉄道株式会社			076-432-5111			富山市桜町 1－1－36
	加越能鉄道株式会社			0766-22-4886			高岡市江尻1243－1
	万葉線株式会社	軌道課		0766-22-1196			高岡市荻布字川西68

項目	機関名	担当課	担当係	電話 (N T T)	内線	防災行政無線	所在地
						光回線	
						衛星回線	
						衛星携帯回線	
支援団体							
防衛省	自衛隊富山地方協力本部			076-441-3271			富山市牛島新町 6－24
	陸上自衛隊第382施設中隊			0763-33-2392			砺波市鷹栖出935
	陸上自衛隊第14普通科連隊			076-241-2171			金沢市野田町 1－ 8
富山県警察	警察本部警備部警備課			076-441-2211			富山市新総曲輪 1－ 7
	入善警察署			0765-72-0110			下新川郡入善町櫛山1385
	黒部警察署			0765-54-0110			黒部市三日市1524－ 1
	魚津警察署			0765-24-0110			魚津市本江1000
	滑川警察署			076-475-0110			滑川市加島町 8
	上市警察署			076-472-0110			中新川郡上市町大坪 5－ 1
	富山中央警察署			076-444-0110			富山市赤江町 5-1
	富山南警察署			076-420-0110			富山市蜷川 1 2 3-1
	富山西警察署			076-466-0110			富山市婦中町宮ヶ島229－ 1
	射水警察署			0766-83-0110			射水市今井170－ 1
	高岡警察署			0766-23-0110			高岡市あわら町 1－ 5
	氷見警察署			0766-91-0110			氷見市窪300
	砺波警察署			0763-32-0110			砺波市春日町 1－21
	南砺警察署			0763-52-0110			南砺市荒木1008
	小矢部警察署			0766-67-0110			小矢部市小矢部町 6－ 5
報道関係							
テレビ・ラジオ	日本放送協会	富山放送局		076-444-6600			富山市新桜町 4－ 8
	北日本放送株式会社			076-432-5555			富山市牛島町10-18
	富山テレビ放送株式会社			076-425-1111			富山市新根塚町 1－ 8－14
	株式会社チューリップテレビ	放送センター		076-442-7000			富山市奥田本町 8－24
	株式会社テレビ朝日	富山支局		076-431-2270			富山市新桜町 6－18
	富山エフエム放送株式会社			076-442-5533			富山市奥田町 2－11
新聞・通信社	株式会社北日本新聞社			076-445-3300			富山市安住町 2－14
	株式会社北國新聞社	富山本社 (富山新聞社)		076-491-8111			富山市大手町 5－ 1
	株式会社読売新聞東京本社	富山支局		076-441-2888			富山市安住町 7－18
	株式会社朝日新聞社	富山総局		076-441-1671			富山市新桜町 6－18
	株式会社毎日新聞社	富山支局		076-432-3311			富山市新総曲輪 1－ 7－15
	株式会社中日新聞社	富山支局		076-424-4141			富山市丸の内 2－ 3－12
	株式会社日本経済新聞社	富山支局		076-432-4463			富山市本町 9－10
	一般社団法人共同通信社	富山支局		076-432-6901			富山市安住町 2－14
	株式会社時事通信社	富山支局		076-432-6754			富山市安住町 2－14
	株式会社日刊工業新聞社	富山支局		076-424-4277			富山市総曲輪 2－ 1－ 3

インターネットによる河川・海岸に関する情報

国土交通省、富山県では河川の水位や海岸の波高、雨量等の情報を、富山地方気象台では気象情報や海象情報をインターネットで公表しています。

パソコンから

URL

<https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/> 防災ネット富山（富山河川国道事務所）
<https://www.river.go.jp> 川の防災情報（国土交通省）
<https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rd?zm=5&clat> 川の防災情報XRAIN（国土交通省）
<https://d2800000147bueaq.my.salesforce-sites.com/bousai2/> 富山防災WEB（富山県防災課）
<https://www.data.jma.go.jp/toyama/datalink/datalink.html> 富山県版気象庁HPデータリンク集（富山地方気象台）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/> 雨雲の動き（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain/> 大雨キキクル（大雨の危険度）（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/> 浸水キキクル（浸水害の危険度）（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/> 洪水キキクル（洪水災害の危険度）（気象庁）
<https://www.pref.toyama.jp/1503/bousaianzen/bousai/suigai/kj00009527.html> 洪水浸水想定区域図（富山県河川課）
<https://www.pref.toyama.jp/1503/bousaianzen/bousai/suigai/takashioshinsuisoutei.html> 高潮浸水想定区域図（富山県河川課）
<https://www.pref.toyama.jp/1900/bousaianzen/bousai/suigai/kj00017580.html> 津波浸水想定（富山県防災課）
<https://www.pref.toyama.jp/1503/kendodukuri/shinrinkasen/kasen/kj00018796.html> 津波災害警戒区域（富山県河川課）
<http://kawa.pref.toyama.jp/camera/> 富山県河川海岸カメラ・水位情報（富山県）
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.507/137.021/&contents=tidelevel> 潮位観測情報（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#/&contents=wave> 波浪観測情報（気象庁）

携帯電話から

URL

<https://www.river.go.jp> 川の防災情報（国土交通省） . . . 
<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/> 国土交通省防災情報提供センター . . . 
<https://d2800000147bueaq.my.salesforce-sites.com/bousai2/> 富山防災WEB（富山県防災課） . . . 
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/> 雨雲の動き（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain/> 大雨キキクル（大雨の危険度）（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/> 浸水キキクル（浸水害の危険度）（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/> 洪水キキクル（洪水災害の危険度）（気象庁） . . . 
<http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/mail/index.html> 富山県土砂災害警戒情報メール配信サービス . . . 
 （富山県砂防課）

発行 富山県 土木部 河川課

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

TEL 076-444-9098